

平成22年 第2回定例会

# 摂津市議会会議録

平成22年6月14日 開会  
平成22年6月29日 閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

平成22年第2回定例会

### ○6月14日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第37号～議案第52号	1- 3
提案理由の説明（総務部長、保健福祉部長、市長公室長、教育総務 部理事、生涯学習部長、生活環境部長、保健福祉部理事、都市整 備部長、水道部長、消防本部理事）	
質疑（山本靖一議員）	
委員会付託	
日程3 報告第2号、報告第10号～報告第12号	1-16
報告（土木下水道部長、都市整備部長、総務部長、保健福祉部長）	
質疑（渡辺慎吾議員、三宅秀明議員、弘豊議員、本保加津枝議員、 木村勝彦議員）	
日程4 報告第3号～報告第9号	1-24
報告（総務部長、保健福祉部長、生活環境部長、土木下水道部長）	
質疑（山崎雅数議員、山本靖一議員）	
採決	
休会の決定	1-35
散会の宣告	1-35

### ○6月28日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
木村勝彦議員	2- 3
渡辺慎吾議員	2- 7

野口博議員	-----	2-16
柴田繁勝議員	-----	2-23
藤浦雅彦議員	-----	2-30
大澤千恵子議員	-----	2-43
山崎雅数議員	-----	2-51
延会の宣告	-----	2-59

○6月29日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	-----	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	3-2
開議の宣告	-----	3-3
会議録署名議員の指名	-----	3-3
日程1 一般質問		
原田平議員	-----	3-3
本保加津枝議員	-----	3-11
森西正議員	-----	3-20
弘豊議員	-----	3-27
日程2 議案第37号～議案第52号	-----	3-39
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・民生常任委員長 文教常任委員長・駅前等再開発特別委員長）		
討論（山崎雅数議員）		
採決		
日程3 議会議案第12号～議会議案第19号	-----	3-41
討論（村上英明議員）		
採決		
閉会の宣告	-----	3-42

☆添付資料

審議日程	-----	資料-1
議案付託表	-----	資料-2
一般質問要旨	-----	資料-3
議決結果一覧	-----	資料-6

# 摂津市議会会議録

平成22年6月14日

(第1日)

# 平成22年第2回摂津市議会定例会会議録

平成22年6月14日(月曜日)  
午前10時2分開会  
摂津市議会議場

## 1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

## 1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

## 1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 議 案 第 37号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第1号）  
議 案 第 38号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議 案 第 39号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）  
議 案 第 40号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 41号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 42号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 43号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 44号 摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 45号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 46号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 47号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 48号 摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 49号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 50号 摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 51号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 52号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 報 告 第 2号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  
報 告 第 10号 平成21年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件  
報 告 第 11号 平成21年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件  
報 告 第 12号 平成21年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件
- 4, 報 告 第 3号 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件  
報 告 第 4号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件  
報 告 第 5号 摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例専決処分報告の件  
報 告 第 6号 平成21年度摂津市一般会計補正予算（第9号）専決処分報告の件  
報 告 第 7号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件  
報 告 第 8号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件  
報 告 第 9号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件

---

### 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前10時2分 開会)

○上村高義議長 ただいまから平成22年第2回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成22年の第2回定例市議会を招集させていただきましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

まず最初に、先ほど上村議長から伝達されましたが、第86回全国市議会議長会の総会におきまして、森内議員、三好議員が20年永年勤続表彰を受賞されたことに対しまして、心からお祝い申し上げます。今後とも摂津のまちづくりにより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、平成21年度摂津市一般会計補正予算専決処分報告の件ほか10件、議案といたしまして、平成22年度摂津市一般会計補正予算ほか15件、合計27件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○上村高義議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野原議員及び川端議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月29

日までの16日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第37号など16件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第37号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、歳入につきましては、発達障害児の療育に係る府補助金のほか、地域人材育成に係る府補助金及びコミュニティ事業助成金となっております。

歳出につきましては、発達障害児の療育に係る経費のほか、地域人材育成に係る経費やコミュニティ活動支援のための備品購入費など、一部緊急を要する事業について追加補正するものです。

まず、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,938万9,000円を追加し、その総額を319億8,507万1,000円といたしますのでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、款15、府支出金、項2、府補助金1,688万9,000円の増額は、発達障害児の療育に係る補助金及び地域人材育成に係る補助金を計上いたしております。

款19、諸収入、項4、雑入250万円の増額は、コミュニティ事業助成金を計上

いたしております。

続きまして、歳出でございますが、款3、民生費、項1、社会福祉費では、発達障害児の療育に係る委託料256万7,000円を計上いたしております。

款6、商工費、項1、商工費では、地域人材育成業務委託料1,432万2,000円を計上いたしております。

款9、教育費、項7、保健体育費では、体育施設に設置する備品購入費250万円を計上いたしております。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第43号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、既に改正されております地方税法のうち、平成22年6月1日及び同年10月1日から施行される部分について、摂津市税条例の一部を改正させていただくものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料の22ページから新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず最初に、第11条の納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定、第18条の均等割の税率の規定、第46条の法人の市民税の申告納付の規定及び第47条の法人の市民税に係る不足税額の納付の手續の規定につきましては、清算所得課税の廃止等法人税法の改正に伴う規定の整備及び項ずれの修正でございます。

第102条は、たばこ税の税率の規定で、地方税法の改正に伴い、市たばこ税の税率

を1,000本につき3,298円から4,618円に改正するものでございます。

附則第37条は、たばこ税の税率の特例の規定で、いわゆる旧3級品の製造たばこにかかる市たばこ税の税率を1,000本につき1,564円から2,190円に改正するものでございます。

附則第49条の2は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定で、法律の名称変更に伴う文言の修正でございます。

附則第50条は、保険料に係る個人の市民税の課税の特例の規定で、租税条約等実施特例法への法律の名称変更に伴う文言の修正でございます。

最後に、附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、この条例は平成22年10月1日から施行するものでございます。ただし、附則第49条の2及び附則第50条第1項の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、新条例第11条、第18条、第46条のうち同条第6項を除くもの及び第47条の規定は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合における法人の各事業年度分、各連結事業年度分の市民税について適用し、同日前に解散が行われた場合における法人の各事業年度分、各連結事業年度分の市民税については、なお従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

第3項は、平成22年10月1日より前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

第4項は、市たばこ税の税率引き上げに伴い、平成22年10月1日前の旧税率によって課税された製造たばこを10月1日

において販売のために2万本以上保有する卸売販売業者等及び小売販売業者に対して新税率との差額を課税する手持ち品課税の規定でございます。

第5項は、前項の申告に関する規定でございます。

第6項は、前項の申告に基づく納付に関する規定でございます。

第7項は、附則第4項の規定に関する読替えの規定でございます。

第8項は、市たばこ税の返還に係る控除または還付に関する規定でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 議案第38号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成21年度療養給付費交付金の精算返還に伴う補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,129万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億2,847万7,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款9、諸収入、項1、雑入で1億6,129万7,000円を追加しております。

次に、歳出でございますが、款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金で1億6,129万7,000円は、平成21年度の事業実績の確定に伴う療養給付金交付金等の返還見込額でございます。

以上、補正予算(第2号)の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号、平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、平成21年度の老人保健医療諸費の確定に伴う返還金でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

補正予算の第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を792万5,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6、繰越金431万8,000円は、前年度の繰越金で、今回の補正財源といたすものでございます。

次に、歳出でございますが、款3、諸支出金、項1、償還金で431万8,000円を追加補正いたしております。その内容は、平成21年度の国庫負担金、府負担金及び支払基金交付金に係る精算金で、国・府及び支払基金への返還金でございます。

以上、補正予算(第1号)の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号、摂津市国民

健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成22年法律第6号所得税法等の一部を改正する法律の一部が平成22年6月1日から施行されることに伴い、国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の改正の内容でございますが、引用法令の題名変更に伴う条文整理でございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の48ページから51ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明を申し上げます。

まず、第14条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の規定で、今回の改正に伴い、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改めるものでございます。

第20条は、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 市長公室長。

（羽原市長公室長 登壇）

○羽原市長公室長 それでは、議案第40号、41号及び42号につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）13ページから21ページにそれぞれの新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

まず、議案第40号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するために、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、3歳未満の子のある職員が、その子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合、その職員の業務を処理するための措置をとることが著しく困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこと、及び配偶者の就業等の状況に関係なく、職員が育児のため時間外勤務の制限を請求することができることとするもので、第7条第2項及び第3項中の配偶者の就業等に関する除外規定を削除し、第2項を第3項に、第3項を第4項に改め、第2項として時間外勤務の制限に関する規定を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年6月30日から施行するものでございます。

続きまして、議案第41号、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第40号と同様に、少子化対策の観点から、子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、地方公務員の育児休業等に関す

る法律が改正され、子の出生の日から57日の間に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再びその子について育児休業することができること、及び配偶者の就業等の状況に関係なく職員が育児休業をすることができること、また、再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の緩和等の改正が行われたことに伴い、本条例を改めるものでございます。

改正内容でございますが、第2条では、第1号、第2号及び第5号、第6号を削除するとともに、号数の整理を行い、第2条の次に第2条の2を加えるものでございます。

第3条は、再度育児休業を取得できる特別の事情についての改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

第5条は、配偶者の就業等の状況に関係なく職員が育児休業を取得することができる旨の改正に伴い、第1号を削除するもので、同様の趣旨から第8条を削除し、第9条以下を繰り上げるとともに文言の整理を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年6月30日から施行するとともに、本条例の改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

続きまして、議案第42号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、雇用保険の一般被保険者の要件の見直し等を行うため、雇用保険法が改正されたことに伴い、引用条項のずれに応じた改正を行うもので、摂津市職員の退職手当に関する条例第10条第7項及び第8項並びに第11項及び第14項を、ま

た、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第6項をそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとともに、それぞれの経過措置につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第3条により、なお従前の例によるというふうに定めてございます。

以上、市長公室に係る議案の提案説明とさせていただきます。

○上村高義議長 教育総務部理事。

(市橋教育総務部理事 登壇)

○市橋教育総務部理事 議案第44号、摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、教育研究所を現在の男女共同参画センターに移転するため、住所変更が必要となり、条例を制定するものでございます。

改正内容でございますが、摂津市教育研究所条例（昭和45年摂津市条例第22号）の一部を改正し、第2条第2号中「摂津市鳥飼下一丁目7番4号」を「摂津市香露園34番1号」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、男女共同参画センター改修工事の進捗状況に合わせて移転事務を進めるために、本条例は教育委員会規則で定める日から施行するものでございます。

以上、議案第44号の提案内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 議案第45号、摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の

件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、摂津小学校給食調理室のドライ運用施設への移転、新設に伴い、摂津市立味舌体育館を廃止するため制定するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の34ページ及び35ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

改正の内容でございますが、第1条の表、体育館設置に関する表のうち、摂津市立味舌体育館の項を削り、別表第9条、使用料に関する表のうち、味舌体育館の項を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、条例の一部を改正する内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 生活環境部長。

（水田生活環境部長 登壇）

○水田生活環境部長 議案第46号、摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の36ページから39ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例の改正の内容といたしましては、コミュニティプラザの開設に伴いまして、現在の保健センター機能が移転することから、保健センター施設の改修後、市民文化ホールの会議室として4室配置いたすもので、別表第1では会議室の項目を追加するものでございます。

また、別表第1の備考1から4までは、文言の修正と、同表備考5につきましては、文言の修正並びにただし書きを加えるもの

でございます。

次に、別表第2につきましては、使用並びに貸し出しが不可能となった附属設備について見直しを図るとともに、大会議室に整備される備品を追加するものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日は別表第1の会議室に係るものにつきましては、規則で定める日からとし、別表第1の備考1から4、同表備考5及び別表第2につきましては、公布の日からといたすものでございます。

以上、摂津市民文化ホール条例の一部改正に伴う提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第47号、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の40ページから43ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例の改正の内容といたしましては、コミュニティプラザの開設に伴い、福祉会館代替施設でありますフォルテ212、213及びふれあいルームを閉館するものでございます。

第1条では、フォルテ212、213及びふれあいルームに関する項目を削除いたすものでございます。

次に、第5条につきましては、ふれあいルームを閉館することから、市民ルームの休館日について、12月29日から翌年1月3日までに改正いたすものでございます。

また、別表第1及び別表第2では、フォルテ212、213及びふれあいルームに関する項目を削除するもので、別表第1の備考1並びに備考2では文言の追加をいた

すものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行日は、ふれあいルームにつきましては、平成23年1月1日から施行するものでございますが、別表第1の備考1並びに備考2の改正規定につきましては、平成22年6月30日からとするもので、また、第1条の表、フォルテ212、213の改正規定につきましては、平成23年4月1日といたすものでございます。

適用区分につきましては、記載のとおりでございます。

以上、摂津市立市民ルーム条例の一部改正に伴う提案説明とさせていただきます。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 議案第48号、摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の44ページの新旧対照表を併せてご参照いただきたいと思います。

本件は、阪急摂津市駅前で整備が進められてきました新しい保健センターが完成し、現保健センターが移転することに伴いまして、現在の保健センターを改修し、その1階に休日応急診療所を移転するため、所在地の改正をいたすものでございますが、併せまして、現在の休日応急診療所の診療科目に即した名称の変更と条文の整備をお願いするものでございます。

その主な改正点でございますが、まず、施設の名称を「摂津市立休日応急診療所」から「摂津市立休日小児急病診療所」とするもので、休日応急診療所は昭和51年に設立されて、市民の休日における内科、小児科の診療を行っていましたが、平成15

年7月から小児科のみを診療科目としております。

今回の改正では、第5条で診療科目を明らかにするとともに、市民にわかりやすい施設の名称とするものでございます。

また、第6条の診察料等の算定根拠となります診療報酬の引用条文につきまして、「厚生労働省告示」から同告示の根拠法令に表現を改めるものでございます。

その他、名称の変更等に伴いまして、条文の整備をお願いするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行いたすものでございます。

以上、議案第48号の提案説明とさせていただきます。

○上村高義議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 議案第50号、摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例は、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限などを定めており、適正な都市機能と健全な土地環境を確保することを目的として、平成19年10月1日から施行し、区域内における開発時の指導を行ってまいりました。制定時は、南千里丘まちづくり事業は事業中であり、条文中の道路や公園の名称が仮称となっておりますが、その後、道路の認定により市道名称が決定され、公園につきましても正式名称が決定されたため、変更を行うものでございます。併せまして、C街区及びD街区のゾーン名称も変更するものでございます。

それでは、議案書に従いまして、改正内容をご説明いたします。

議案参考資料の52ページから新旧対照表も併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

壁面の位置の制限で、第7条第1号中の「特殊道路1号線」を「市道南千里丘駅前1号線」に、同条2号中の「区画道路1号線、区画道路2号線」を「市道南千里丘5号線、市道南千里丘6号線」に、同条5号中の「特殊道路2号線」を「境川せせらぎ緑道」に改めるもので、これは、道路の認定に伴う名称や施設の供用開始に伴い、施設名称が決定されたことにより改正いたすものでございます。

第5条関係の別表の項中、「住宅供給ゾーンA」を「住環境支援ゾーン」に、同表4の項中の「住宅供給ゾーンB」を「職住近接ゾーン」に改めるもので、これにつきましては、地区の名称と制限いたしております建築してはならない建築物のイメージが合わないということで、言いかえれば、建築しても構わない建築物までがゾーン名称では建築できないようなイメージになっていると大阪府からの助言もあり、今回、道路などの施設名称と併せて改正いたすものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、議案第50号に係る提案説明とさせていただきます。

○上村高義議長 水道部長。

(中岡水道部長 登壇)

○中岡水道部長 それでは、議案第51号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本年4月から大阪府営水道料金が1立法メートル当たり88円10銭から78円に改定されましたが、給水収益の減少や今後の施設改修の必要性などを考えれば、本市の水道料金は値下げできる状況ではありません。しかしながら、昨今の厳しい景気状況を考慮して、今回、一般家庭用料金を重点的に本市水道料金を改定するものでございます。

それでは、条例改正の内容についてご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の54ページから55ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、併せてご参照賜りますようお願いいたします。

今回の改定は、別表第1中の一般用の水道料金を改めるものでございます。

まず、基本料金でございますが、用途が一般用で家事共用及び20ミリメートル以下のメーターを使用されている場合につきましては、6立法メートルまでは700円を680円に改めるものでございます。一般の口径25ミリメートル以上につきましては、25ミリメートルは1,400円を1,380円に、口径40ミリは6,500円を6,400円に、口径50ミリは1万1,500円を1万1,300円に、口径75ミリは3万1,000円を3万600円に、口径100ミリは6万円を5万9,200円に、口径150ミリは16万円を15万8,000円に、口径200ミリは32万円を31万6,000円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、従量料金につきましては、家事共用及び20ミリメートル以下のメーターを使用されている場合の6立法メートルを超え8立法メートルまでは、1立法メートルにつき65円を59円に、8立法メートル

を超え10立法メートルまでは、1立法メートルにつき145円を139円に改めるものでございます。また、口径25メートル以上の1立法メートルから10立法メートルまでは、1立法メートルにつき145円を139円に改めるものでございます。

次に、改正条例の附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、平成22年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置を定めたもので、改正後の条例は施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの水道の使用に係る料金については、なお従前の例によることを規定いたしております。

第3項は、料金の算定方法を定めたもので、施行日前最後の検針日の翌日から施行日以後最初の検針日までの間における料金は、算定の基礎となるべき使用水量を各日均等に使用したものとみなし、日割り計算により算定することを規定いたしております。

なお、今回の改定により、家事共用及び20ミリメートル以下のメーターを設置されている世帯で使用水量が月8立法メートルの場合の水道料金は、現行月額871円が837円に、使用水量が月10立法メートルの場合は、現行月額1,176円が1,129円になり、年間で約2,000万円の影響額を見込んでおります。

以上、条例の一部改正の内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 消防本部理事。

(浜崎消防本部理事 登壇)

○浜崎消防本部理事 議案第52号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容

をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)の56ページに新旧対照表を記載しておりますので、併せてご参照願います。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、本条例を一部改正するもので、非常勤消防団員等の遺族補償年金に関して、児童扶養手当法の改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなるため、児童扶養手当と遺族補償年金との重複支給を避けるため、受給調整を新たに規定するものでございます。

改正の内容につきましては、附則第5条第7項第1号及び第2号において、児童扶養手当法の引用条項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年8月1日から施行するものでございます。

以上、内容説明とさせていただきます。

○上村高義議長 説明が終わり、質疑に入ります。山本議員。

○山本靖一議員 議案第51号についてお尋ねしたいと思います。

水道料金の値下げということで、今度、大阪府営水が10円10銭の値下げですけれども、7,500万円ほどの影響があると。市長の思いとしては、そっくりそのまま値下げしたいということかもしれませんが、出てきた答は約2,000万円、3分の1にも満たない。これは大きな事業所の漏水問題などがあって、これまで説明をしてきていただいたわけですが、19年でしたか、市長が向こう10年間は水道料金の値上げはしないと声明されました。その方向に沿って今度の平成31年までの事業計画とか水道の収益の見込みなどがな

されているわけですが、この市長の方針に沿って摂津市の水道料金はどういうふうになっていくか、一番の大本に太中浄水場をどう活用するかという問題があると思います。

太中浄水場の能力という点でいえば、これは平成8年から11年にかけて47億円をかけて整備された。今度の計画では、平成28年にコンピュータの入れかえで13億5,000万円ほど見ているわけですね。これを計画の変更ということで2か年にしたら11億円余りと。なぜこの1年間の見直しの中で2億円ほど下がったのかなという疑問は残るわけですが、約60億円ほどかけて太中浄水場の整備がやられていくと。そこで、この太中浄水場をどういうふうにしていこうと考えておられるのか、これを1点お聞かせ願いたいと思うんですね。

自己水を確保していくというのは、これは大事なことだと思うんですが、6本の井戸で公称能力としては315万トン余りだったと思うんですね。ところが、平成16年には403万トン以上の水をくみ上げているわけです。公称能力よりもはるかに大きな能力を持っているわけですから、この自己水をどこまで引き上げられるのか、この6本の井戸について、昭和57年の6月だったと思うんですが、6本すべてに3重のケーシングを入れたんですが、この口径の関係で増強事業をやられたんですが、3号井戸と6号井戸については増強工事がやられていません。増強工事がやられた最後の工事は2号井戸だったと思うんですが、13年にやられておる。それ以降、増強工事はやられていない。つまり、今の井戸をどういうふうにしていくかというのが一つの大きな課題だと思うんで

すけれども、この中身について教えていただきたいと思っています。

井戸を増強しても、今度は水を配る範囲、今度、千里丘のガードを抜くということに合わせて千里丘地域1丁目から7丁目まで太中浄水場の水を回すということで、安威川以北については、浜町、北別府を含めて、すべて太中浄水場の水を回すというふうな、そういう体制がとられたと。これで見えますと、自己水でどこまでカバーしていけるのか、どこまで考えておられるかということもあると思うんですが、まず第1点目は、今言いましたように、太中浄水場についてどういうふうを考えていかれるかということをお聞かせいただきたいと思っています。

それから、もう一つ気になる場所ですけれども、有効有収水量の問題ですね。これは93.2%、平成20年、水道事業年報でそういうふうになっているんですが、91%に落ちたときもあるわけですね。そこで気になりますのは、メーター不感水量というのがありますよね。これで大体毎年30万トンから50万トン近いところ、このメーターの関係でいえば、メーターに感じない水ということで、それはお金にならない、そういう扱いです。間違っていたら訂正していただきたいんですが、25ミリ管以下についてはプラスマイナス5%、それ以上は10%というふうに見られるんですが、これでいきますとマイナスしか感じない、そういうことですね。つまり、プラスに振れている部分については、これはわからないけれども、マイナスの部分だけについては毎年30万トン以上お金が入ってこない、ということになっているんですね。これは、国の基準に合わせてメーターの感じない範囲、許容

範囲だからということで数字を当てはめて計算されていると。この数字が出てきたときに不明水という数が決まると。つまり、不明水と、それからメーター不感水量を合わせますと、年間大体6%から7%ぐらいあるわけですね。これは、乱暴な計算ですけども、水道給水収益を20億円とすると、6%でいえば幾らになるんでしょう。1億2,000万円ぐらい。つまり、このメーター不感水量をどういうふうに見るかということで不明水が上がったり下がったりするわけですね。平成17年には、この不明水というのは随分上がったんですけども、それ以降は0.9%とか、20年は1.5%に上がっているわけです。つまり、不明水を上げるか下げるかというのは、メーター不感水量のところで下がることによっていろいろ変化すると。何が言いたいかといいますと、こういうふうにお金にならない水について、どういうふうに対策を講じていくか。今の時代に3%も誤差があるようなメーターは絶対ないと思うんです。そんなメーターはもう売れないと思うんですよ。今おっしゃっているように、上下5%あるいは10%、こんな数字を当てはめて、あと不明水を割り出していくという、こういうやり方は改めていくと。つまり、50万トン、60万トンの水が全くむだに流れているということになれば、この不明水対策を本気でやれば、そういうものがお金として返ってくるのではないかという思いがするわけです。

この不明水を調査するために人件費がかかるとか、いろいろ採算ラインがあるかもしれませんが、本質的な体質を改善しない限り、これは経営改善につながらないというふうに思うんです。民間委託とか職員を減らすとかいうようなことは一番

手っ取り早い方法かもしれませんが、大事な水道事業を維持していくために、体質改善という点でいえば、この不明水の対策、そこにやっぱり一度目を向けていく、そういう必要があるのではないかという思いがするわけです。

この2点について教えてください。

○上村高義議長 水道部長。

○中岡水道部長 それでは、ただいま山本議員のほうから、まず太中浄水場の井戸の活用ということでございますけれども、私も、これまでこの井戸につきましては、ケーシング等をしながら、できるだけ上がるように改修とかをしてきたつもりでございます。議員おっしゃるように、約400万トンは上がると思っております。ただ、それぞれ井戸の改修等がその都度ありますから、全体ですべて上がって400万トンということでございますので、これができるだけ長続きするようにしたいとは思っておりますが、ケーシングを何回もやっておりますと井戸が上がらなくなりますし、そのときにはやっぱり新しい井戸を掘るといようなことも考えなければならぬ状況も出てくると思います。そのときにつきましては、大阪府営水のほうにゆだねるのか、あるいはお金をかけてまた新しい井戸を掘るのか、それについてはまた今後検討させていただきたいと思っております。今現在は6本の井戸が上がる限り、その部分で自己水を活用しながら、できるだけ府営水を抑えていくという考えでやっております。

それから、メーターの不感水量及び不明水ですけども、このことについては私も十分に理解をしております。今現在3%強ぐらいでメーターの不感率を算定しておりますけれども、この算定については、口径ごと及びそのメーターの年数ごとに計

算をいたしまして不感率を出しております。全国的には大体平均の3%なりを直接配水量に掛けて出しているところもありますけれども、私どもはメーターの年数なり口径に合わせて計算して毎年出しておりますので、不感率の数字は年々変わっておるということでございます。

それから、平成16年、17年、おっしゃっていましたが不明水が多かった部分につきましては、これは大きな漏水があったということで担当のほうから聞いております。不明水にしましても、不感率を除けば、残った不明水、原因が何かということでございますけれども、この部分につきましては、恐らく漏水の部分が多々あると思いますので、昨年から漏水調査ということで業者に委託してやっておりますので、この部分については毎年ある一定地区を決めながら市域全体に広げていきたいと思っております。

今後につきましても、水については大切な資源ということで、できるだけ漏水等によるむだな水がなくなるということについては、財政の問題もありますけれども、そこについては一定の配慮はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 メーターの不感率の問題ですね。これは、平成17年は3.5%なんです。明るる年にずっとメーターを変えられたのか、ようわかりませんが、平成19年には2.7%に落ちているわけですよ。これはメーターを変えられたんですか。そういうことじゃないでしょう。計算式を当てはめただけなんです。しかも、プラスのほうは全然計算に入っていないと。メーターに感じないというふうなことだけしか、つまりお金にならないように、市民

の負担にならないようにというふうな帳面づらはなっておるんですけど、実際にプラスのほうに振れるメーターだってあるわけですよ。それは一般家庭の方の負担になっているわけです。そうでしょう。プラスマイナスでマイナスしか感じない、そんなメーターはないはずだと私は思うんですよ。これはメーカーに問い合わせ、この数字を当てはめるということではなしに、本当に実態としてどうなのかと、そういうことの解明が必要だと思うんです。今のメーターでそんなに3%も4%も狂うようなメーターがあるんやろうかなと、そんなものは商品になりませんよねというふうな私は思いがあるんですけれどもね。唯々諾々とそういう昔の法律を当てはめて、自分たちの経営をしっかりと見詰め直すということが大事ではないかと。残った分は全部不明水やと、こんな乱暴なやり方はないと思うんです。有収率を上げるためにここにメスを入れていくという、そういう考え方をきっちり持っていたきたいというのが一つ。改めて答弁を求めたいと思うんです。

それからもう一つ、これは平成30年には有収水量、有効水量という形で出されたと思うんですけれども、914万立法メートルということで、これは総配水量でいえば大方980万立法メートル、980万トンぐらいになるのかなという思いがするわけです。そうすると、府営水と自己水を合わせて1,000万トンを切る、そんな状況になってくるわけですね。自己水をどこに置くか、つまり400万立法メートルをベースにすれば、少なくとも安全率を見ても大阪府の府営水は650万トン、頑張っていけば600万トンになるのではないかと。つまり、今よりも150万立法メートルから100万立法メートルは節約できる

と、そういう計算になるわけですよ。つまり、自分のベースを本当にはっきりさせんと、これは相手があることですから交渉にならないというふうに私は思うんですよ。100万立法メートルというのは、今、78円ですから、これは7,800万円の節約になるわけですね。これはもう企業団になっていきますから、どういう交渉が出てくるかわかりませんが、腰を据えて交渉しようと思えば、自分の足元をはっきりさせるといことだと思わすけれども、改めて太中浄水場、今、井戸はそのとき任せのような答弁でしたけれども、ここは今言いましたように60億円もかけてつくったんだから、これはきっちりと活用していきますと。府営水は、こういう人口減、総合計画でもそういうふうに引いていっていますから、しかも毎年1.2%水需要が減っていくという計算をしているわけですから、交渉をする上で太中の浄水場の位置付け、そういう消極的ではなしに、今持っている財産をどう活用するかという、そういう視点について、もう一度、これは水道管理者の市長のほうから太中浄水場の活用についてはどういうふうに考えていかれるかということ、それから、事業団になっても、この承認水量の関係はまた市長の出番だというふうに思っていますので、そういう決意も含めてご答弁いただけたらと思います。

○上村高義議長 水道部長。

○中岡水道部長 メーターの不感の部分でございますけれども、確かにおっしゃいますように、今現在、不感率が低いメーターも最新の部分ではたくさん出てきております。そういうことについても検討させていただきたいと思っておりますけれども、やっぱり財政の関係もありますから、メーターの研究もさせていただいて、できるだけ不感

率が少なくなるような形で今後運営させていただきたいと思っております。

あと、おっしゃいました太中浄水場、確かに多額の費用をかけて改修もいたしておりますので、井戸につきましてもできるだけ長く使えるように、あるいは掘るときにはどれぐらいの費用がかかるかということも見きわめながら、今後とも十分活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 山本議員の質問にお答えをいたします。ちょっと答弁になるかどうかわかりませんが。

下水も水道もすべからくそうですけれども、行政改革ということで、人を減らしたり民間委託しますけれども、一方で、今言われたように不明水等々、より効率のいい徴収というんですか、水そのものを生かさないと、両方並行してしっかり取り組んでいかないといけないと思っておりますので、今ご指摘があった点等々についてもよく内容を調べまして、どういう積算内容か、ちょっと私のほうで把握しかねる点がありますので、また報告したいと思います。

そして、太中浄水場の方針をしっかりと持っておかないと対府にも話ができないんじゃないかということだと思わすけれども、太中浄水場につきましては、300万トン、400万トンという、府下でもこんないい水源を持っているところはそんなにたくさんないと思わすけれども、摂津市としては一つのきちとした明確な基準は持っておりますけれども、これはご存じだと思いますけれども、今まで大阪府がどっちかという大阪府のペースでこれだけ買ってくれと、これだけ総額で決まっているから、あんたところはこれやという、何

かそういうふうな割り当てみたいなのがありました。十分この太中を生かしていない面も多々あったんですけども、やっぱりそれじゃ困るということで、摂津市は恐らく他市から比べると大幅に大阪府の割り当て量を減らしてきた経緯がありますけれども、そんなことも含めて、今までそんなような大阪府の言いなりみたいなのになってはいけないし、今度は企業団に移行いたしますので、そういうことで、さらに太中浄水場のあり方についてしっかりとした方針を立てて今後経営していきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○上村高義議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑を終わります。

お諮りします。

本16件のうち議案第50号については、駅前等再開発特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程3、報告第2号など4件を議題とします。

報告を求めます。土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容のご報告を申し上げます。

本件は、平成22年3月2日に発生いたしました道路反射鏡転倒事故による車両被害につきまして、平成22年3月29日に示談が成立し、損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成22年3月29日に専決処分いたしました

もので、同条第2項の規定によりご報告申し上げますのでございます。

事故名、事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は報告第2号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきましてご説明申し上げます。

平成22年3月2日火曜日の午後1時15分ごろ、新在家2丁目23番1号地先、市道新在家49号線に設置しておりました道路反射鏡が根元より折れ、転倒したもので、道路上に駐車しておりました軽車両に被害を与えたものでございます。

被害状況は、軽自動車のテールゲートパネル及びルーフパネル等の損傷でございました。現場を検証いたしましたところ、道路反射鏡への接触など、事故としての痕跡は認められず、支柱鋼管の折れ口にさびと内側には腐食が見られたことから、転倒の原因は、道路反射鏡支柱の根元の腐食により自然転倒したものと判断いたしましたものでございます。

損害賠償の内容につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議をいたしましたところ、過失割合を本市100%、相手方ゼロ%と判定され、相手方と話し合いの結果、車両の修理費用の10割に当たる26万2,500円を損害賠償金として支払うことで示談が成立し、支払いを済ませたものでございます。

また、損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会から補てんされております。

この事故発生を受け、今後の点検業務におきましては、今回の事故を教訓にし、道路反射鏡の清掃点検業務におきましても、支柱の腐食には十分注意を払うよう指示す

るとともに、職員により転倒の危険性のある道路反射鏡を確認した折には撤去を行うなど、事故防止に努めております。

また、今後の道路構造物の管理につきましても、道路パトロールを強化しつつ、良好な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分の報告の件につきまして、ご報告とさせていただきます。

○上村高義議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 報告第10号、平成21年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件につきまして、その内容をご報告申し上げます。

平成21年度継続費の繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款7、土木費、項4、都市計画費の南千里丘まちづくり事業で、継続費の総額25億9,492万1,000円のうち、平成21年度の継続費の予算現額は17億5,101万2,921円のうち、支出見込額は10億3,630万4,295円となり、残額7億1,470万8,626円を翌年度へ通次繰越をさせていただきたくもでございます。なお、繰越額の財源内訳は、繰越金3億1,960万8,626円、地方債3億9,510万円でございます。

次に、款7、土木費、項4、都市計画費の南千里丘土地区画整理事業については、継続費の総額9億3,500万円のうち、平成21年度の繰越費予算現額6億9,134万2,029円で、支出見込額は5億

5,065万6,156円となり、残額1億4,068万5,873円を翌年度へ通次繰越させていただきたくもでございます。

なお、繰越額の財源内訳は、繰越金7,618万5,873円、地方債6,450万円でございます。

以上、継続費の繰越内容につきましてご報告申し上げます。

○上村高義議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第11号、平成21年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件についてご報告申し上げます。

本件につきましては、平成21年度補正予算第6号及び第8号で繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、今般、平成21年度における繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

その内容につきましては、款2、総務費、項1、総務管理費、コミュニティプラザ整備事業で、設定金額2億5,826万3,000円に対し、2億4,430万1,813円を翌年度に繰越しさせていただきたくもでございます。財源はすべて一般財源となっております。

次に、款3、民生費、項1、社会福祉費、障害者総合支援センター事業で、設定金額1,412万2,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただきたくもでございます。財源はすべて未収入特定財源の国庫支出金となっております。

次に、項2、児童福祉費、保育所整備事業で、設定金額110万円、子ども手当給付事業で、設定金額825万1,000円に対し、それぞれの金額を翌年度に繰越し

させていただくものでございます。両事業ともにその財源はすべて未収入特定財源の国庫支出金となっております。

次に、款4、衛生費、項1、保健衛生費、新型インフルエンザ対策事業で、設定金額3,909万3,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として府支出金が2,932万円、残り977万3,000円が一般財源となっております。

同じく斎場管理事業で、設定金額1,094万5,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源はすべて未収入特定財源の国庫支出金となっております。

同じく一般事務事業で、設定金額302万円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源はすべて一般財源となっております。

次に、款7、土木費、項4、都市計画費、吹田操車場跡地まちづくり事業で、設定金額1,536万円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源はすべて一般財源となっております。

同じく公園遊具取替事業で、設定金額600万円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源はすべて未収入特定財源の国庫支出金となっております。

次に、款8、消防費、項1、消防費、情報収集伝達体制整備事業で、設定金額302万円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源はすべて未収入特定財源の国庫支出金となっております。

次に、款9、教育費、項1、教育総務費、

教育研究所移転事務事業で、設定金額2,444万2,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源の内訳は未収入の特定財源として国庫支出金が2,040万1,000円、残り404万1,000円が一般財源となっております。

同じく学校等ICT環境整備事業で、設定金額1億5,119万円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源の内訳は未収入の特定財源として国庫支出金が1億3,702万7,000円、残り1,416万3,000円が一般財源となっております。

次に、項2、小学校費、小学校施設運営事業で、設定金額1億1,177万8,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源の内訳は未収入の特定財源として国庫支出金が2,707万8,000円、地方債が8,470万円となっております。

同じく小学校耐震補強等事業では、設定金額1億911万6,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として国庫支出金が4,821万6,000円、地方債が6,090万円となっております。

次に、項3、中学校費、中学校施設運営事業で、設定金額6,824万1,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として国庫支出金が1,654万1,000円、地方債が5,170万円となっております。

同じく中学校耐震補強等事業では、設定金額2億2,134万円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただくものでござ

ございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として国庫支出金が1億5,021万3,000円、地方債が7,110万円、残り2万7,000円が一般財源となっております。

次に、項4、幼稚園費、幼稚園施設運営事業で、設定金額91万7,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただきましてでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として国庫支出金が61万7,000円、地方債が30万円となっております。

同じく幼稚園耐震補強等事業で、設定金額5,627万1,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただきましてでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として国庫支出金が1,987万1,000円、地方債が3,640万円となっております。

次に、項5、社会教育費、公民館施設改修事業で、設定金額322万6,000円に対し、その全額を翌年度に繰越しさせていただきましてでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として国庫支出金が82万6,000円、地方債が240万円となっております。

以上、繰越明許費の繰越しの内容につきましてご報告させていただきます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 報告第12号、平成21年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、その内容をご報告申し上げます。

本件につきましては、平成21年度補正予算第4号で、繰越明許費の設定をお願いいたしましたところでございますが、今般、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法

施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告を申し上げます。

その内容につきましては、款1、総務費、項1、総務管理費、地域介護・福祉空間整備事業で、2,625万円を全額翌年度に繰越しさせていただきましてでございます。繰越しをいたします財源は、未収入の国庫支出金でございます。

以上、繰越明許費の繰越内容につきましてのご報告とさせていただきます。

○上村高義議長 報告が終わり、質疑があればお受けいたします。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 報告第2号に関してお聞きしたいと思います。

先ほど、宮川部長のほうからご説明いただきましたけれども、非常にこのことは一歩間違えたら人の命にかかわるような、人身事故につながるような案件、報告でございます。過去においてどのような点検がなされ、また年に何回ぐらいそのようなパトロールをされているのかお聞きしたいと思います。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

確かに突然の転倒でございますから、予期せぬ事故でございます。人身事故等があれば非常に大きな問題になろうかと思っております。そのような中で、私どもも平成19年に一度転倒事故を直近では経験しております。それ以降、摂津市域には約1,100ほどのカーブミラーを設置している状況でございますが、それにつきまして、職員によりまして点検を実施したという状況でございます。それ以降、清掃点検等の業務に、やはりそういう点検項目を加えまして実施していると。また、パトロールにつき

ましては、日々市内をパトロールしている状況にございまして、1日全市域を確認しているわけではございませんが、その都度カーブミラー等の施設についてもパトロール道中の施設について確認しているという状況でございます。

○上村高義議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 パトロールをされているといっても、このような事故が起きたら、していないのと一緒にございまして、たまたまこれは車でよかったですけど、しかし、このときに子どもたちとか、例えば、その下を通ってはる方々に、あんなカーブミラーがひっくり返ったりとかなったら、これは命にかかわることですよね。保険でも100対ゼロですか。100%行政が悪いというような事故を起こした場合、これは市長、何らかのペナルティとか責任の所在をはっきりすべきというふうに私は思いますので、市長、そのことに関してどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 カーブミラーにかかわらず、いろんな場面でこういうことはあります。不可抗力と言ってしまうと身もふたもないので、そういうことは言いません。このカーブミラーにつきましても、一番の根本的な解決策というのは、私はステンレスに変えていくべきだと思います。議会からもそういう話も前にあったと思います。どうしても地中で見えないといいますか、その上にアスファルト、セメントを張ってしまって、職員の手で点検をこんこんとやるんですが、予期せぬ腐食があって、特にカーブミラーの場合は、あそこで猫とか犬とかがありまして腐食しやすいんですね。そういうことで、今回も念には念を入れておったところが、こういうことが起こりました。

根本策は、その都度責任をとっていくというのは簡単な話ですけれども、そういうことも問題の重要性というのをしっかり見詰める中、一方で今後、何ぼ責任をとってなくならないような話じゃいけませんので、しっかりと問題意識をとらえて、そういう製品を、しかし、これも膨大なステンレスとなりますと高額なお金がかかりますので、どのような長期的に計画を持って、今ある1,000本ですか、これを全部すぐ変えるというわけにもまいりませんので、そういうことを言っておられるんだと思いますけれども、しっかりと問題意識を持っていきたいと思います。

○上村高義議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 当然費用もかかることですし、市長がおっしゃったように、たちまちその1千何百本をかえよということは不可能に近いと思いますけど、ただ、行政というのは、一番大切なことは市民の生命と財産を守るということが基本でございますので、こんなカーブミラーがよそにもそのような腐食しとるのがあったら、おちおち道も歩かれへんような状況ですし、またこれは子どもたちの通学路なんかにあるわけですから、そういうことを考えますと、これは点検の内容も変えていったり、専門家の意見を聞いたり、そういうことをしながら対応していかなと、これはとんでもない事故につながってってしまうのではないかとというふうに私は非常に危惧をするわけでございます。そういう点で、だれだれが責任をとったら済むという問題じゃないことはよくわかるんですけど、ただ、ある程度のペナルティを課して責任意識を持つということ、これは当然だというふうに思います。その点をしっかりとご検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○上村高義議長 ほかにございませんか。三宅議員。

○三宅秀明議員 ただいま同会派の渡辺議員からご意見がありましたけれども、私は感覚から申し上げたいんですが、今、気温の寒暖の差が激しい時期が多々ありまして、役所に来る途中などの道路でも、少し以前と比べて傷みのぐあいが激しくなっているんじゃないかなという感覚があるんですね。これは中央環状線とか交通量の多いところをはじめとして、そうでないところも、これまでの傷みのスピードと違う気がします。今回、カーブミラー転倒ということなんですけど、これもひょっとしたらそういった気温の急激な変動が一つの要因として加わっているんじゃないかなというような思いもいたしまして、そういった点も今後点検等、また新設等のときに考慮されて、今回はカーブミラーですけれども、道路の修繕、また水道管、下水道等、公共施設の整備においても、そういった最近の気候の変動の状況も加味していただきたいなど、考えとして申し上げたいんですが、答弁が可能であれば部長からいただければと思います。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 確かにご指摘のとおり、傷みが非常にあちこちで目につくという状況は私どもも身を持って感じておるところでございます。ただ、今の現状の中で、施設をいかに延命させるか、その中で経費節減を図っていくかということも我々の事務担としての責務であるかなというふうに考えております。今、ご指摘のとおり、確かに気象の関係も大きく影響しているんじゃないかなと思います。

今回の件につきましては、やはり犬のマーキングといいますか、そういうのが大き

く影響していたんじゃないかなと感じます。また、点検の中でも、一応この物件につきましては、平成22年度に取り替えるという段取りをしておりましたけれども、どういふ状況の変化があったのやばわからんのですが、外圧はなかったと。接触事故だとか、そういうものですね。やはり自然転倒による転倒ということでしたので、私どもも日々パトロールを重ね、点検も慎重に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

○上村高義議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 平成22年度に取り替えるという予定であったというご答弁をいただきまして、先ほど来も同僚の渡辺議員からご意見ありましたように、公共施設ですので、やはり市民の安全と近いと配慮されて、いろんな可能性も踏まえて対応していただきたいということを申し上げておきます。

○上村高義議長 ほかにございませんか。弘議員。

○弘豊議員 ただいまの報告でもありました第2号の件ですけれども、この報告の中で、事故後、損傷が激しい道路反射鏡の支柱を撤去されている部分があるというふうにも聞きました。この間、私の近くの方から、以前はカーブミラーがありましたけれども、そこが突然なくなって、その後、いつになったらつくのかがわからないと、こういうお話を聞いたんですけれども、全体で1,100か所ほどあるそうした支柱のうち、今すぐにも取り替えなければならない、また、もう既に撤去をされている、そういうところが何か所ほどあるのか聞かせていただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 事故後、私どももやはり同じことを、平成19年から21年に発生しておりますから、それほど期間としてはあいておりません。そういうふうな状況の中で、一応職員のほうでカーブミラーを確認いたしております。その中で、やはり転倒事故につながるのではないかと、ちょっと施設的に損傷が目立つ、この分につきましては8基撤去をいたしております。突然なくなったということでご不便をおかけしておろうかと思っておりますが、できるだけ早い時期に復元したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○上村高義議長 弘議員。

○弘豊議員 説明いただきましたが、私のほうで相談というか、お話を聞いたところの角のカーブミラーですが、ここは交通量も多いですし、車がそこから出てきた際にミラーがないと、本当にいつ事故が起こるか不安だというようなことを、その角のお家の方からも耳にしています。そういった意味では、このカーブミラーがなくなって、もう1か月以上既にたっていますけれども、そうしたことが、今回は損傷が激しいというようなこと、また事故があつてすぐそういう対応をとったということでもありますけれども、本来だったら交換をしなければならぬ計画、次の工事、きちんと次のものをつくるのが決まってからの撤去ということが望ましいというふうにも思っています。ただ、今現在そうならない部分では、やはり予算の面を含めて、計画的に腐食されている、傷んでいるところの支柱をかえていく、そういうことが必要だというふうにも思うんですが、今回撤去されているのは8基ということですが、年間交換していく、そういうものの計画等はどのようにな

っているのか、この点についてももう一度だけお聞きしたいというふうに思います。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 私どももこういう事故を重ねることなく計画的に取り替えてまいりたいと考えております。その中でやはり財政上の問題もございまして、昨年度43基取り替えを実施していると。今年度におきましても約50基程度を取り替える予定としておるところでございます。よろしく願いいたします。

○上村高義議長 ほかにございせんか。本保議員。

○本保加津枝議員 私のほうも、急にミラーが撤去をされたということで、どうしてかというふうなお問い合わせがありました。これは鳥山公園のすぐ近くにありますミラーでしたけれども、ここはもともと非常に交通量が多く、事故が多いからつけられていたのに、急に撤去をして、その理由も何も提示もされていないしということで、大変近隣の方から不安であると、危険な場所についての対応について本市のほうはどう考えているのかということでお問い合わせがありましたので、直ちに道路課のほうにこの件についてお願いをしにまいりましたところ、予算の都合もありますので、いつになるかわからないと。ただいま部長のほうからもお答えをいただいておりますけれども、やはりミラーを撤去することについても、突然危険な箇所からミラーがなくなったということで、大変近隣住民の方は不安を持っておられるので、こういったことに対しても、やはり対応についてはきちんとした対応をお願いしたいなというふうに思いました。予算の都合もあるということとは重々わかっていることではありますけれども、それについて、それだけで済ませ

るのではなくて、できるだけ危険な箇所からといえば、危険な箇所だからこそミラーがつけられた、設置されているということが現状であると思いますので、その点についてもきちんと臨時に対応するならそれなりの処置をしっかりと考えた上で行っていただきたいなというふうに思うわけです。また、事故が多いからつけられている箇所のミラーにつきましては、その撤去した後、対応をきちんと処置をしていただきたいということにつきましては、通行量の多いラッシュ時間帯などについては、やっぱり警察署にも協力をお願いして立っていただきたいと、このようなご意見もありましたので、その点についてはどのようにお考えであるのかお聞かせをいただきたいと思いません。

それからもう1点、ミラーというのは基本的には通行する際に危険であるかないかということを確認して往来するための場所に取り付けをされているものだと思いますけれども、この事故があった車がミラーに当たったという現状については、詳細について、何でそんなところに車がとめられていて、どういう状況であったのかについても、もう一度お聞かせをいただきたいと思しますので、お願いいたします。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 確かにいきなりカーブミラーを撤去して、周辺の方々にその趣旨をご説明していないということについては反省するところでございます。今後、そういう箇所も出てきようかと思しますので、撤去した折には、せめて自治会長さんであったり、あるいは自治会長さんのほうに確認した上で、その周辺の班長さん、あるいは役員さんの方々にその旨をお伝えするなど、そのような工夫をとってまいりたいと

考えております。

今回の事故の件で、なぜその車がとめてあったのか、これは私どもとしましても非常に判断しがたいところでございます。路上駐車されていた、その際にカーブミラーがあった、たまたま根元の腐食により自然転倒した、運悪くその車両にそのカーブミラーが当たった、この状況でしか今のところわからない状況でございます。ただ、所有者の方になぜそこに駐車をされていたのかということまでは言及していないのが現状でございます。

○上村高義議長 本保議員。

○本保加津枝議員 ただいまご答弁いただきましたけれども、このカーブミラーの撤去の件は、今、反省しているというふうにいただきましたけれども、きちっと近隣の方に不安のないように、その後の処置も今後もしっかりとしていただけるように要望しておきたいと思います。さらに、ミラーが倒れるような位置に道路上に駐車をしていた車に対して、それでも市のほうが100%というふうにとわれたわけですから、今後もこういったことについては道路課としてきちんと警察署等と連携をとって、道路上の不法駐車についてはきちんと取り締まりをしていただくような方向でまた対応していただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○上村高義議長 ほかにございませんか。木村議員。

○木村勝彦議員 いろんな議員から質問があるんですけども、この問題の100%の解決策、対応策は、私はないと思います。そういう点では、そしたらどうしたらいいのかということを考えますと、先般、第4次総合計画のヒアリングを受けましたけれども、その中に、行政でできない部分につ

いては市民にも協力を得て、協働という形でこれから行政を進めていくんだという方向性がありますし、そういう点では、行政だけではなく、摂津市には交通安全推進協議会もありますし自治連合会もありますから、地域のことを一番よく知っておられるそういう自治会の方、あるいはまた市内を走っておられる運輸業者のドライバーの皆さん、そういう人たちの英知を結集してそういう解決策を見出していくということが私は一つのこれからの方向ではないかと思えます。そういう点で、今、土木下水道部長が集中的な質問を受けておられますけれども、そういう点では総合的に私が申し上げたような形、協働という理念を持ってこの対策を講じていってはいかがかと思えますので、その辺は土木下水道部長だけではなく、やはり自治振興課なり、その辺の方からお考えがあればお聞きをしたいと思えます。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 木村議員から非常に有意義なご質問、ご意見をいただいたと思えます。総合計画の協働という言葉は今、引用されましたけれども、そのとおりでございまして、念には念を入れてにもかかわらず、こういうパターンがままありますけれども、それを市民全体で我々が言うてしまうとそれまでになってしまうけれども、まさにこれから行政がサービスを提供する、市民の皆さんはそれを消費するだけで成り立っていた世の中がだんだん複雑化してきて、みんなで力を合わせて1足す1を3にしていけないと理想的なまちにはつながっていかないということを今おっしゃったと思えますので、それぞれの地域で自治会長さん、地区振興委員さん、いろんな役割を担っていただいております方がおられるわけでありま

すから、これからも皆さんとこういった話を一つの機に、さらに1足す1が3ではなく5にも6にもなるようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○上村高義議長 木村議員。

○木村勝彦議員 要望にしておきますけれども、行政というのは、ややもすれば縦割り行政ということが今までの主流ですけれども、これからはやはり横の連携を行政もとっていくべきだと思います。そういう点では、こういう問題に限らず、いろんな問題について行政の横の連携をきっちりとしていく、そしてまた、言われている協働の精神をきっちり市民にも理解いただいてまちづくりを進めていくという形に持っていただきますように要望しておきたいと思えます。

○上村高義議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 以上で質疑を終わります。

日程4、報告第3号など7件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第3号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりましてご報告申し上げるものでございます。

今回の改正の主なものとしましては、市民税関係では、65歳未満の公的年金等の

所得を有する給与所得者について、年金所得に係る所得割額を給与から特別徴収の方法により徴収できるよう、一部の条項について整備を行うものでございます。

固定資産税の関係では、特例の改正等による条文の整備を行うとともに、条ずれ、項ずれ等の整備を行っております。

それでは、議案書の条文の順に沿って改正内容をご説明いたします。

議案参考資料1ページからの摂津市税条例新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず最初に、第38条第2項は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定の中で、公的年金から特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等の所得に係る所得割額を給与から特別徴収の方法により徴収することができることとするように文言の変更、削除を行うものであります。

第39条第1項は、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等の規定で、前条の項追加に伴う規定の整備でございます。

次に、第46条第6項、法人の市民税の申告納付の規定につきましては、連結完全支配関係にあるグループ法人税制の創設に伴う規定の整備でございます。

附則第12条は、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え規定で、地方税法附則第39条第1項の削除、適用期限の延期等による条文の整備と項ずれによるものでございます。

附則第34条は、特別土地保有税の免税点に関する読替え規定ですが、根拠法である地方税法附則第31条の2第1項の削除に伴うものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項、

施行期日につきましては、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、個人の市民税に関する経過措置で、新条例の規定は平成22年度から適用し、平成21年度分までは、なお従前の例による旨の規定でございます。

第3項は、個人の市民税についての新条例第38条第2項について、平成22年度分に係る読替えの規定でございます。

第4項は、法人の市民税に関する経過措置で、新条例の規定は施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税から適用し、同日前に開始したものについては、なお従前の例による旨の規定でございます。

第5項は、都市計画税に関する経過措置で、新条例の規定では平成22年度から適用し、平成21年度分までは、なお従前の例による旨の規定でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分の内容の報告とさせていただきます。

次に、報告第6号、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第9号）専決処分報告の件につきまして、その内容についてご報告申し上げます。

今回の補正予算第9号の専決処分は、経済危機対策事業に係る国庫補助金の増額及びこれに伴う市債の減額を補正するものでございます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、3ページの第1表歳入予算補正に記載のとおりでございます。

その内容につきましては、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金8,092万円の増額は、経済危機対策事業に係る国庫補助金の増額を計上いたしましたものでございます。

款18、繰入金、項2、基金繰入金1,922万円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金の減額を計上いたしております。

款20、市債、項1、市債6,170万円の減額は、国庫補助金の増額に伴う市債の減額を計上いたしております。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、4ページからの第2表地方債の補正に記載いたしております。変更分につきましては、幼稚園及び中学校の耐震補強工事、幼稚園地上デジタル対応設備改修工事に関し、経済危機対策事業として国庫補助金が増額となったことに伴い、起債の限度額を減額するものでございます。

以上、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第9号）の専決内容の報告といたします。

○上村高義議長 保健福祉部長。

（佐藤保健福祉部長 登壇）

○佐藤保健福祉部長 報告第4号及び第7号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず、報告第4号についてでございますが、本件は、平成22年政令第66号、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴

い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、非自発的失業者の保険料の負担を軽減するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料の6ページから8ページに添付しております摂津市国民健康保険条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明を申し上げます。

まず、第18条でございますが、同条は、賦課期日後において納付義務の発生、消滅または非保険者数の異動等があった場合における保険料の算定月の規定でございます。今回、非自発的失業者の保険料の負担軽減措置が行われることとなったことから、基礎賦課額及び保険料の減額について、新たにその対象者である「特例対象非保険者等」を追加し、特例対象非保険者等に該当することとなった日の属する月から月割りをもって行うものでございます。

第20条の2は、非自発的失業者の保険料の負担軽減を定めるもので、被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合の第14条の所得割の算定及び第20条の保険料の減額において、総所得金額に特例対象被保険者等の給与所得金額が含まれている場合、当該給与所得を所得税法の例により算定した額の100分の30に相当する額に減額する規定を新たに設けるものでございます。

第20条の3は、今回、新たに第20条の2に非自発的失業者の保険料の負担軽減措置の規定を追加したための条文整理でご

ございます。

また、第20条の4は、特例対象被保険者等に該当する場合の届け出についての規定でございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、第1項、施行期日につきましては、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、新条例の規定は平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前どおりとするものでございます。

以上、専決処分内容の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第7号は、平成22年法律第35号、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び平成22年政令第140号、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成22年5月19日に公布され、同日付で施行されたことに伴うもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年5月24日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

今回の改正の主な内容でございますが、平成21年度限りとされておりました高額医療費共同事業などの国保財政基盤強化策が平成25年度まで延長されたことに伴う条文整理でございます。

なお、議案参考資料の10ページから12ページに添付しております摂津市国民健康保険条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

まず、第9条及び第12条の2は、今回

の法律改正に伴う引用法令の条のずれの整備でございます。

次に、附則第3条は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例の規定で、高額医療費共同事業などの国保財政基盤強化策が平成25年度まで延長されたことに伴い、平成20年度及び平成21年度を平成22年度から平成25年度までの各年度に改めるものでございます。

また、今回の条例改正の附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、専決処分内容の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第8号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分の報告につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分は、平成21年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出予算におきまして、共同事業の収支改善や歳入で保険料収入の減少、調整交付金等の国庫支出金の増加などにより、単年度で3億8,464万円の黒字が見込まれるものの、累積では約3億9,992万1,000円の不足が見込まれますことから、その補てん措置として補正をいたしたものでございます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年5月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,992万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を102億6,718万円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款9、諸収入、項1、雑入で3億9,992万1,000円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、款11、繰上充用金、項1、繰上充用金で3億9,992万1,000円を追加補正いたしましたので、補填金でございます。

以上、報告内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 報告第5号、摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法に第6款、雑則として第485条の14が加えられ、たばこ税額を条件とする補助金等が禁止されることになったことにより、市たばこ税を奨励措置対象税目から除くものでございます。

それでは、改正条文に沿ってご説明申し上げます。

議案参考資料9ページの摂津市企業誘致条例新旧対照表も併せてご参照賜りますよ

うお願い申し上げます。

第2条第2項中、「普通税」の次に「同項第4号に掲げるものを除く。」を加え、第3条第1項第1号中、「(間接的に納付されるものを含む。以下同じ。)」を削るものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例専決処分内容の報告とさせていただきます。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 報告第9号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分は、平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算におきまして、使用料収入及び雑収入の減額などにより、歳入が歳出に対し不足することと見込まれることから、その補てん措置として補正いたすものでございます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年5月31日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億1,675万5,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額並びに補正後の歳入歳出の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、諸収入、項2、雑入で1億1,300万円を増額補正いたしております。

次に、歳出でございますが、款4、繰上充用金、項1、繰上充用金1億1,300万円を追加補正いたしております。

以上、専決処分の内容説明とさせていただきます。

○上村高義議長 報告が終わり、質疑に入ります。山崎議員。

○山崎雅数議員 では、報告第4号、専決第3号に対しての質問をさせていただきます。

専決されたこの中身ですけれども、伺ったところによりますと、失業して国保加入となった方々の昨年度の所得を7割引きにして保険料を軽減するもので、この4月からの実施で、既に110件というので110世帯になろうかと思っておりますけれども、申請をし、受けられたと聞いております。こういう方々は、つまり、こういう措置をとらないと保険料の支払いがしんどい、ひいては滞納になれば国保会計に悪影響だということは、国がよくわかってやってきたと思えます。そのために措置もされて、財源も恐らく交付金などで持ってくれるものだと考えておりますけれども、しかし、この適用範囲、これは非自発的退職、つまり自己都合でない失職、倒産などでないと受けられない。人員整理とか首切りというのは回避努力の義務が必要ですから、倒産寸前というか、それ以上というのが条件。しかし、現実にはリストラが横行して、肩たたきで意を含められて泣く泣く依願退職というかやめられたという方々が非常に多いのではないかと考えておりますけれども、どう

でしょうか。

失職の理由がどうであれ、次の仕事が見つからないで収入のない状況が続くというのは倒産であろうとなかろうと同じですから、倒産なら軽減しますけれども、そうでなければ前年所得に応じてというのはおかしいのではないのでしょうか。軽減した方の納付がもらえても、そうでない方の滞納はやむなしということになるのでしょうか。この辺を国は何とおっしゃっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。国保料が高いので軽減措置が必要と国は考えているんじゃないかと思うんですけれども、財源がどうこうという議論もあるかと思えますけれども、国保料の滞納が非常に問題になる中で、失職で保険料が大変という方には同様の措置がとられてもよいのではないかと考えます。市が独自で横出しすると負担は自治体ということになるんでしょうけれども、こういう措置は必要だと考えられないのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 山崎議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

ご質問にもございますように、今回の非自発的失業者というようなことで、これにつきましては、自己都合で退職をされた方については対象から除外されるという形になるわけですが、これらの方に対しましても、現実、前年に比べて本年度の所得が減るということにつきましては、ご指摘のとおり変わりはないわけでございます。こういう中で保険料の支払いが困難であるという方につきましては、いわゆる本市の市独自の減免規定、これを適用してご相談に応じていくという考えをいたしております。

ご質問の中で、こういう方々に対する国

の見解というようなことでのお問い合わせもございしますが、これについては、特段今のところ国からは明確な意見は表明されておられません。

以上でございます。

○上村高義議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 先日、相談を受けたんですけども、自己都合で退職の方なんですけども、制度で国保の窓口に行かれて加入をしますというときに、保険料はどのくらいになりますかという話をされまして、払えないかもしれないという話をしましたら、預金とかはないのですかということをお聞きで聞かれたと。この窓口の対応はちょっとおかしい、余計なお世話だと思うんですけども、収入がなくなるという深刻な状況の方の懐を探るような対応はやめていただきたいと思うんですけども、こういう措置をとらなくてはいけないというのが、国保料が高過ぎる、低所得の人ほどしんどい、高いものになっているわけです。同様の理由で、これまでの国保加入者といいますか、仕事が減ってほとんど収入がなくなってきたというのが、失職とほとんど同じ状態だというような自営業の方々もいらっしゃるわけですね。幾らかでも自営業などでは収入があれば規定で、今、紹介されましたけど、摂津市の減免規定は生活保護の1.1倍とか、障害のある方でしたら1.3倍とかあるんですけども、そのラインにひっかかなければ減免規定にもならないわけですね。現在の制度では救い切れない大変な方が多いのではないかと思います。その保険料決定の制度そのものを何とかしてほしいというのが市民の切実な声だと思っております。今回、国が持ってきたこの措置が悪いというわけではありませんけれども、この一部だけの措置というのは、大げがを

してたくさん血を流しているところにばんそうこうだけ持ってきて何とかせえと言うようなものだと私は考えております。低所得に大変な保険料そのものを安くできるような国に働きかけといいますか、はたまた市としても対策を講じるべきではないかと考えております。

実際の努力として、前年所得に対して大変だという方に、先ほど言った独自の減免というのは本当の低所得者の方だけしか適用できませんから、どういう手だてを考慮しておられるのか。それから、昨年、保育料などで前年所得という部分では改善された話を去年もさせてもらいましたけれども、そういった部分でどういう努力をされているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 先ほどもご答弁を申し上げましたが、さまざまな事情で前年よりも所得が減るという中で、現在の市の国保条例上の減免規定に該当はしていないけど保険料納付が困難やという方が現実におられることも事実でございます。これらの方々については、事情等を十分お聞きする中で分割というような対応であるとかいうことで、これまでも努めてきておりますが、引き続きそのような形で対応していきたいというふうに考えています。

また、今回、こういうような形で国のほうで一定非自発的失業者というような限定はされておりますが、こういう制度が導入をされてきておりますので、こういう部分も踏まえまして、国に対しては国保のいわゆる保険料負担が軽減されるように、府の市長会を通じて改善を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 この制度が反対だということではないので、要望にしておきますけれども、本当に保険料が今の現行では払えない、高過ぎるということがありますので、安く払えるような制度にしていっていただけるようにご努力をよろしくお願いいたします。

○上村高義議長 暫時休憩します。

(午後0時13分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

質問のある方。山本議員。

○山本靖一議員 報告第9号、専決処分、下水の特別会計補正予算第1号ですけれども、平成13年から21年にかけて健全化計画というのが出されました。柱は一般会計からの繰入れ、計画の見直し、それから職員さんの体制の問題とか、それから料金改定などの四つの柱からできていたというふうに認識しています。21年には3,800万円の赤字を解消するという計画でしたが、今回はその赤字を解消するどころか1億1,300万円の赤字を抱えるということになっています。新しい行革実施計画の中には料金改定という項目がありました。3年ごとの料金改定ということから見れば、19年以降、22年の値上げというふうなことがあったわけですけれども、これを見送ってこられた。こういう行革実施計画からいったときに、料金改定に赤字が繋がっていくのではないかと、そういう思いがするわけです。

そこでお聞きをしたいんですけれども、この時期に値上げをしないという選択肢、これは22年にしたわけですから、この1億1,300万円をどういうふうにしてい

くのか、そういう方針についてお聞かせをいただきたいと思います。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 私どもも、ご指摘のとおり、平成21年度で3,800万円の赤字を抱えた。その中で、通常ですと今までの流れからいきますと3,800万円はクリアできるであろうという見込みのもと予算組みをさせていただきました。しかしながら、リーマンブラザーズの破産とともに、それぞれ大手企業様の水道といえますか下水道への使用量、この量が非常に大きく落ち込んだという現実がございます。そのような中で、私どももこの21年度末に補正を組まさせていただいたわけですけれども、それでもなおかつ差が発生したというような状況で、単年度収支で約7,500万円の赤字が出てしまったという状況でございます。そのような中で1億1,300万円という累積赤字になったという状況でございます。

これをどういうふうにしていくかという状況でございますけれども、私どもとすれば、2年ほどの期間をいただければこの額はクリアできるのではないかという見込みを持っております。と申しますのも、微小ではありますけれども、年々下水道整備をしている事実、それと、まだ普及率は100%に至っていない中で未水洗化の世帯もございます。そこらの部分につきましても啓発を行いつつ、下水道への接続をしていただくことで、料金収入につきましても微増ではありますけれども上がっていくのではないかと、そういう状況の中では、何とか2年ぐらいの期間、猶予をいただければ赤字解消に結びつくのではないかと。

また、資本費平準化債の発行につきましても、今のところ満額発行ということは考

えておりません。そういうところのすき間も活用できるものがあれば、そういうふうな活用を図って、できるだけ赤字解消に向けた努力をしていきたいと考えているところでございます。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 今、部長のほうから値上げをしないでいけそうだというお答えをいただきました。この2年間で解消できるというふうに私たちは単純に見ない、そんな思いをしているわけですが、20億円を超えていた使用料が18億5,000万円に落ち込んでいるわけで、こういう中で、今言いました1億1,300万円、2年間で解消できるという、そういう見通しの一番根拠について、もう一度聞かせていただきたいと思うんです。特に値上げをしないというふうにおっしゃった、これは大事なことだと思うんですけれども、今言いました四つの柱の中で、例えば、一般会計からの繰入れ、それが簡単になうような状況ではありません。これは平準化債の中で補っていくというふうな考えかもしれませんが、一般会計からは入ってこない。それから、事業計画、整備計画ですけれども、これも毎年3億円ぐらいに抑えられて、これ以上削りようがない、そんなところに来ているんじゃないかと。あるいは職員さんの体制の問題でもなかなか厳しい状況にあるわけですから、そうすると残るのは値上げというふうなことになるわけですね。あともう一つは、水洗化率を引き上げたり下水道未整備地域の普及とか、いろいろあると思うんですけれども、この2年間で解消できるという一番の根拠について、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 値上げをしなくても

赤字が解消できる、その根拠というお問い合わせでございますけれども、私どもとしましては、今までの状況、平成12年には8億円強の赤字を抱えました。その折に健全化計画ということで適正料金というふうな形の中で3回にわたりまして料金改定をさせていただいた経緯がございます。そのような中で年々赤字が解消されていくというか減額になっていき、平成20年度では3,800万円の赤字が出た、その中で21年度ではその3,800万円は解消できるものと私どもは思っておりました。

しかしながら、1,000トン以上ご利用なさっておられます大口需要の部分が、かなり下水と申しますか、水の使用量、この部分をぐっと軽減と申しますか節減に入られたという状況でございます。その結果、年間にしまして大口で26万トン程度の使用量が減少していると。これは非常に大きな額でございます、金額にしますと約7,000万円強という状況になってございます。ですから、この部分が、経済事情が向上することにおいて、大口のほうでいかにその水量を使用していただけか、ここに大きくかかってくるかと思えます。ただ、これ以上悪くなる状況にはないかなと。ややもすると、今の状況で申しますと、微増ではありますけれども経済も回復の基調にあるというような表現もございまして、そのあたりを見込んだ形の中で、2年で何とか努力して、その中では先ほども申し上げましたように水洗化への切り替え、促進がための啓発活動も行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 2年で解消するという、そういう決意を持っておられるということ。是としたいと思うんですけれども、水道の

ほうは毎年1.2%水需要が落ち込むという見込みをされているわけですね。下水のほうは未整備地域を整備する、あるいは水洗化を上げていくというようなことの中で改善できると、そんな生易しい状況であるのかなというように私は思いを持っています。特に水洗化率を1%上げれば、乱暴な計算ですけれども、20億円の1%で2,000万円、1%を向上させるというのは至難のわざだと思わすけれども、それでも2,000万円。今の赤字を解消するにはなかなか間尺に合わないというふうに思わす。水の需要にしても、今、景気の回復というふうにおっしゃっているんですけれども、そういうふうに見ていったときに、これはやっぱり値上げというふうなことにつながるんじゃないかと。それをしないとおっしゃっているんですが、このことを大事にしたいと思わすけれども、改めて楽観的な見方というんですか、私なかなかその根拠について、本当にそういう水道との比較でいけるのかなという疑念を持つわけです。言えば、やっぱりこの一般会計からの繰入れ、厳しい状況ですけれども、平準化債の活用というところに焦点が当たってくるのかなというふうなことも思わすし、同時に値上げをしないということの中では、こういう繰上充用という作業をこれから何年間も続けていくのかなということの選択肢もあるのかと、いろいろ思わすわけですけれども、まず2年で解消できるという根拠についてもう一度聞かせていただきたいと思わす。

- 上村高義議長 土木下水道部長。
- 宮川土木下水道部長 今、ご指摘のとおり、普及率1%で使用料金からいいますと計算上2,000万円という状況になろうかと思わす。私どもも予算的には下水道使用

料を、いろいろ使用量の伸びを持ちもって計算はしているんですけれども、その見込みの伸び、これが大きく変わってくるかと思わす。今のところ2年で解消したいと。その解消するに当たっては、値上げは不必要かなと思わす。ただ、これが、ご指摘のように、繰上充用を繰り返していく会計を継続するという状況に陥れば、また値上げだとかいう話題の中でご相談申し上げる事態が発生するやもわかりません。しかし、今の状況の中では、何とか努力しろの中で2年という見込みを立てているところでございます。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

- 上村高義議長 山本議員。
- 山本靖一議員 今、お聞きしたとき、2年間で値上げしないでいけそうだというふうにおっしゃったのか、それとも値上げを含んでいる、そういう中身なのか、ちょっと聞き取りができなかったので、そこところははっきりさせていただきたいと。
- 上村高義議長 もうちょっと具体的に2年間でクリアできるということの信憑性を、気持ちだけじゃなくて、何か具体的な数字とかがあれば。

暫時休憩します。

（午後1時11分 休憩）

（午後1時12分 再開）

- 上村高義議長 再開します。  
土木下水道部長。
- 宮川土木下水道部長 今までの下水道の使用料変遷を見ますと、確かに21年度では当初予算20億3,500万円というのを計上させていただきました。見込みではございすけれども、約18億7,000万円程度になろうかと思わす。この差、1億6,600万円という数字が出てまい

ります。ただ、この分につきましては、先ほども申し上げましたように、リーマンブラザーズの破綻というような状況の中で大きく経済が揺れ動いたという状況でございます。過年度をずっとさかのぼってまいりますと、平成16年度から数字をとっているんですが、これでいきますと、年々微増ではありますけれども伸びてきていると。大きいときには6.43と。20年度あたりから、やはり伸び率としましてはマイナス傾向にあったかなと。ただ、マイナス傾向といいましても、当初予算に向けてのマイナス要素でありまして、実質的には19年度までは間違いなく着実に使用料が向上していると。こういう状況を見ますと、今後の経済情勢から見ていきますと、我々としては1億1,300万円、この分につきましては、今までどおり赤字に対して一般会計から幾ばくかの負担もお願いしておりましたけれども、その額を抜いてもいけるのではないかと、こういう見込みの中で2年間で解消させていただきたい、このように考えておるところでございます。よろしくお願ひします。料金改定につきましては、この2年間、今のところ考えておりません。

○上村高義議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本7件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第3号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

報告第4号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

報告第5号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

報告第6号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

報告第7号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

報告第8号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者多数です。よって本件は承認されました。

報告第9号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者多数です。よって本件は承認されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

6月15日から6月25日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後1時16分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                    上 村 高 義

摂津市議会議員                   野 原       修

摂津市議会議員                   川 端 福 江

# 摂津市議会継続会会議録

平成22年6月28日

(第2日)

平成22年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年6月28日(月曜日)  
午前10時 開議場  
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

## 1 議 事 日 程

1,

### 一般質問

木	村	勝	彦	議員
渡	辺	慎	吾	議員
野	口		博	議員
柴	田	繁	勝	議員
藤	浦	雅	彦	議員
大	澤	千	恵子	議員
山	崎	雅	数	議員

---

## 1 本日の会議に付した事件 日程 1

(午前10時 開議)

○上村高義議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び南野議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、順位に従って質問いたします。

正雀下水処理場・クリーンセンターの現状と今後の取り組みについてであります。

本年3月及び5月の吹田市議会で、一部議員からクリーンセンター問題が取り上げられ、「摂津市のし尿を吹田市の川面処理場で受け入れることは、地元感情として受け入れられない」という発言があり、担当部長から、「本来、し尿処理は、市町村固有の問題と考えており、市域を越えて吹田市の施設へ投入されることは考えておりません。摂津市に対し、問題解決を図られるよう働きかけてまいります」という答弁がありました。

物事を進める上で、歴史的な経緯を抜きにして議論することはナンセンスであり、許されるべきではありません。そもそもこの問題の出発点は、千里ニュータウンの築造が大阪府企業局によって昭和35年から始まり、それに伴う汚水終末処理場を摂津市行政区域につくる計画が進められて、昭和37年3月に都市計画決定がされ、同時に地元住民の反対運動が起こってまいりました。反対期成同盟の請願が三島町議会において採択をされました。それと並行して、昭和37年12月6日に、処理場内に三島町だけが使用できるし尿投入施設を併設する内容の覚書を、大阪府知事の左藤義詮氏、

三島町長の深田丈夫氏、立会人として衆議院議員の高碓達之助氏の3者において覚書が交わされ、さらに昭和40年7月12日に、大阪府知事の左藤義詮氏、吹田市長の村田静夫氏、三島町長の深田丈夫氏の3者による、「三島町が投入したし尿の処理は、大阪府知事が吹田市長に事務委任をした正雀終末処理場において行うものとし、将来、大阪府が下水処理施設を吹田市に譲渡した後においても、吹田市は三島町のし尿処理を行うものとする」という内容の協定書を締結しています。

また、平成19年11月9日、大阪府知事の齊藤房江氏、吹田市長の阪口善雄氏、摂津市長の森山一正氏、独立行政法人都市再生機構西日本支社、理事・支社長の福永清氏、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部、西日本支社長の増田敏夫氏、日本貨物鉄道株式会社代表取締役社長の小林正明氏、以上の6者によって、「吹田市及び摂津市は、相互協力のもと、本地区に隣接をする正雀下水処理場及びクリーンセンターについて、まちづくり計画との整合性を勘案し、関係機関と協議の上、本地区と一体的な土地利用を図るよう努める」とのことを柱とする吹田操車場跡地地区の整備に関する基本協定を交わしています。

この歴史的な経緯を踏まえて、この問題は解決を図っていくべきであり、正雀下水処理場は、千里ニュータウンの下水を処理するために市域を越えて広域的な観点から摂津市に建設されたものであり、本市住民が当該処理場の臭気等で長年悩まされてきたことや、そのような本市住民の犠牲の上に吹田市のニュータウンが全国に先駆けて建設をされ、先般4月4日に吹田市の市制施行70周年の記念式典が行われ、翌日報

道された新聞記事によりますと、1940年4月1日の市制施行時の人口は6万3,181人、そして、1962年に千里ニュータウンのまちびらきが行われ、66年の人口が20万人、そして1970年の万博が開催をされ、76年の人口は30万人、現在の吹田市の人口は35万人となり、この間、吹田市は固定資産税、下水道使用料を収入しています。このこと今日吹田市の発展があるということ踏まえて、議会で議論されるとは到底考えられず、まことに遺憾であります。このような歴史を振り返りながら、摂津市、吹田市が協働して後世に評価される吹田操車場跡地まちづくりを進めるべきであるという立場から質問いたします。

吹田市のこのような姿勢に対して摂津市はどのように対応するのか、また、大阪府に対してどのように交渉を進めてきたのか、お答えください。

2番目として、本年第1回定例会において、市民ネットワークの代表質問に対する答弁では、このクリーンセンター問題については、建設常任委員協議会で提示した七つの処理案のうち、優先度の高い二つの案に取り組んでおり、実現に向けて最善を尽くすということで答弁がありました。22年度のできるだけ早い時期に判断していくということであります。このことについての現時点での到達点と平成24年度末に正雀下水処理場の機能停止という期限に間に合うのか、見通しについてお答えください。また、吹田市、大阪府の協力が得られなかった場合どうするのかということも併せてお答えください。

3番目に、吹田市は、市域を越えて摂津市域である処理場用地内に汚水調整池を建設する予定をしておりますが、このことに

についても摂津市はどのように対処するのかお答えください。

以上で第1回目を終わります。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 正雀下水処理場・クリーンセンターの現状と今後の取り組みについて、ご答弁申し上げます。

まず、吹田市議会におけるクリーンセンター問題の答弁を受け、本市としてどのように対応するのかというご質問でございますが、クリーンセンター問題、つまり正雀下水処理場の機能停止後、本市のし尿及び浄化槽汚泥をどこでどのように処理するかという問題につきましては、当該処理場の機能停止が吹田操車場跡地のまちづくりを検討する中で、吹田・摂津両市の合意により決定されたものであることから、この問題は操車場跡地のまちづくりに起因する問題として、両市の協力により解決を図ることが基本と考えております。平成19年に締結しました吹田操車場跡地の整備に関する協定書でも、「吹田・摂津両市の相互協力のもと、正雀下水処理場及びクリーンセンターについて、まちづくり計画との整合を勘案し、まちづくり地区と一体的な土地利用を図るよう努める」とあり、両者の協力が明記されているところでございます。

また、当該処理場は、千里ニュータウンの下水を処理するために、市域を越えて広域的な観点から本市に建設されたものでございます。し尿処理は確かに市町村の固有事務ではございますが、当該処理場が広域的な観点から検討され、本市に建設されたという経緯を考えれば、その機能停止に伴うクリーンセンター問題も同様の観点から検討することが基本であると考えているところでございます。

この問題が、両市の協力により広域的な観点から検討すべき問題であるという基本を踏まえた上で、本市は、その問題解決に当たっては、当該処理場が本市住民に多大な影響を及ぼしてきたこと、処理場が本市域に建設されたことで千里ニュータウンが飛躍的な発展を遂げたこと、昭和40年の協定では、本市のし尿は本市の下水道整備が完備するまで当該処理場において処理を行うこととされていることや、それを前提に、本市が処理場整備に係る負担金を吹田市に支払ってきたこと等について考慮される必要があると考えているものでございます。

これらのことを総合的に考慮した上で、本市は吹田市に対して浄化槽汚泥の処理を求めているもので、し尿については他の自治体で処理することを検討しているものでございます。交渉は難航しておりますが、このような理由から今後も吹田市に対して強く協力を求めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、優先案について、現時点の到達点と24年度末の期限に間に合うのか、また、吹田市や大阪府の協力が得られなかった場合、どのようにするのかというご質問でございますが、優先案であります近隣自治体処理案及び流域下水処理場内にし尿投入施設を設ける案につきましては、それぞれ地元同意というハードルがあり、交渉は難航しております。問題解決のめどが立っておらず、平成24年度末という期限を考えれば、非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。しかしながら、本市は正雀下水処理場を建設した大阪府、さらに処理場が本市に建設されたことで、その受益を享受してきた吹田市には、クリーンセンター問題の解決に向け、最大限の協力をす

る責任があると考えております。このため、今後も府や吹田市の協力を求めていく必要があると考えているところでございます。仮に府や吹田市の協力が得られず、問題が解決できない場合には、平成24年度末の処理場機能停止はできないものと考えているところでございます。

次に、吹田市が本市域に予定している汚水調整池についてどのように対処するかということでございますが、このことについては、まちづくりにかかわる問題であることから、所管する都市整備部とも協議を行っているところでございます。具体的にどのような施設になるか、現時点で明らかにされてはおりませんが、担当部局としましては、まちづくりと整合しない施設の設置は認められないというのが基本的な考えである旨を伺っているところでございます。

○上村高義議長 木村議員。

○木村勝彦議員 そうしましたら、副市長のほうに質問したいと思います。

平成22年3月11日の摂津市議会建設常任委員会ということになっておりますけれども、これは多分協議会だったと思っておりますが、議事録を引用して、本年5月の吹田市議会でこの問題が議論されて、副市長の答弁が引用されています。副市長は、その後、吹田市に対してどのような話し合いをされたのか、その経過についてお答えください。

○上村高義議長 副市長。

○小野副市長 議員ご指摘の内容でございますけれども、日時は6月1日の火曜日に吹田市に出向きまして、担当の副市長に面談いたしました。それで、議員のほうからご指摘のように、私のほうからは、いろいろ申し上げましたけれども、要約すれば、吹田市のほうで、し尿は固有事務であると、市域

を越えて受け入れる考えはないという答弁について、現在、本市と協議中の問題である中で、なぜそのような形で議会に対して答弁されたのか、それは吹田市全体のトータルの意思決定なのかということを具体的に申し上げました。もう少し言えば、この答弁では、固有事務であるんだから、クリーンセンター問題というのは摂津市の問題であって吹田市には関係ないんだと、こういうことなんでしょうかと、吹田市は固有事務という原則論でこの問題を片づけようとされているのかということでもあります。

それで、これに対しまして、吹田市からは何点かその担当副市長から話がありました。それは、正雀下水処理場・クリーンセンターが存在をし続けるということについては、摂津、吹田にとって、新たなまちづくりを行う上で非常に問題が大きいと。このことによって、この問題は両市の共通の問題であると基本的に認識をしているという点でありました。それから、もう一つは、千里ニュータウンの汚水を長期間にわたって処理してきた事実、これは厳然たる事実であるということ。そして、三つ目には、吹田市として長期間にわたって摂津市並びに当該地域の市民の皆さんに迷惑をかけたことも認識はしておりますと。四つ目に、25年3月の処理場機能停止に向けて、今年度中に一定の方向性をまとめる努力をさせていただきたい、していきたいということがございました。

このような内容からいたしまして、本市としては、吹田市の議会答弁という以前に、先ほど部長が言いました平成19年の協定の問題、また昭和40年の相互協力のもとに解決を図っていくという観点、もっといろいろございますけども、そういう観点の中で、吹田市に対して協力を求めるという

ことよりも解決を求めていくという形でもって処理をしていくべきだというふうに考えております。

なお、先ほど部長が言いましたように、この7月に入りますれば、あの土地は摂津市域の土地でございますから、吹田市が持っておる4.2ヘクタール、この形をどういうふうに摂津市は考えるかということも含めて、都市整備部、土木下水道部と一定のまとめといいますか、市の考え方を持って吹田市と事に当たりたいということが今のところの内容でございます。頑張っていきたいなというふうに思っているところでございます。

○上村高義議長 木村議員。

○木村勝彦議員 そしたら、森山市長にお尋ねしたいと思えますけれども、きのうのコミプラの記念講演、近畿大学の教授の久先生が、新しい公共、協力して働く協働という立場でまちづくりを進めていくということが講演の中でありました。そしてまた、摂津市も第4次摂津市総合計画基本構想案の中で、やはり「協働のまちづくりを進める指針」という項目の中で、目的を達成するためには多様な主体の連携・協力による協働のまちづくりを進めていくことが不可欠であるということが示されております。私は、十数年前、阪口市長がまだ府会議員の当時に選挙の応援に行って、街頭でマイクを持ちました。また、当時の阪口府会議員候補もマイクを持たれて、そのときに、まちづくりは行政と市民が協働してやっていくんだということをおっしゃいました。この「協働」という造語は、私はそのとき大変新鮮に感じたわけですがけれども、今先ほど申し上げましたように、摂津市の総合計画基本構想の中にも、あるいはまた久先生の話の中でも「協働」という言葉が出て

きております。そういう点では、吹田市の阪口市長は、本年5月の吹田市議会本会議で、この問題について、「第一義的に責任のある大阪府に対し、さらなる協力と解決策の提示がなされるよう、両市が協調し、働きかける必要がある」と答弁されております。そういう点では、阪口市長は協働という認識は十分お持ちになっておられると思います。昨年11月のトップ会談の内容と、それを踏まえて、今後の方向性について市長からお答えいただきたいと思っております。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 木村議員の質問にお答えをいたします。

阪口市長とのトップ会談の経緯等々のお尋ね、今後どうするかということではないかと思いますが、その内容につきましては、先刻の常任委員会等々でもお話ししたんですが、先ほど担当部長のほうからお話し申し上げましたような内容に尽きるわけですが、その中でも、今日までの経緯、これについて私のほうからはっきり申し上げ、今度、処理場が廃止になる、後は知らんで、そんな話はないよというふうな話をわかりやすく説明したところがございます。阪口市長も今日までの経緯についてはよくご承知であり、今度は吹田市がやっぱり摂津市のクリーンセンター廃止についてしっかりと問題をとらえていかないかな、そんなニュアンスのお言葉をおっしゃっておられました。

私も、先ほど来、出ていますように、本来、ごみとかし尿等々については、そのまちで出たものはそのまちで処理するという法律があることはよく承知をいたしております。しかし、この40年間、吹田市、大阪府が、そのルールを無視はしておりませんが、例外措置として、長い間、摂

津の地で処理をしてきたわけでありますから、今度、摂津市がこのクリーンセンターについて処理する問題に当たって、今度は法律でやってもらわな困るでというような話はないとは思っております。そういう意味で、いろんな先人のご苦勞が今日まであったことを承知いたしております。このクリーンセンターの問題につきましても、大阪府、そして吹田市、この問題解決について、何はさておき積極的に取り組んでいただく、政治的にも道義的にも私は責任があると思っております。そういう意味で、今後も私が先頭に立ちまして、この問題処理に向け、大阪府、吹田市に強く働きかけ、行動していきたいと思っております。

以上です。

○上村高義議長 木村議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、外国人地方参政権についてであります。

前民主党幹事長の小沢一郎氏は、政権交代以前から、政権交代がなされた後は、外国人に地方参政権を付与すると発言しておられましたが、これは民主党のマニフェストには明記せず、大韓民国居留民団との約束事であるとのことでありました。マニフェストにおいて国民と約束せず、外国籍である民団との約束で国家の大事を論議なくして推し進めようとするのは、乱暴きわまりないことであります。果たして民主党を支持して政権交代をさせた国民は、外国人参政権付与をも支持することになるとわかっていただろうかと、大いに疑問を感じます。

また、今回の参議院選挙でも、民主党はなぜマニフェストに私が次に質問する選択的夫婦別姓を併せて明記しなかったのか。民主党のマニフェストを検討している国民生活研究会会長の中野寛成氏は、党内で賛否が分かれる政策は盛り込むべきではないとの意見が多数であったので、今年の衆議院選のマニフェスト同様、参議院選挙でも外国人参政権と選択的夫婦別姓については明記しないと結論付けられました。全国的に各級議会でも反対の機運が高まり、503議会で反対の決議を出し、3,681人の議員が反対署名をいたしました。これは4月30日現在です。

そこで、このように多くの議会や議員たちが反対の意思表示をしている中、直接かわる地方自治体の長としての森山市長のお考えをお聞きしたいと思うと同時に、参政権が付与された場合、行政としての事務処理等々さまざまな問題が生じるのではないかと考えられますので、そのことも併せてお聞きしたいと思います。

次に、選択的夫婦別姓についてお尋ねしたいと思います。

法務、男女共同参画担当両大臣が、選択的夫婦別姓導入を柱とする民法改正案を国会に提出するという意欲を表明されたことにより、にわかに先の外国人参政権同様、各級議会においても反対の動きが活発化してまいりました。そして、埼玉、千葉県議会をはじめ多くの議会が反対の意見書を提出されました。その反対の理由はさまざまありますが、複数の子どもの姓を統一しなかった場合、家族の一体感を損ねるのではないかと、また、親子がばらばらに姓を名乗ることにより、他人から見てだれとだれが家族であるかわからない不都合が生じるのではないかと、また、夫婦という大人の都合

でしか議論なされておらず、間に生まれた子どもたちの人権を損なう可能性があるのではないかとということでもあります。ここに反対意見を総合的に判断すれば、日本の伝統的家族制度の崩壊、国民的合意の不形成、行政事務の複雑さと現場の混乱が危惧されるということでもあります。

そこでお尋ねいたします。もしこの法案が成立したとなれば、摂津市では行政事務執行に際し、どのような業務が生じるか、そして、そこにどのような危惧が予想されるか。また、橋下知事をはじめ多くの首長の方々が反対意見や慎重意見を述べられておりますが、森山市長のお考えはいかがであるかお聞きしたいと思います。

次に、大阪都構想についてお尋ねしたいと思います。

先月2日、橋下知事を中心とする地域政党、大阪維新の会は、大阪市のあり方を抜本的に見直し、府を発展的に解消する府市再編を最重要構想として、ワン（一つの）大阪実現のため大阪都構想を発表されました。この構想は、東京をモデルに府全域を大阪都とし、大阪市と周辺10市を人口30万人規模の計20区に再編して公選の区長と議会を置く。また、大阪市営地下鉄の公営民営化やごみ処理場の広域的運用など、既存ストックの活用も目指す。実現のため、来春の統一地方選挙で、府、市、堺市の各議会で過半数獲得を目指すということでもあります。

その構想の中には我が摂津市も含まれておりますが、我々摂津市民にとっては、この摂津市がなくなるというのは寝耳に水の話であります。

この構想は、古くて新しい問題でありまして、前太田知事も2001年以降、提案してこられました。これは、大阪府と大阪

市の取り組みでありましたが、今回は摂津市も含まれており、今後の維新の会の動きに注目せざるを得ない状況にあると思います。

私は、橋下知事の政治手腕を高く評価しておりますが、今回のこの構想には全面的に賛成することはできません。何をもちて近隣の市を含めた構想なのか、本当に府民にとって、摂津市民にとって将来的にメリットがあるのか、理解しがたいことが多々あります。そこで、当該市の長としてのこの構想についてのお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、安威川以南のまちづくりについてお尋ねいたします。

今、第4次総合計画を策定しておられますが、安威川以南のまちづくりをどのようなコンセプトで策定されておられるのかお聞きいたします。私を含め多くの議員諸氏が安威川以南のおくれを指摘し、その改善を要望してまいりました。しかし、立地条件や環境の違いから、残念であります。同等の開発発展は無理と思わざるを得ません。しからば、その環境の長所と特性を生かしたまちづくりが必要であります。安威川以南は自然環境に恵まれ、いにしえの時代より数々のいわれのある土地であります。特に淀川の流れを中心にさまざまな交流がなされてまいりました。私は、この環境を生かしたまちづくりは最適ではないかと思えます。幸い国交省が河川敷の管理を当該市にゆだねるとの方針を出し、ある程度市の方針に沿った利用の仕方ができるということでもあります。また、以南には文化的価値のある建物もあります。

そこで、今回の総計のコンセプトを「歴史、自然、環境」として取り入れるお考えはないのかお尋ねしたいと思います。そし

てまた、以南の最大の問題が交通アクセスであります。以前から行政は苦肉の策で、巡回バスや循環バスを既存の民間バスとの競合を避け、運行されてまいりましたが、住民からの評判はあまりよいものではなく、実際乗降客も少ないのが現実です。特に高齢者の方々には、そのバス停まで行くのが大変な労力が要り、また、その場所や運行時間を知らない方が多いと聞きました。もう一度しっかりと住民のニーズを調査して、より利用度が高まる交通体系の構築が必要と思われまます。併せてお考えをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○上村高義議長 選挙管理委員会事務局長。

(寺本選挙管理委員会事務局長 登壇)

○寺本選挙管理委員会事務局長 永住外国人の地方参政権について、選挙管理執行の側からご答弁申し上げます。

これが実施されますと、選挙人名簿について、日本国民のみとなっているものから永住外国人についても加えることになり、システムの改修が必要となってまいります。また、現状では住民登録と外国人登録が別々に管理されており、入場整理券を送るときなど、同一の家族に別々に通知を送るなど、一部で不都合が出てくるものと思われまます。しかしながら、選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法に基づき、粛々と公平・公正に選挙を執行していくものでありますので、永住外国人に地方参政権が認められたときには、事務執行等に間違いのないよう万全を期して進めていくものでございまます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 選択的夫婦別姓制度について、本市の課題にご答弁申し上げます。

最近における国民の価値観の多様化及び女性の地位向上、これらを反映した世論の動向等にかんがみ、婚姻制度に関しましては、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から理由として選択的夫婦別姓制度を導入すべく、民法の一部を改正する法律案が提出されるようでございます。もし、この選択的夫婦別姓制度が導入されますと、市町村は法定受託事務である戸籍事務を管掌しており、本市の課題といたしましては、既に電算化されております戸籍システムの改修に要する費用、婚姻の届け出等の用紙の変更、窓口における制度の具体的な説明、氏を改める際の事務的な負担増等が考えられるところでございます。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 安威川以南のまちづくりにつきまして、第4次総合計画の中での位置付けというご質問にご答弁を申し上げます。

第4次総合計画は、「みんなが育むつながりのまち摂津」を目指して、市民の皆様をはじめ本市にかかわるすべての主体との協働により、本市の特徴を生かしたまちづくりを進めるための指針として策定作業を進めているところでございます。今回の計画では、都市構造、土地利用などを含めた地域計画については示しておりませんが、安威川以南と以北というそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりが大切なことであると考えております。

ご質問の安威川以南地域は、広々とした淀川の緑など自然環境に恵まれていることから、これらを貴重な地域資源ととらえ、まちづくりに活かしていくということもこの地域のまちづくりを考える基本的な方向ではないかと考えております。

このように地域特性を生かしたまちづくりを進める一方で、本市が一つの都市として市域全体の良好な発展と市民の交流を図り、一層の利便性を高めるためには、交通アクセスの問題も大変重要な課題であると認識をいたしております。その点から、現在はバスの利用ということを考えておるわけでございますが、民間との整合性を図り、一定の市民の利便性を高める、やはり行政といたしましても、いろいろ知恵を絞り、工夫をいたしているところでございます。

第4次総合計画は、現在審議中でございまして、また、広く市民のご意見を求めるパブリックコメントも実施をいたしております。今後、寄せられましたさまざまなご意見や審議会でのご議論を踏まえまして、計画の策定を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

夫婦別姓と参政権の話でございますけれども、これは、おわかりいただいて質問されていると思うんですけども、国の法律によって定められるものでございますので、私がここでどの辺まで答弁できるかわかりませんが、国の法律、いろんな法律がありますね。これを定める場合は、最終的には多数決で決まるということはそのとおりでございます。そこで、それぞれの国にはそれぞれの歴史、伝統、文化、そして政治の流れ等々があるわけですね。その中で国ができていくわけでありまして、そして、その時々国際情勢、社会情勢等々でその都度見直されていくということだと思います。

そこで、多数決はわかりますけれども、

国のありようについては、私はでき得るならば白黒で決めないほうがいいと思います。大方の国民のコンセンサスをまずしっかりと探ってから、最終的にはそういうことになればいいなと思っています。そういう意味では、この地方参政権、そして夫婦別姓の問題も、ある意味ではそれに当たるのではないかなと私は思っています。

市長はどう思ってるんねんというような話もあったかと思いますが、政権がかわりまして、この二つの問題がにわかに関心事になってきている、この事実があります。じっといろいろマスコミ等々を通じて耳を傾けておられますと、賛否両論いろいろあると思うんですね。それなりにそれぞれの言い分、そして、その課題、いろいろ入ってきます。ケース・バイ・ケースというんですかね。そういう意味では、私もこんな場合だったらこれでいいんだとか、これはといういろんなことが想定されると思いますので、そこまでまだ勉強しておりませんので、私も改めてもう一度しっかりと勉強して、また機会があれば話をしてみたいなと思っています。以上です。

それから、大阪都構想ですけれども、今、お話になったように、これは今に始まった話ではございませんで、私も大阪府に長いことおりましたので、大阪都構想はしょっちゅう話題になった話でございます。特に大阪は、いつときは東京と肩を並べるくらい一方の二極化の拠点になっていたと思うんですが、今は東京一人勝ち、一極集中、それこそ大阪は一地方になってしまっています。この原因はいろいろあるんですけれども、一つは、府民は1年間に約5兆円ぐらいの国税を払っているんですね。ところが、今の税制度では、長い間3割ぐらいしか返ってこなかったんですね。ここにも問

題があるんですね。最低でも5割、半分ぐらいいは我々の納めた税金を返してくれやという議論がずっと続いておりました。少し緩和されておりますけれども、これも一つの原因ですけれども、もう一つは、大阪府と大阪市で、財政規模等々ではほとんど同じにする二つの大きな組織があって、これがどうも1足す1が、せめても2になればいいんですけど、1.5になっているのではないかと、各所にそういうものが見られるわけですね。やっぱり1足す1を3にせないかんのですよね。2ではだめであると。これは、大阪市を発展的に解消して、大阪都にして東京に対抗すべきではないか、私はこの話はやっぱり真剣にみんな考えるべきだと思います。

ただ、橋下知事のあの独特の発想と言い回しは、私はよくないと思います。だから、あの大阪都構想は、総論賛成各論反対であります。私の思っていた大阪都構想は、府を中心に都にして、そして、今あります政令市の区、これは特別区で残して行って、そして近隣の市町村は今までどおりそれなりの役割を果たし、これで十分理想的な都ができるのではないかなと思っています。

以上です。

○上村高義議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 外国人地方参政権と、それから選択的夫婦別姓の問題、市長はさらっとお答えいただいたんですけど、勉強していないということですけど、私は、政治家森山一正氏の政治信念を長い間見てまいりました人間としましては、しっかりと勉強はされているというふうに思いますし、また、政治家として、その問題に対して、本来はこういうのはこの市議会において一般質問でふさわしくないかもしれませんが、市長としてもそうですし、政治家森山一正

氏としてその持論をお聞きしたかったと思うのでありますが、非常に残念でございます。地方自治体の長の中には、しっかりと自分の持論をこのことに関して発言されておられる方も多々おられますので、その点はちょっと残念というふうに思います。

それから、例の大阪都構想なんですけど、非常に私は、この大阪都構想、市長がおっしゃったように総論はわかるんですけど、各論に至っては非常にわからない点が多々あるんですね。例えば、あまりにも橋下知事が、先ほどの市長のご答弁にもありましたけど、東京に対抗しようという意識が強過ぎるのではないかなど。大阪は大阪の独特の風土があるのであって、何か阪神ファンが巨人ファンに対抗するような感覚で、何で首都機能がある東京に対して対抗するのかという、私はそのようにちょっと意識過剰ではないかというふうに思うんです。

平松大阪市長は、イリュージョンやと言うてはるんですね。このことに関して。大阪都構想に関しては幻想というふうに平松市長はとらえておられるわけでございますし、それから、東京都が成り立った成り立ちをいろいろ調べましたら、あれは戦争中にやっぱり軍費を稼がなかんから、直接東京都が区から取れるようなシステムづくりをという発想から東京都になったということが説明されておりましたし、それから、現在においても、23区と東京都の中では非常に権限の綱引きもされているみたいですし、また経済的な格差が非常に多いということでございます。だから、そういう現状の東京都においてもそのような状況になっていますし、また、これは横浜市と比較したあれがあるんですけど、東京23区と横浜市と比較して、人口は横浜市の2.3倍あるらしいんですね。ただ、公務員の数

は3.2倍、東京都のほうが多いんです。それから、議員数は10倍になるんですね。だから、行政改革という面から考えましても、この大阪都構想というのはちょっと整合性がないように思いますし、非常に疑問に感じるんです。

それと、大阪市と大阪府が勝手にやってもらうというのは表現の仕方が悪いんですけど、そういう話し合いの中で、一つになって特別市という形で権限を強化して、今の税のあり方とかいうことをしっかりと検討しながらやるという方法やったら私は理解できるんですけど、近隣の市を含めてこの大阪都構想がなされたときに、我々のこの8万5,000人の摂津市といたしまして、一体どこと一緒になったり、どういうふうになるかということに関しては、これは市民が非常に不安にも思いますし、それから、この摂津市の職員の方々に関しても、一体これからどうなるのやろうという非常に不安感があるわけですね。だから、そういう点から考えますと、非常に乱暴過ぎるのではないかというふうに私は思うのでありまして、そこでちょっと質問したいと思うんですけど、今、この摂津市は、府議会議員は1人であります。唯一の府議会議員でございまして、府議会議員が市長とスクラムを組んで、市と府のパイプ役という形でいろんところで発言されておられますし、現実にそういうお仕事をされているというふうに思います。車の両輪やとか摂津の中の大阪府政とかいろいろ言われておりますが、私は行政としましては、唯一の府会議員と市長がしっかりとスクラムを組むということは、これは市民にとってメリットがある、非常にいいことではないかというふうに思います。ただ、今回、4月2日にこの大阪都構想を打ち出されて、この

唯一の府会議員は5月に維新の会に入会された、入られたわけですね。そうなった場合に、これは、その大阪都構想に賛同して入られたというふうに私は意識します。その唯一の府会議員が、今度はその大阪都構想実現に向けて市にあらゆるアプローチをしてこられると思いますし、そういう点で、市長、行政としてどのようにこれから対応されていくのか、例えばさまざまなイベントにおいても、必ず市長、議長、府会議員は出られて、さまざまな発言をされておりますが、そういう点の以前からの友好的関係が維持できるのか、そのこともお聞きしたいと思います。

次に、安威川以南のまちづくり構想であります。私も一時は不公平感でそういう発言もしてまいりました。以北が発展して以南が取り残されているという意識があって、非常に以南の人間として不公平感を感じておりました。しかし、私もさまざまなところに視察に行ったりさまざまなまちを訪れたときに、ちょっと発想を転換して考えますと、地理的な状況で以南、以北と、どうしてもうちの市は分けてしまいますけど、ただ、ほとんどの市が、例えば円にしましたら、まちの中心部があって郊外という成り立ちがあるわけです。摂津市もそういう発想からしましたら、以北がまちの中心部で以南が郊外という感覚で見ましたら、ほんなら中心部の利便性を郊外にという形になるというのは非常に無理があることはよく理解できるんです。だから、それぞれの利点を生かしたまちづくりは当然すべきやし、行政もそのことは十分お考えだというふうに思います。そこで、しっかりとしたテーマを持って、これから以南のまちづくりをやっていただきたい、そのように思うわけでございます。

それで、あまりこれを言ったら私の立場が悪くなるかもしれませんが、コミュニティプラザの問題がありますが、今、南摂津駅の前にコミプラの構想があるわけです。私は、あればそれにこしたことはないですね。できればそれにこしたことはないんですけど、今の財政状況を考えますと非常にしんどいのではないかと。例えば、私が思うには、今、この土曜日に、こちらの南千里丘のコミプラができ上がったわけですね。その稼働率を見ないうちに、果たしてその構想を打ち出して、ちょっと疑問を感じるんです。今度できたコミュニティプラザが100%以上の稼働率で、これは手狭やなと思った場合に、例えば第2のコミプラをつくるという形、そのときに安威川以南という形やったら私は非常に自然なんですけど、それもできていないのに、どういう状況かわからぬのに、すぐそういうあっちもあるからこっちもという発想というのは、これからのまちづくりにはどうもそぐわないのではないかと。兄弟でお兄ちゃんが野球ゲームを買うたから、弟も同じ野球ゲームを買うてくれ、その発想ではなくて、お兄ちゃんが買った野球ゲームを弟と兄弟で仲よく使うたらええわけですから、そのような発想が必要ではないか。それに関連して、そのように以北に行ける交通アクセスをしっかりとするということが肝心だと思います。

先ほど、まちの中心と郊外という話をしましたが、田舎の都市というのはちょっと表現が悪いかもしれませんが、特に田舎の都市に行きますと、郊外の中にも非常に過疎地もあります。郊外から中心に行くときに、従来のバスという発想ではなくてワンボックスカーを、例えばタクシーとバスの間、そのような存在としてくまなくその地

域を回って、特に独居老人とか高齢者の方々の交通アクセス、足の便とされている、そういうまちもあります。そういう発想で、もう一遍しっかりと交通アクセスに関しては、特に安威川以南の方々のニーズをしっかりと把握されて、事細かな対応が必要ではないかというふうに思います。

そういう面で、今、総計の策定中であるということをございますので、これからしっかりとその点のまちづくり、そして、以南は、これから自然を中心にエコ、自然、そして歴史、文化という一つのテーマを持って、豊かな淀川の流れ、河川敷も今後摂津市がそれなりに利用できるということをございますから、それを生かしてまちづくりをやっていただきたい、そのように要望したいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 渡辺議員の2回目の質問にお答えいたします。

参政権と、それから夫婦別姓、私の信条が聞けんで残念ですというような話でございますが、私は、この道、40年間過ぎてまいりましたけれども、まだまだ未熟ではありますけれども、私なりに政治信条はしっかりと持って今日まで来たつもりでございますが、ただ、今おっしゃっています参政権とか別姓の話は、今、市長の立場にありますから、ここでやっぱり言うのは先ほどの答弁までだと思います。私は、さっきも申しましたように、その時代時代の背景でいろんな状況が変化してまいりますから、一つの考え方を持っていても、その都度いろんな意見を聞く中で、自分なりに勉強も、毎日が勉強みたいなものですから、そういう面では、こういう場合はいいのではないとか、これはだめだとか。ただ、

いやペケ、いやマルというふうな話ではないかと思しますので、そういう意味では、私の私見はまた市長室でもお見えいただきましたらお話をしたいと思えます。

それから、大阪都の話でいろいろおっしゃいましたけれども、今、府会議員の話が出てきましたので、このまちは一人区で、私も長いこと府会議員をやっておりました。今は市長の立場でございます。府会議員は、共産党の方であろうと自民党の方であろうと、どなたにいたしましても、選ばれた方とはしっかりと連携を保って、これも1足す1が2である場合、1足す1が3になるようにまちの発展のために頑張っていかないかんなどと思っています。

維新の会とか何やら出ていますけど、私は全く意に介しておりませんので、大阪都構想につきましても、私としてしっかりとした考え方を持っておりますので、維新の会がどう言おうと、それに振り回されることは一切ございませぬので、ご心配のないように。

それから、安威川以南のことは要望ですか。（「何かあれば」と渡辺慎吾議員呼ぶ）今、渡辺議員なりのお話をなさったと思いますが、その中で以南の施設づくりの話について、なかなか言いにくいことをおっしゃったと思います。私は、それがいいとも悪いとも申しませぬけど、こっちのできたやつを吟味してからやったらええやないかと、私はその話もよく、今、耳を傾けていたんですけれども、あのコミュニティ以南の施設につきましても、もちろん市議会でも何度もお話が出ておりますけれども、安威川以南の連合自治会の名のもと、この建設については早くから要望を受けておる案件でございます。その中で、私といたしましては、議会はもちろん、安威川以南の市

民こそって、つくってほしい、つくるべきだという話になってほしいと思います。せっかくなつくっても、そんなもん別につくってもらわんでもよかったというような話になると、お金が生きてまいりませんので、その辺は今後ともまた議員同士でも議論を深めていただきたいと思います。

それと、安威川以南の北から比べておかれているやないかという話でございますけれども、前にも言ったと思いますけれども、そのまちにはそのまちなりわいというのがあるんですね。歴史的ななりわいがあります。だから、どうしてもハードなもの、主要施設が北のほうに固まってしまっておる、これはやむを得ないことだと思うんですね。安威川以北の人からいうと、以南はええな、緑いっぱいやしええなという話が出てきまして、それぞれ特徴があります。確かに以南のほうには公園、そして広大な河川敷公園等々がありますから、北では味わえない本当にソフトないいものがありますから、こういったものを生かして、以南のほうはええなというぐらい、そんなまちづくりを、バランスをとってつくっていくべきだと思います。

これにかけて、先ほど交通アクセスの話、渡辺議員はよくおっしゃっておりますが、いい話だと思いますが、ただ、そこで一つ、先ほどもおっしゃいました苦肉の策でバスをつくったやないかという話、これはのめません。長い間、何とかしてバスをやってくれという話がずっとあったように聞いておりますが、なかなか踏み切れなかった。私は、市長になってから何とかしてちょっとでも風穴をあけるべきではないか、そういうことで、中でも一番不便ではないかと思われる鳥飼北小校区、こっちのほうにまずそういったものを導入しようということ

で始めたわけでありますから、これは苦肉の策でやったと言われると、そういうものではありませんので、私のほうから説明をしておきたいと思います。

以上でございます。

○上村高義議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 まず、大阪都構想の問題でございますが、市長がしっかりとしたお考えを持って、例の維新の会からの一つのアプローチを断固はね返すという決意を述べられたことでございますが、ただ、我々議員も、それから職員の方、もちろん市民の皆さんが、このことを一つのインパクトを与えて議論するということに対しましては、僕はよかったというふうに思うんですが、ただ、非常に不安を思うわけでございまして、これからどんどんいろんなマスコミを通じて、このことに関しては情報が流れてくると思いますし、そして、具体的に行政に対しても、先ほど言いましたように、府からさまざまなアプローチも来ると思うんです。そういう点で、市長のお考えはわかりましたけど、ほんなら摂津市長だけがそれに対してしっかりした話ではねつけるということには、ひょっとしたらいかないことになるような不安も私は感じております。近隣のほかの市が、そのことに関して、豊中市とか吹田市は反対されておられるというふうにお聞きしましたが、また東大阪市なんかは賛成ということをおられます。そういう点で、徐々に徐々にその議論が深まってきて、今の状況とは違う状況になる可能性もありますので、そういう点を非常に私は不安に感じるわけでございます。これは別にそれで結構でございますので。

それから、私はコミュニティプラザを反対したいわけじゃないんです。安威川以南にコミュニティプラザがあったら、それに

こしたことはないというふうに私は思います。ただ、今言うたように、さんざんこの財政状況を理事者側の皆さんからいろいろ説明されたり、私らがいただいております書類の中で見ますと、大変それがすっとできるような状況でないということは私もわかるわけでありまして、そういう点で発言をしておるわけです。だから、それに対して反対という立場にはなっていないので、そのことだけは言っておきます。

苦肉の策という、交通アクセスの循環バスとか巡回バスに関しましては、それはそうではないということで市長は非常に否定されておりました。それはそれで結構だと思います。ただ、非常に乗降客の少なさが目立つわけで、私は地域を回っておりますと、非常にバスに関して苦言を呈される市民が多いんですね。当然行政としましたら、今の路線バスとの競合をできないということで、苦肉の策とは言いませんが、一生懸命考えられたわけですから、それはそれでわかるんですけど、しかし、このような現実ということがあるわけであって、今言うたように、バスの利用の情報が、行政としてはしっかりやっと思われたいと思いますけど、現実にその情報、例えば運行時間とか運行コースというのはまだわかっておらない。例えば高齢者の方々は、その点、非常に不満を言っておられます。そういう点で、今後、北と南をしっかりと結ぶという観点から、再度さまざまな都市の情報を得ながらアクセスの構築をお願いしたい、総計に盛り込んでいただきたい、そのように思うわけでございます。これは要望にしておきます。

これで私の質問を終わります。

○上村高義議長 渡辺議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 一般質問を行います。

最初に、千里丘駅西口駅前整備と安全対策についてお尋ねします。

ガード拡幅工事の完成によって、千里丘駅周辺の状況が変化してきました。ガード本線の両側側道、市道千里丘三島線も活用し、駅前の混雑を解消できないものか、現在、多くの車が市立第8集会所近くの千里丘1丁目東交差点から市道19号線を通り、駅前で人を降ろし、Uターンしてまた同じ道を通っていくという状況を何とか改善し、地元住民の負担軽減と安全対策を進められないかというのが質問の趣旨です。先日、市としても交通量調査をされていますが、その結果の分析内容や駅前再開発計画の取り組み状況や今後の見通しを踏まえて、これからどんな取り組みをしていかれるのかお尋ねします。

2点目として、旧三宅小学校跡地の活用問題についてであります。

ご承知のように、5月28日、旧三宅小学校区内の4人の自治会長など7団体から活用を求める要望書が届いています。旧三宅小学校が廃校となり2年を過ぎましたが、今回の要望書にも地域住民の小学校に対する強い思いが込められています。そして、改めて現在地域内でのコミュニティの拠点としての活用に加え、地域にとっては唯一の避難場所であること、公園や公民館の設置の要望などが含まれています。そこで改めて要望書についてどう受けとめられるのか、まずお聞きします。また、小学校区というのが一つのまちづくりのくり方でもあります。公民館、公園が一つもない現状や、跡地が唯一の避難場所という状況の中、具体的に今後の地域づくりについて指

摘しています。前回は申し上げましたが、早く跡地の存続を決定し、具体的な活用内容について、ともに議論していくことが大事だと思います。そういう点では、総合計画の精神である協働ということに照らして、地域のまちづくりを協働で進めるモデルケースに位置付けて進めてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

三つ目には、第4次行財政改革実施計画についてお尋ねします。

今のままでは2015年度に早期健全化団体になるとして、第4次行革を推進しようとしています。これまで本市は98年度から開始した12年間の行革で145億円の財政効果を上げたと説明していますが、同じ12年間で市の公共料金値上げによって161億円の負担が増やされてきました。つまり、本市の行革の最大の特徴は、市民負担の増大でありました。本来、行革というものは、市民の暮らしに役立つように、行政の使い勝手を改善するためにやるものだと思います。本市はこれまで98年度から始まった第1次行革は、経営コンサルタントを入れた業務再構築運動も取りまとめ、01年度からの第2次行革は市民プール廃止で始まり、03年度からの第3次行革はみやげ幼稚園の廃止と保育所民営化で始まってきました。そして、今度の第4次行革で引き続き市職員の削減と、これまで行政が担ってきた仕事を民間に委託していくことを中心に、これまで市民とともに築いてきた市民サービスの廃止・縮小を一層進めようとするもので、これは結果としてより市民にとって使い勝手の悪い方向になるのではないのでしょうか。

そこで2点お尋ねします。

一つは、今回のパブリックコメントに対する姿勢であります。総合計画では、協働

ということを精神にして推進しようとしていますが、今回の形式的に市民の意見を聞くというやり方でいいのでしょうか。本市として本当にこの協働の精神で取り組んでいこうという気があるのかお聞きいたします。

二つ目に、第4次行革の中身では、総合計画で求めているものさえも達成できないのではという点であります。今日的な問題で少子化の問題があります。ある学者は、現在の出生率1.37のままでは、今世紀末には日本の人口が4,600万人になると推計しています。今、大事なことは、国の政策も当然かかわってきますが、市独自として総合的な子育て支援を最重点に、せめて出生率を1.75程度を目標に緩やかな人口減少にとどめ、そのために地域の生活環境レベルを落とさない、質を低下させないまちづくりをきちんと位置付けて取り組むことが重要だと考えます。既に計画も決定したから変更できないということではなくて、少しこの計画を横に置いて、社会的な問題になっている官製ワーキングプアを増やしているのか、市民の暮らしの実態を科学的に分析する必要はないのか、公的責任を果たすということはどういうことかなど、もう一度職員全体で議論すべきだと感じています。いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○上村高義議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 JR千里丘駅西口駅前整備と安全対策についてのご質問でございますが、まず、千里丘西地区再開発事業の現状につきましては、昭和63年に千里丘西地区市街地再開発準備組合が設立されましたが、地権者の同意が得られず、現在に至っております。去年は、再開発区域の縮

小案も提示してまいりましたが、社会情勢の悪化や事業採算性などの課題もあり、進展を見ていない状況であります。駅前でのまちづくりは、基盤整備と土地利用の誘導が同時に進められる再開発事業による整備がよい方法と考えておりますので、引き続き西準備組合と再開発事業による駅前整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、千里丘駅西口駅前の混雑状況につきましては、朝の通勤・通学時間帯には交通が集中し、歩行者、自転車、車がふくそうする状況でありますことから、千里丘ガード完成後の状況の把握も含め、今月10日に改めて交通量調査を実施したところであります。交通量調査の結果としましては、朝の7時過ぎから8時半にかけての交通が集中しており、駅前では朝の7時から9時までの2時間で歩行者が約5,900人、乗用車、バスなど約170台が通行し、そのうち110台が千里丘1丁目東交差点から市道千里丘19号線に進入し、駅前でUターンをして出ていくというのが現状であります。市道千里丘19号線は、道路幅員が狭く、歩道もないため、歩行者と自動車が危険な状態で通行している状況であり、昭和37年に道路幅員16メートルへの拡幅と駅前広場の都市計画決定を行っておりますが、沿道には建物が立ち並んでおり、面整備との関係で整備が進んでいない状況であります。再開発事業の計画が進まない中、現状でどのような対策が可能か、関係課との協議も始めているところでありますが、大規模な改善や用地買収が困難な状況であることから、交通規制についても今後検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、三宅小学校跡地の活用問題について、ご答弁申し上げます。

旧三宅小学校は、地域において長年学校として活用され、多くの卒業生も生み出し、地元住民の皆様にとって愛着の強い施設であることは承知をいたしておるところでございます。平成19年1月にも今回と同趣旨の要望書を受け取っておりますが、地域の緊急避難地及び避難所としての機能については、当然配慮すべきことであり、体育館をスポーツセンターとして恒久活用いたしておりますが、ご要望の中にある公園や公民館をつくるという予定は現在のところございません。また、地域でのさまざまな活動拠点として継続的に使用するべしという点でございますが、スポーツセンター附属運動広場及び校舎の一部が、平成23年3月31日までの間の利用となっておりますことから、当面は来年度以降の活用方法について方針を決定しなければならないと考えておるところでございます。

跡地の存続に関する議論を進めるべきであるというご質問ですが、議員もご承知のとおり、社会経済状況をはじめ国の施策動向など、本市を取り巻く状況は目まぐるしく変化をしております。このような中で、将来的な活用方針につきましては、時々の状況変化を注視し、本市の財政への影響や今後の行政の置かれた環境をしっかりと見きわめながら、売却も含めたあらゆる選択肢を排除することなく、地元住民の皆様は当然として、多くの市民の合意を得ることができるよう、引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、第4次行財政改革実施計画に関するご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目のパブリックコメントと協働に関するご質問についてですが、今回のパブリックコメントでは38通、70件のご意見をいただきました。その内容は、子どもから高齢者問題までの多岐にわたるもので、70件を25のグループに整理し、すべての項目についてホームページ等で市の考え方を示したところでございます。

パブリックコメントにつきまして、形式的に市民の意見を聞くという手法というご指摘ですが、私どもは意味のある取り組みと考えております。確かに今回の市民の方々のご意見は決して多いという結果ではございませんが、これは現在の市民の行政に対する関心のありようを示しているものと考えております。現在、策定作業を進めております第4次総合計画のキーワードと考えております協働の考え方は、市民、事業者、行政が主体的自発性を持って互いに特性を認識、尊重しながら、共通の目標を達成するために、対等な立場で連携・協力を行っていくことにより、より水準の高い行政サービスを実現するというもので、さまざまな事業において、このような取り組みが進むことによりまして、パブリックコメントのような手続きも一層の意味を持ってくるものと考えております。

ご質問にありますように、行財政改革を進めるに当たりまして、全庁的な議論が必要であることは私どもも認識をいたしており、計画の策定に当たりましては、第3次行革の総括と併せまして、すべての部署と数度のヒアリングを実施し、その中でさまざまな議論を経てまとめたものでございます。

次に、4次行革が職員の削減をまず出しておるということで、職員数の状況につい

てのご説明を申し上げます。

正規職員数は、定員管理上の数値ではありますが、平成7年度の904人をピークに減少し、今年4月1日現在では691人となっております。また、同様に臨時・非常勤職員数を比べますと、平成7年度が178人、今年度は398人となっております。この間、正規職員数は213人減少し、臨時・非常勤職員が220人増加したことになっております。これは、必ずしも正規職員が臨時・非常勤職員に置きかわったという構図ではなく、学童保育指導員や障害児等支援員、1年生等学級補助員、また学校読書活動支援員など、新たなサービスの拡大に伴い、非常勤職員約100人を新しく雇用していることが大きな要因と考えておるところでございます。

今回、目標として設定しました660人体制は、大阪府内団体の職員数の平均や国の経済財政改革の基本方針2009などを参考に設定いたしました。昨年4月時点の本市の状況は、大阪府内市平均から比較いたしますと、48人職員数が多い状況であり、職種別に見ますと、技能労務職が73人多く、その他の職員は25人少ない状況にあります。計画の方向性といたしまして、職員全体としては660人の体制を目指しますが、これからの公共サービスの提供には、先ほど申し上げた協働という考え方が重要であり、その一つの形態である契約を介した外部委託や市民との協働など、さまざまな取り組みを進め、今後、地方分権に伴う事務移管にかかわる業務や新たに発生する行政サービスには必要な人材を配置してまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問を行

います。

最初に、西口駅前件の件であります。吹田市域の今後の開発予定を見ますと、このまま放置しておれば、より大変な状況になるという認識のもとに質問させていただいたところであります。この前、千里丘地域で懇談会をしました。せっかくガードを拡幅したと、ああいう形で整備をされたと。先ほど申し上げた千里丘1丁目東交差点から入って出ていくという、この状態を何とかしてほしいというのが地元の意見でありました。先ほど6月10日の調査結果の数字がありましたけれども、それに加えて、吹田のマンションの送迎バスも、数字では約4分弱に1台出入りをしているという大変な状況であります。これが千里丘駅を利用する地域の人口増だとか世帯数の状況を見ますと、過去10年間に増えた人口だとか世帯数の半分が、今後、毎日放送跡地の開発分だけでも4年半後には半分の開発が進められるということになりまして、放置すれば大変なことになるということは明らかであります。4年半後に毎日放送跡地分だけでも1,611戸の完成の予定であります。10年間で伸びた人口は約8,000人、世帯数では3,500であります。そういう点からして、先ほどご答弁がありましたけれども、より具体的に担当課との協議を進めていただいて、その取り組みが進むように頑張らせていただきたいと。当然、警察署の協議も必要になってきますけれども、利用するマイカーに対する誘導だとか、マイクロバス関連の当該マンション管理組合との協議だとか、当然吹田市の協議も必要になってくると思いますけれども、具体的にどういう形で進めるのかということについて、これから突っ込んだ取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。

少し踏み込んだご答弁を2回目はお願いしたいと思います。

三宅小学校の件であります。先ほど当初の予定どおりに今年度末までに今後の利用方法について結論を出していきたいという答弁でありました。なかなか行政が提起する問題に対して、市民の側から物を言うことはないわけでありましてけれども、今回は旧味舌小学校校区もそうでありまして、どんどん意見を出しています。これを貴重なものとして受けとめていただいて、せっかくこういう動きがありますから、ぜひ協議の場を設定していただきたいと。そのためにちょっとお聞きしますが、今年度じゅうに利用方法について、その方針を決定するということでもありますけれども、その決定する中に、先ほど申し上げたように、総計の協働でまちづくりを進めていくというモデルケースとして、定期的な懇談する場の設置も含めて検討していただけるかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

第4次行革の問題です。数が少ないという問題ではなくて、きのう、市長も、この式典で主役は市民だとおっしゃいましたけれども、主役である市民に対して情報を発信するところで粗末に扱われていると。ある施設では、その施設の展示物がいっぱい並んでいましたけれども、その端っこに第4次行革の資料がありましたけれども、どれもわからない状態で粗末に扱われていました。せっかく協働ということで、これから進めようとしているわけで、こういう情報発信するところできちんと整理をされて、そこに行政としてこういう問題で意見を求めていますと、わからなかったら担当にお電話をいただけませんかとかを含めて、改めてパブコメを進めるための具体的な親切的な対応の仕方について、より改善を求めて

いきたいと思います。そういう点で、少し具体的な問題をどうされようとするのか、ご意見があればお聞かせをいただきたいと思っています。

中身の問題であります。先ほど我が党としての第4次行革に対する評価を述べました。この状態でいけば、結局これまでの1次、2次、3次と同じく効率性を重視した行革であって、そこにはどんどん使い勝手が悪くなるということを危惧しているわけでありまして。そこで、先ほど職員組合も含めて全職員で認識を一致できるように取り組んでいただきたいという話をしましたけれども、幾つか指摘をしたいと思うんです。まず、行革を進めていく基本に現在の状況があると思っています。その面で、市民生活の面であります。今回、行革項目に国の子ども手当や公立高校の無償化の関連で縮小の方向に見直すという項目が入っていますが、国のいろんな統計を見ますと、10年前に比べてサラリーマンの所得は1か月分少なくなっているわけでありまして。単純に国がこうだから縮小していいんだという考え方はやめるべきだと思っています。負担能力の問題でいいますと、先日資料をいただきました。税金を納めている方々の課税所得金額、税金をかける額であります。これを見ますと、200万円以下が67.4%で、最も低い吹田市よりも10.9ポイント高いわけですね。約7割の方が200万円以下の所得であります。そういう点でも、公共料金の値上げについては、より慎重にすべきだということが言えると思います。

行政水準の問題でも、以前たびたび指摘しておりますけれども、北摂地域でワースト1が三つあります。総じてそんなに行政水準は高くありません。そういう意味でも、

こういう切り口も当然必要になってくると思います。

市の財政状況を、ちなみに市債残高だけ申し上げておきますが、第1次行革を始めた12年前、総額で1,058億円ありました。市民一人当たり122万円でありました。これが現在、今年度末見込みでいいますと、ご承知のとおり総額743億円、一人当たり88万円であります。大変な状況に変わりはないことは明らかであります。

そこで、先ほどご答弁があった職員の問題であります。今、年越し派遣村が生まれて、改めて国全体の気持ちとして、正社員を当たり前の状態にして、普通に仕事をすれば結婚もできて普通の生活ができるという社会をつくってほしい気持ちがどんどん広がっていると思っています。その先陣を切って頑張るべき地方自治体の現場でなかなかそうはならないというのがそういう状況であります。

数字を少し申し上げますと、いただいた資料で見ますと、12年前の第1次行革出発時、非正規職員が17.8%でありました。これが現在は36.6%と2倍以上に増大しているわけです。先ほどいろんな状況変化についてのご答弁もありましたけれども、この増え方は異常であります。こういう問題などをきちんと整理していただいて、組合、職員全体で論議をぜひしていただきたいと思っています。行革の目的は、ご承知のとおり、市民の暮らしをより向上することでありまして。市民にとって使い勝手のいい行政システムをつくることでもあります。すなわち行政の質を高めていくことでもあります。そういう角度から、ぜひ第4次行革を横に置いて、そういう質を高める行革がどうあるべきかという立場で論議をお願いしたいと思います。改めて再度ご答弁を求め

て第2回目を終わります。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 JR千里丘駅西口再整備であります。議員ご指摘のとおり、確かにJR東海道線より北側でJR千里丘駅を最寄りの駅と想定される地域の人口は、10年前から比べますと約8,000人増加しております。今後、毎日放送の跡地でもマンション開発が計画されていることも情報として把握しております。吹田市域での1世帯当たりの平均人数は2.5人でありますので、仮に1,600戸であれば約4,000人は増加すると思っております。現状の市道千里丘19号線では、朝のラッシュ時では歩行者と自動車がふくそうし、混雑して危険な状態であります。現在の吹田市域のマンションからの送迎用のジャンボタクシーや中型バスが運行されており、駅前でUターンされてマンション方面へ戻る台数が朝の時間7時から8時の1時間に約30台あり、それとキスアンドライド、駅まで送迎している乗用車が1時間に34台見受けられ、Uターンで戻ります。

そのような状況から、安全対策を検討しておりますが、今後、各関係課との調整や地元の調整も必要であります。自動車の一方通行や時間的な法的規制は、地元の同意や警察との協議が必要であり、非常に困難と思われまますので、当面は法的な規制をかけるのではなく、例えば、朝のラッシュ時だけでもマンション送迎用のジャンボタクシーなど、駅前でUターンをするのではなく、千里丘ガードへ直進し、千里丘交差点、中央病院前を通って戻るルートに変更できないか庁内で検討し、タクシー会社や吹田市域を含む関係者及び警察とも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○上村高義議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、2回目のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、旧三宅小学校跡地の問題でございますが、最初に申し上げましたように、三宅小学校跡地につきましては、もとの運動場、そこをスポーツセンターの附属運動広場として、平成23年3月31日までの暫定利用となっておりますことから、まず当面、その問題についてどうしていくのかということの結論を出していく必要があるというふうに考えてございます。

将来的な土地の活用方針につきましては、機会をとらえまして担当課のほうでも地元の皆さん方のご意見、ご要望については伺っておるところでございますが、今後どうしていくか、そのあたりにつきましては、地元の皆さんのご意見を十分にお伺いしつつ、本市を取り巻く状況、財政の状況、地域の事情などを見きわめまして、市民全体の財産であるということをしかり念頭に置いて、最も有効な方法について検討を継続してまいりたいと考えておるところでございます。

行革についてでございます。市民との協働を進めるということであれば、情報をきちっと伝えるべきであるというご意見でございました。これはそのとおりでございます。これはそのとおりでございます。協働という考え方や取り組み方法等について、今後、職員研修等を進めていくに当たり、全庁的に決定をしてまいりたいと考えております。

現在、非常に経済状況が悪い中で市民の暮らしが厳しいものであると、このことは私どもも承知をいたしておりまして、今後、行革を進めていくに当たりまして、市民生活に直接の影響を与えるものについては、特に担当部署とも十分に調整しながら具体

的な取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

今回の行革は、単に財政の健全化を図ることのみならず、団塊の世代の大量退職や地方分権の本格化などに対応するため、新しい公共をつくり出すということを一つのねらいとしております。公共サービスは、行政が担う、つまり職員がやるんだというこれまでの考え方を改め、地域に存在するさまざまな主体がかかわることによって、それぞれの主体が有する活力を結集していくことが重要でありまして、行政と市民、事業者など、さまざまな主体との協働が行革を進めていくに当たっての大きなテーマになるものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○上村高義議長 野口議員。

○野口博議員 いろいろご苦労はあるかと思うんですけども、やっぱりこの間の3回の行革を見ますと、効率的な側面を中心に進めてきたところでもあります。私どもは、歴史的にいきますと、12年前、第1次行革のときにこういうビラを全戸でお配りしました。この年に約6億円の公共料金の値上げも併せてされたわけです。これが2次行革の01年度の4月に出したビラであります。ちょっと拡大しておりますけども。副市長に大変失礼ですけども、2人の助役問題もこのとき大きな問題になったんですわ。市民プールが廃止強行されました。こういう記事も伝えながら、裏面に、この第2次行革の中身を知らしめようということで、これも一応全戸でお配りをしてきたわけです。いろんな同じ項目もありますけども、例えば大正川の草刈り、当時5回を4回にしようと、先々を3回にしようという、こういうちっちゃいことまで重箱をつつく

ようにこれまでやってきたわけでありまして。そういう点では苦労もありますけども、質を高める行政をつくっていくという点をぜひ頭に入れていただいて取り組んでいただきたいということをお願いして質問を終わります。

以上です。

○上村高義議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、柴田議員。

(柴田繁勝議員 登壇)

○柴田繁勝議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問は、十三高槻線（正雀本町区域内）の工事進捗状況についてであります。この地域には、もう既に数年前からフェンス等を張られて現在工事が進行中であります。市民の多くの皆さんは、この十三高槻線の工事はいつごろ完成するんでしょうかと関心を持っておられるところでもあります。先般、私たちもおおよそ23年の末には豊中岸部線までの工事が完成するというふうに認識はしていますが、現状の中でどの程度の進捗がなされているのかというのは、なかなかああいう工事現場のことでもありまして十分把握しにくいと、こういうことになっておりますので、きょうはひとつその進捗状況と23年の末に豊中岸部線までの工事が完了する見通し等があるのかどうか、こういうことをお尋ねしたいと思っております。

それから、2番目の問題であります。最近のいろいろと国のほうでは、またテレビなどではアンダーパスの問題で非常に水没事故が起こっているということが報道されております。こういうところで水没すると、80センチ水がつかってしまうと、もう自動車のドアも開かない、いろいろエン

ジンもとまってしまうと。そしてまた、このごろのドアなどは電動になっておりますので、手動式でも開けられないと、こういう危険な状況で死亡事故も発生しているというふうに聞いております。摂津市のほうでは、冠水箇所の防犯のための防犯装置の設計予算がもう既に組まれているように聞いておりますが、まだ、その工事の進捗がなされておらない、見通しがついておらないというふうに思いますので、摂津市内にあって、どれぐらいの冠水箇所が今把握されているのか、今後どのように進められていくのかということをお教えいただきたいと思ひます。

3番目ですけれども、異常豪雨の中で、大正川、私は「等」と書いておりますが、大正川以外にも川はたくさんありますので、そういう形でお尋ねをいたしておりますけれども、これは市民からの私のところへの素朴な質問といいますかお尋ねによって、きょう聞かせていただいているんですが、散歩されている方が、あの大正川を見っておりますと、今日の異常豪雨などのときに、あの河川そのものが、大阪の満水などがあつたときに大丈夫なんでしょうかと、こういうふうなお尋ねであります。私は、それはもう十分大丈夫なような設計はなされた河川ですよというふうにお答えしたんですが、堆積している土だとか、しゅんせつせないかん場所等がたくさんありますので、その辺のことは一度市のほうでお尋ねをしておきましょうということで、今回ちょっと質問に出させていただきました。このことについても、ひとつ大正川についてのお考え、また今日までの状況等をお教えいただきたいと思ひます。

その次に、4番目ですが、文化財保護条例につきまして、市内の文化財に対する基

本的な考え方についてということでお尋ねをいたしておりますが、市のほうは、いろいろな今日の現状の中で、やはり文化財の保護ということを前提にした条例をつくって、これからの市内の文化財というものを大事にしていこうと、こういう考え方を持っていただいて、今、鋭意その作成に取り組んでいただいているというところがございますので、この辺のことも、どの程度まで今その進捗がしているのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、文化振興についてでありますけれども、このことにつきましては、私は、今、二つお尋ねしたいと思ひます。

摂津市は、文化振興条例などをつくりまして、文化の振興ということに大変森山市長は熱を入れていただいていることにはありがたいと思ひます。また、きのうもコミュニティプラザの中にコンベンションホール等ができてまして、その中にもすばらしい施設ができておりまして、これを生かしていくのも我々の仕事かなというふうに思っておりますが、そこで一つお尋ねしたいことは、今、文化ホールと、今度新しくできましたコンベンションホールの中のホールの活用と、こういうことにつきましては、大変今度のコンベンションホールの中でのいろいろな催しは、たくさんの方が喜んで使われるのではないかと、こういうふうに思うわけですが、その反面、文化ホールが十分な活用がなされるのだろうか、こういうことを考えるわけであります。森山市長は、いつも我々はハード面ではいろいろとつくっていきますけれども、ソフト面の魂を入れていただくのは、市民とのまさに協働ということになるかというふうなことをおっしゃっていただいております。そのとおりだと思ひます。大きなお金を費

やしていただいた施設が、やはり十分に生かされた活用をして、初めて摂津市にとってよかったと、こういうことになるのでありますが、ただ、これは、そのことだけを申し上げてもどうにもならないと思うので、市のほうは、例えば文化ホールの有効な活用はどのように今後考えていかれるのか、またコンベンションホールの中の活用はどのようにされるのかというようなことも含めてお尋ねをしておきたいと思います。

最後になりますけれども、味舌小学校の跡地、そしてまた三宅小学校の跡地、このことにつきましては、ただいま野口議員の質問の中でも十分お答えいただきました。また、味舌地域においては、「市長さん、あの学校の跡地を売らないでください」という看板といいますか、スローガンを掲げたものがたくさんところに張ってあります。私も以前から、やはり市長さんがおっしゃるように、売らずに済むならば売りたいはありませんし、できるだけ残すということはあります。しかし、この第4次行政改革、その他これからのいろいろな摂津市の将来を見たときに、どうしてもやはりまずそこへも手をかけなければならんということも起こってくるでしょう。このこともおっしゃっていただいているので、十分理解はさせていただいておりますが、特に味舌小学校、そしてまた三宅小学校の跡地は、もう既に百数十年という歴史のあるところでもあります。味舌小学校は、今回、味舌東に移りまして、味舌小学校ということでそのまま年数は継続しておりますけれども、残念ながら三宅小学校につきましては、三宅柳田小学校ということで始まっておりますので、今までの百数十年という歴史が一つそこで終止符を打っております。そうい

うことから考えますと、味舌小学校は、やはり今、例えば木造校舎がありますけれども、あの校舎などを憩いの場所として残していってもらったらどうかというようなことも過去にありました。私は、この歴史ある学校を、やはりメモリアルとして残せるようなものを今後考えていくべきではないかというふうに思っております。三宅小学校跡地につきましては、三宅というところは大変歴史的な資料も多く、また、今日までの歴史として大きな役割を果たしてきた地名でもあり、また地域でもあろうかと思えます。過去に水口議員が、あの地域に公民館を建ててほしいんやというようなことも再三おっしゃっていたことも、ふと脳裏に浮かびました。できましたら、あの地域を本当にそういう意味からもメモリアルとして残していくということも含めた今後の考え方というものができないのかどうか、このようなことをお尋ねしたいと思えます。

第1回目の質問を終わります。

○上村高義議長 暫時休憩します。

(午前 11時43分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

柴田議員の質問に対する答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 十三高槻線(正雀本町区域内)の工事の進捗状況と正雀本町区域内の完成時期についてであります。まず、工事の進捗状況につきましては、平成18年度より工事に着手され、道路の本線工事のため、正雀川のバイパス工事や地下埋設物の移設工事が行われております。平成20年12月ごろから、正雀川下部のトンネ

ル工事を進められております。その後、摂津市側で正雀川下部以外の地下トンネル本体を施工する街路築造工事を発注され、本線を2工区に分けての工事を施工されております。正雀一津屋線から吹田市域の豊中岸部線まで約600メートルの区間は、平成24年の春を完成目標に本線工事を進められております。

工事の進捗状況ではありますが、正雀川下部の本線工事は、現在、ボックストンネルのコンクリート打設が完了し、今後、埋め戻し作業に着手され、埋め戻し完了後に正雀川の復旧工事に着手されると伺っています。

また、正雀川下部以外の本線工事は、今月から工事に着手されたところであり、今後、ボックス工事や土留め擁壁工事に順次着手され、平成24年春の工事完成を目標に進められます。側道工事は、本線工事が地下深く掘り下げたの工事になり、また、側道の一部が本線の上部を横断するため、本線工事が完成しないと側道工事に着手できないため、本線工事の完成後に側道の舗装や植栽などの工事を施工される予定であると伺っています。

なお、現在通行されている生活道路は、側道整備の際には、できる限り通行止めをせず、道路を切り返しながら施工されると伺っております。

次に、工事の完成時期はどのような状態で供用開始になるかについてではありますが、本線部分につきましては、正雀一津屋線から豊中岸部線までは、工事の完成後に供用の運びとなりますが、豊中岸部線で行きどまりとなるため、車両の通行につきましては、今後、地域住民の方や警察などと協議をされて、どのような形で供用を行うのか検討されているところであります。

また、側道や周辺の市道との取り付け道路につきましても、側道工事の完成に合わせて供用開始をされる予定と大阪府より伺っております。

以上です。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号2番、道路冠水箇所等の安全対策について、ご答弁申し上げます。

まず、危険とされるアンダーパスでございますが、坪井ガード、竹ノ鼻ガード、山田川右岸の阪急京都線高架下のガード、それともう一つは、今まで冠水したという記録がございませんが、阪急正雀駅の地下道、この4か所が集中豪雨による冠水の危険性があるものと考えております。

ご指摘のとおり、平成21年度において、この危険とされる4か所につきまして、冠水警報装置の設置を目的として業務委託を実施し、警報装置の設置計画を策定したところでございます。また、設置に当たっては、施設を管理する鉄道事業者との協議の必要性から、現在調整を行っているところでございます。局地的集中豪雨等によるアンダーパス部の冠水は、生命の危険にも直結しかねないことから、設置につきましては関係機関とも協議を行い、次年度以降できるだけ早い時期に冠水警報装置設置に向けて努めてまいります。

続きまして、質問番号3、最近の異常降雨時に対する大正川等の安全性についてにご答弁申し上げます。

大正川につきましては、大阪府の管理河川でございまして、河川の整備状況を確認いたしましたところ、大阪府の河川整備に当たっては、流域の規模等により、10年に一度の雨、あるいは100年に一度の雨

を対象に整備を進められておられます。ご指摘の大正川に係る摂津市域につきましては、既に100年に一度程度の雨、時間雨量にしまして約80ミリ程度の対応は完了していると伺っております。

大正川の土砂の件であります。ご指摘のとおりかと存じます。ご指摘の内容につきましては、管理者であります大阪府にしゅんせつを行っていただけるよう要望を行ってまいります。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号4、文化財保護条例の取り組みと市内の文化財指定に対する基本的な考え方について、ご答弁申し上げます。

文化財保護条例の現在までの取り組み状況でございますが、近年、より身近な地域の文化財保存・活用への地域住民の関心の高まりから、多くの市町村で文化財保護条例が制定されております。本市におきましても、現在、摂津市内に所在する文化財のうち、市にとって重要なものを保存・活用し、市民の郷土理解と文化の向上及び発展に資することを目的に、文化財保護条例の年内の制定を目指して手続きを進めております。

現在、教育委員会から文化財保護審議会に文化財保護条例案を諮問し、内容についてご審議いただいております。併せて広く市民の皆様方から条例案に対するご意見をいただくため、6月1日から15日までの間、市広報紙やホームページの掲載のほか、公民館をはじめとする市内公共施設においてパブリックコメントを実施いたしましたところでございます。今後は文化財保護審議会でもパブリックコメントによるご意見も参考に、条例の内容についてご審議いただき、

7月開催の教育委員会に答申いただく予定でございます。その後、文化財保護条例に含まれる罰則規定について、検察庁と協議を行い、12月議会には文化財保護条例を上程したいと考えております。条例制定後は、速やかに市指定文化財の指定手続きを進めてまいる予定といたしております。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 文化振興施策についての文化ホール、コンベンションホールの有効活用について、ご答弁申し上げます。

文化ホールについては、年間ホールの使用が200回程度、練習室や展示室の使用を含めると延べ1,200件程度の利用申し込みがございます。利用内容は、市民文化祭等の文化芸能の発表の場としてのほか、市主催事業や市関連団体の行う市民大会や集会などが中心となっております。コミュニティプラザ内のコンベンションホールの利用が開始されますと、従前、本市施設になかった200人程度の会議、集会等に利用可能な機能を持つことから、今までの文化ホールご利用者が移行し、利用が分散するものと考えております。

この二つの施設をいかに活用していくかのご質問であります。文化ホールは音響・照明等の充実した収容500名の中ホールとしての特性を生かし、本格的な音楽や文化、舞台芸術等のパフォーマンスの発表の場として、また、コンベンションホールについては、各種集会やレセプションなどを中心とした利用を想定しており、それぞれの特徴を生かし、より効率的かつ市民にとってよりよい利用内容となるよう努めてまいります。また、市民に手軽に本格的な芸能・芸術に親しんでいただくために、文化ホールで本市と施設管理公社で実施し

ております文化ホール自主事業についても引き続き実施し、文化ホールを活用してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、旧味舌及び旧三宅小学校跡地に係るご質問にご答弁を申し上げます。

旧味舌小学校及び旧三宅小学校は、いずれも地域において長年学校として活用され、多くの卒業生も生み出しており、地元住民の皆様にとって愛着の強い施設であることは承知をいたしているところでございます。

そのような点を踏まえまして、用地活用策として、両小学校跡地内にメモリアル的な施設を建設する考えはないかというご質問でございますが、現在のところ、そのような予定はございません。

ご存じのとおり、両跡地につきましては、平成21年度より市立スポーツセンターとして活用しておりますが、附属施設として設置されている運動広場につきましては、平成23年3月31日までの間の利用となっておりますことから、当面は来年度以降の活用方法について方針を決定しなければならないものと考えております。

将来にわたる活用方法につきましては、議員ご指摘のとおり、両地域の特性にも配慮しつつも、売却を含めたあらゆる選択肢を排除することなく、地元住民はもとより、市民全体の合意を得ることができるよう、引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

十三高槻線のことでは、その経緯はよくわかりました。そして、これが完成してい

くということが、たとえ23年度末に完成しても、その後、やはり南正雀地域へ送っていく自動車の通行などでは、あの地域とのトラブルも考えられますので、十分その辺は協議してもらって、摂津市の我々としては、できるだけ早く正雀川を渡って吹田方面へ行けるような手配をしてほしい、せっかくなつくた道路ですから、そういう願いはありますけれども、地域住民とのいろいろなコンセンサスもあろうと思いますので、鋭意努力していただいて、なぜそのことを言うかといいますと、やはり正雀ガードの将来のことも少し我々は本会議の中でもご質問させていただいておりますので、その辺のことも含めて、これは要望としておきますので、よろしく願います。

それから、2番目の道路冠水箇所のことにつきましてはおわかりました。できるだけ早く警報装置をつけるということですが、それまでの間、どのようなことをお考えになっているのかということでございます。このことは、警報装置も大事なんですけども、やはり問題は水没するような状態、例えばポンプの故障だとか、水路の目詰まりだとか、いろいろなことがあると思いますので、その辺については、2回目、その取り組みだけ教えていただきたいと思いません。

3番目の大正川のことにはよくわかりました。市民の皆さんが見られて、やっぱりあれだけ土が堆積していると、どうも疎通が悪いんじゃないかと。ああいうところをもう少ししゅんせつでもしてもらわないと、今日のこの異常豪雨に耐えられるんでしょうかという目で見えた心配というのがあってご相談を受けたんだらうと思いますので、その辺も取り組んでいただけるということですから、鋭意努力のほどをよろしく願

いたします。

それから、4番目ですけれども、文化財保護ということで、いろいろと市が取り組んでいただいていることは一歩も二歩も前進だと思えます。ここで少し、あの地域には公会堂、第6集会所を今後文化財としてどのように取り扱っていくかということもご検討していただいているようではありますが、我々も先般、愛媛県の内子町のほうへ行ってみました。すばらしい文化財といますか、芝居小屋を見せていただきました。あれと摂津市の公会堂を比較することはできないと思えます。しかし、向こうでも心配は、これからの耐震構造をどうするのかというようなことも出ておりました。また、あの芝居小屋をつくったのは今から90年ぐらい前でありますので、この一津屋の公会堂とも同じ時期に当たると思えます。だから、先人がここに何か一つ地域の皆さんに喜んでもらえるような娯楽をできるようなものをということでは、内子座も、そして第6集会所の公会堂も同じ考えで今日まで推移してきていると思えます。そういうことで、この文化財につきましても、十分これから進めていただけるように、これも要望にしておきます。お願いしておきます。

それから、次に文化振興についてということでお尋ねいたしました中で、他市では文化振興事業団などをつくって、やはりイベントなどを通して十分な対策といたしますか、これからの運営の方法を考えておられます。特に箕面市なんかはすごく先進しているんじゃないかと思えますので、その辺のことにつきましては、今後、摂津市の取り組みをどういうふうにするのかということも、もしご答弁できたらお願いしたいと思えます。

それから、6番目ですけれども、味舌小学校と三宅小学校、ただいまご答弁いただきました中では、今のところそういう考えはないということと、それから、23年度末で切れる今のスポーツ広場、そしてまた運動広場、それから一部校舎を今後どうするかということも含めてご検討いただけるんだろうと思うんですが、我々としては、先ほど申し上げましたように、やはり大変長い歴史のある思い出のあるところであります。先般も他市では、古い校舎をつぶして100円居酒屋などをつくって、その元卒業生の高齢者の方がそこで集うて昔を語り合うというようなこともテレビで紹介されていまして、これもよろしく願いをいたしておきたいと思えます。

以上、申し上げましたように、こうした歴史的なものというのは非常に我々にとっては心のいやしになると思えますので、過去からずっと引き継がれてきたいろいろな思い出になるようなものは、何とかメモリアルとして少しでも残していくんだというような考え方をぜひ持っていただきたいと、こういうふうに思いますので、これは要望にしておきたいと思えます。

いろいろと申し上げまして、十分伝えたいことがあるんですが、5分しかなかったもので、きょうはひとつ私の気持ちだけお伝えしておきますので、ご答弁いただけたらありがたいと思えます。ありがとうございました。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、道路冠水箇所等の安全対策について、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

冠水警報装置の設置までの間の対応はどのように考えているのかという取り組みについてのご質問でございますが、排水施設

にごみやビニール袋などによる目詰まりが原因で冠水するケースも過去に発生しておりますことから、点検及び清掃などの維持管理の徹底と台風時などの集中的豪雨の危険が危惧される場合におきましては、事前に清掃を行うなどの対策を行うとともに、冠水時の通行についての注意を促す看板を設置することも対応策の一つではないかと考えているところでございます。

○上村高義議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 文化振興施策について、2回目のご答弁を申し上げます。

文化振興事業団を創設してはどうかというご質問でございますけれども、他市の状況を見ますと、文化振興事業団等の団体は、財団法人として市民ホール等の文化施設を指定管理され、各種イベントを企画するなど、それぞれ市の文化事業を担っておられます。本市では、財団法人摂津市施設管理公社が文化ホールを指定管理しておりますが、同公社も施設管理だけでなくコンサートや落語会などのイベントを企画し、また、摂津音楽祭リトルカメラコンクールの事業委託先として、本市の文化振興の一翼を担っていただいております。文化振興計画に掲げる文化芸術活動の活性化を図るため、さらなる企画力の向上は承知しておりますが、同公社は、名称は異なりますが、ほぼ同様の役割を担っていただいていることから、現在のところ、文化振興事業団の創設は考えておりません。今後につきましては、指定管理制度が大きくかかわっておりますことから、施設の指定管理のあり方と併せて考えてまいりたいと存じます。

○上村高義議長 柴田議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

現在、民主党政権が発足後、初めてとなります参議院選挙が行われておりますけれども、問題山積の中で直前に首相が交代するなど、政治が大変混迷をした状態が続いております。国民はこうした状態に対しまして、また、これまで9か月間の民主党政権に対しまして、どのような答を出すのが注目をされているところであります。

話は変わりますが、現在、サッカーワールドカップが行われておりますが、本市出身の本田選手の大活躍によりまして、予選リーグを突破して決勝トーナメントに進みました。まさに摂津市というこの小さなまちが全世界に大きくアピールされる結果となっております。

本市は、昨年はたばこ税のことで随分注目をされました。そして、今年の3月にはカーボン・ニュートラル・ステーション、阪急新駅の開業でもまた大きく取り上げられまして、今度は今回のスポーツに関連をして大変大きく取り上げられているということでございます。まさに今、本市に光が当たり続けている、本市はこれからますます大きく発展をしていくときであると、このような確信と希望を持って質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

1番目に、まちづくりのキーワード「健康」に合わせて、南千里丘周辺の禁煙区域指定について、お尋ねをしたいと思います。

本市は、平成15年の5月より市の関係する施設の建物内禁煙がスタートし、他市に先駆けた先進的な取り組みとして注目を集めました。しかし、それ以降は、学校敷地内の禁煙の実施に当たっては、三島地域の他市での取り組みに押されて、平成21

年4月よりようやく実施をされた、それ以外は何ら禁煙に対する施策がありません。禁煙対策については、やや後進的な市になっていることについて大変残念に思います。

さて、3月にまちびらきが行われましたこの南千里丘のまちは、福祉、教育、文化、医療、健康、そして環境というキーワードのもとで、産・官・学、市民交流をコンセプトに着々と建設をされております。コミュニティプラザ、保健センターもいよいよ昨日完成式が行われましてオープン、こういうふうになります。

現在の敷地内禁煙の規定でいきますと、3階から屋上に出れますが、屋上部分の遊歩道部分は喫煙ができるということになっておりますし、きのうも出口のところに灰皿が設置をされておまして、多くの方がこの灰皿でたばこを吸われていました。たばこの煙の漂う空間となってしまうのかと大変危惧をしています。たばこの副流煙で健康を害する可能性があるのであれば、先ほど申しました福祉、医療、健康というイメージに対して大変ギャップを感じてしまいます。また、環境は、きのうもPRをされていましたが、環境面において地球温暖化に対して二酸化炭素を出さないということになりますけれども、一方でたばこの煙は出し放題であると、これではちょっとおかしいのではないのでしょうか。この際、この南千里丘地域の公共施設、また駅前ロータリー、公園、せせらぎ、遊歩道、道路敷など、この公共部分については思い切って全面禁煙区域とする考えはないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

2番目、阪急バス鳥飼方面行きの摂津市役所前バス停にベンチを設置する件について、お尋ねをいたします。

ここ数年のうちに、本市においても随分

と高齢化が進み、市役所へも毎日大勢の高齢者が来られるようになっております。阪急バス鳥飼方面行きの市役所前のバス停は、市役所にさまざまな手続きに来られる高齢者の方も利用されております。現在、屋根はありますけれどもベンチがありません。市役所玄関前からこの施設巡回バス、それから市内循環バスも出ておりますけれども、それでもここを利用されておられる方もおられます。千里丘方面行きのバス停には、シオノギの敷地内に屋根付きのベンチが設置をされております。こちらには、以前は不法で設置をされていたと思いますが、ベンチが置いてあったと思いますが、既に撤去をされております。高齢者の皆さんが、ベンチがないので、バス停付近のこの近くにコンクリートのちょっと高いところがありますが、そこに腰かけられている姿を目にします。ベンチの必要性を強く感じています。新たに設置される予定はないのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、JR千里丘駅前のバス降り場からタクシー乗り場へ横切る件について、質問いたします。

阪急オアシスで買い物をされた高齢者の方が、タクシーを利用される姿を目にしますが、多くの場合は1階の出口から出てきて、切り込みがありますが、バスの乗降口のすき間を通過して道路を横切ってタクシー乗り場に向かわれております。この場所は、特にバスがとまっている場合は車の見通しが悪く、大変危険であります。2階から向かうルートがもともと考えられている導線計画だと思っておりますけれども、買い物の荷物を持った高齢者にとっては、階段を降りることは大変大きなバリアであります。高齢者以外の人にも実際にはあまり利用されていないように思われます。当初からの計画

が、高齢者に対する配慮が足りない計画であったと思われます。駅舎の出口近くにも、高齢者、障害者用のタクシーを呼ぶための押しボタンがありますが、危険な事態を解消するためには、こうした何らかの設備を設置するなどの特段の対策が必要だと思いますが、どうでしょうか。このままでは近い将来、事故につながると思いますが、本市としての考えをご答弁お願いいたします。

4番目、坪井ガードの車両通行どめについてお尋ねをいたします。

千里丘東と千里丘に通ずる坪井ガードは、多くの自転車や人が利用するガードであり、また、地元第三中学校の通学路にも指定をされています。また、朝夕は多くの車両が通り道として利用しており、片側通行のためにトラブルがたびたび発生をしています。また、多くの高齢者が医院に向かうために補助車を押して利用されていますけれども、側道部分は、自転車同士ではかわせられないほど狭い上にでこぼこになっています。利用者は大変難儀をされています。今までに何度も改善の要望を出しておりますけれども、一向に改善されていません。

また一方で、千里丘ガードが開通をし、交通事情も随分変化をしてきており、その影響で少し坪井のガードを通り抜ける車両が減少しているのではないかと考えられます。それには当然交通事情の調査に基づく根拠が必要になりますが、今後、坪井ガードについては、車両を通行どめとして歩行者専用とするための検討・調査を行ってはどうかと思いますが、本市としての見解をご答弁お願いしたいと思います。

5番目、府道大阪高槻京都線の千里丘小学校前及びエネゲート前の歩道の改修について、お尋ねをいたします。

府道大阪高槻京都線の千里丘小学校前の

歩道は大変狭いため、通学時に児童がいっぱいになって通っている状況であります。このことにつきましては、昨年3月に大阪府茨木土木事務所と本市の教育委員会とで現地の立ち会いを行いました。側溝にふたをすることや手すりを肩石の上に移動するなど、改善に向けて取り組むとの判断をいただいております。その後、昨年夏に先行して、近くに歩道橋がありますが、この歩道橋の改修が行われ、大変低かった手すりのかさ上げとか、また足元のコンクリートの大きな根巻きは改修をされて小さくなりました。しかし、肝心の歩道の改修計画については知らされておられません。今後、どのようなスケジュールで行われるのか、本市の知り得る状況についてご答弁をお願いしたいと思います。

また、同じく府道大阪高槻京都線の千里丘小学校向かいのエネゲート前歩道については、地元自治会から歩道橋の横が狭いために整備する要望が出されていますけれども、改修計画はどのようなスケジュールで行われるのか、それぞれご答弁をお願いしたいと思います。

次に、6番目、千里丘交差点の歩車道分離式信号導入について、お尋ねをいたします。

千里丘ガードが開通をし、千里丘交差点付近の交通渋滞も随分緩和をされました。しかし、時間の経過に従って、通行する車両が増えているように思われます。そうした中で、最近、千里丘南交差点のように歩車分離されていない信号機のために、歩行者のために朝夕渋滞する現象が出てきております。千里丘ガードから北側行きでは、右折レーンと直進レーンが同じ中で同じレーンになっています。左折車が比較的多く、同時に人、自転車の渡る量が多いために、

かわすためにスムーズに進まない。結果として、朝見ますと、トンネルの向こう側の千里丘南交差点のほうまで渋滞が伸びてきているという状態にあります。また、同じく府道大阪高槻京都線の大阪行きでも同じような現象が起こっております。人、また自転車が大変多い交差点であり、なかなか左折ができない状況が混雑の要因になっております。吹田側の歩道が狭く、人や自転車が歩道にはみ出し、大変危険な状態が常態化もしておる交差点であります。この千里丘交差点の信号を歩車分離式信号にすることにより、渋滞問題や人と自転車と車の接触の危険が解決できると思います。このことについては、先般、摂津市の交通安全推進協議会の会合の中でも問題提起をさせていただきまして、警察署長に対しても直接聞いていただきましたが、必要性について、本市としてどのような認識にあるのかご答弁をお願いしたいと思います。

7番目、三宅柳田小学校前の学園町中央線及び香露園1号線の重量規制と香露園1号線の歩道設置についてお尋ねをいたします。

三宅柳田小学校前の学園町中央線及び香露園1号線が小学校及び中学校の通学路になっている中で、大型ダンプなどが通る大変危険な道路になっていることにつきましては、3トン重量規制を行うべきであるとの質問は、昨年6月にも行わせていただきました。このときの担当部長の答弁では、新たに3トン規制を実施する場合、大型車両をどのように迂回させるかという迂回路の確保の検討、あるいはその大型車両が走行します沿道の地元の方々の同意等の手続きが必要と伺っております。こういった手続きなども含めまして、いろいろ問題が出ようかと思いますが、大型車両の3トン規

制につきましては、改めて所轄に確認してまいりたい、このように答弁をいただいております。

迂回路として千里丘ガードが完成をすれば可能であるとの質問に、また担当部長の答弁では、千里丘ガードが拡幅しますと、通行形態などが大きく変化するものと我々は予測をしております。その千里丘ガード拡幅後、どのように通行形態が変化するか、先ほど来、バスの問題も含めて車両動線の変化などを見詰めてまいる必要がある、このように答弁もされています。あれから1年が経過をいたしました。そして、千里丘ガードが開通をしてからもしばらくたちますし、先ほど答弁があったように、通行形態はどのように変化をしたのか、また、千里丘ガードが、まだ重量規制がかかったままになっておりますけれども、今後の見通しはどうなっていくのか、そして、迂回路というより、重量規制が先にこの千里丘ガードが外れるということになれば、もともと通行可能ということで、特に沿道の地元の方々の同意は必要としないのではないかと思います。どうなのでしょう。また、大型車両の3トン規制につきましては、いろいろな問題が出てくるので、改めて所轄に確認することですが、その中身はどのようになったのか、それぞれご答弁をお願いしたいと思います。

また、香露園1号線の大正川公園付近は歩道がなく、大変危険な状態にあります。南千里丘周辺の道路整備が進み、学園町中央線の旧市民体育館隣接区域も拡幅工事が行われており、それに接続する香露園1号線の整備が必要になってくると思います。本市の見解はいかがでしょうか。昨年20年12月に、同僚議員が同じ一般質問で行われていますが、その答弁では、歩行者の

安全対策につきましては、大正川公園などを利用し、歩行者が安全に通行できないか、今後、関係各位と協議・検討してまいりますと、このように言われています。大正川公園を一部削って道路用地にしても歩道の設置を行うべきと思いますけれども、これも併せていかがかご答弁をお願いしたいと思います。

続いて、8番目の犬の糞放置防止条例の設置について、お尋ねをいたします。

今までさまざまに犬のふん放置に対する対策が実施をされてきていることは、よく承知をしているところでありますが、それでもまだまだ市民からこの犬のふん放置の苦情をお聞きいたします。特に人通りの少ない地域であります工場街とか河川敷、堤防など、そのようなところでは傾向が強いように思われます。犬を飼われている人の中には、ふん袋を持っていても人通りのないところでは取らないなど、飼い主のマナーが大変問題視をされております。そして、市民からそうした行為を禁止する条例の制定を望む声が上がっております。本市としての見解と実施に向けた問題点があればご答弁をお願いしたいと思います。

また、昨年度よりイエローカードの取り組みが行われておりますけれども、その実施率及び効果はどうかとも併せてご答弁をお願いしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 南千里丘地域の公共部分を禁煙区域とすることについての考え方についてご答弁申し上げます。

道路、公園などの屋外の公共の場所での喫煙は、喫煙者本人の健康のみならず、たばこの副流煙による健康への影響や、大人

のたばこを持つ手の位置が幼児の顔の高さになることの危険性など、多くの問題が指摘されております。

議員ご提案の南千里丘地域を全面禁煙区域とすることにつきましては、受動喫煙防止対策の推進からも大変有効な施策であると考えております。一部先進自治体でも路上喫煙禁止地区を設け、違反者には罰則や料金を課すことで抑止効果を上げていることは認識しております。路上等での喫煙防止は、喫煙者のマナーの問題でもあることから、モラルに訴え、啓発を中心とした施策の取り組みが重要と考えております。

南千里丘地区は本市の新しい顔であり、健康や環境美化といった観点から、それぞれの公共施設の管理者と連携し、また、地域の自治会等とも協力して、重点的に喫煙を抑制するための環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問番号8、犬の糞放置防止条例の制定につきまして、ご答弁申し上げます。

犬のふん害の防止に関する規定につきましては、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の第78条で、ふん等の処理についての飼い主の責務を明らかにし、同第79条で市の指導及び勧告についての規定を設けているところでございます。

議員ご指摘のように、散歩中の犬のふんの放置は、飼い主のモラルに負うところが大きく、これまでも広報などでの啓発や自治会を通じての回覧、啓発看板の設置などに取り組むとともに、一部の悪質な飼い主に対しましては、茨木保健所と連携し、個別の指導に当たっているところでございます。

また、狂犬病予防法施行規則改正に伴い、市の独自デザインによる狂犬病予防注射済票の採用ができるようになったことから、

今年度より狂犬病予防注射済票に犬のふんに対するマナー向上のスローガンを入れるなど、飼い主に対してマナー向上を働きかける取り組みを行っております。

イエローカードにつきましては、昨年度に自治連合会のご協力のもと、本年6月現在までで26団体に対して約900枚の配布を行ってまいりました。事業効果につきましては、平成21年11月に22実施団体についてアンケート調査を行い、14団体から回答を得、うち12団体から効果があったとの回答を得ております。今後もイエローカードの普及に努め、道路、公園等の公共施設の管理部局とも連携しながら、散歩中の犬のふん対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号2番、鳥飼方面行きの摂津市役所前のバス停にベンチを設置することについて、ご答弁申し上げます。

中央環状線の北行きの摂津市役所前バス停につきましては、隣接事業所用地の一部を活用され、ベンチを設置されているものでございます。鳥飼方面行きのバス停でございますが、以前には不法設置されたベンチがございました。しかし、経年変化による老朽化により、危険な状況となったこと、また、不法に設置されたベンチであったため撤去されたと伺っております。新たなベンチの設置につきましては、道路管理者が行うものとバス事業者で設置されるものがございます。

ご質問の鳥飼方面行きにつきましては、以前から要望いただいております、道路管理者である大阪府茨木土木事務所とバス事業者である阪急バス株式会社それぞれに

要望内容をお伝えしたところでございます。

続きまして、質問番号3、JR千里丘駅前のバス降り場からタクシー乗り場へ横断する件について、ご答弁申し上げます。

駅前広場内の道路を横断することは非常に危険でございます。タクシーをご利用なされる場合は、タクシー乗り場へのデッキ施設のご利用をお願いします。もしくは、ご足労をおかけいたしますが、駅舎側に設けております高齢者、身障者用のタクシー乗り場をご利用いただければと存じます。

ご提案いただきましたフォルテ摂津側の高齢者、身障者用タクシーの乗り場の新設につきましては、現在、歩道部分には駐輪ラックを設置していることや、車道部分には2台分のバス乗降用の駐車スペースを設けております。また、平成5年当時、バス乗り入れの際にバス事業者が府警本部と運行協議が行われた結果、身障者用の駐車スペースをバスの走行する範囲外に設置することの条件がつけられたこともあり、新たにタクシーの乗車用のスペースを確保することは難しいものがあると考えております。横断歩道も駅前広場内に設置することは難しいものがあると考えております。タクシーをご利用なさる方々には、交通事故防止の観点からも、既設のタクシー乗り場、もしくは高齢者、身障者用タクシー乗り場からのご利用をお願いしたいと存じます。

続きまして、質問番号4番、坪井ガードの車両通行どめについて、ご答弁申し上げます。

平成21年9月末に、千里丘ガードの拡幅工事了に伴い、東西の交通の流れが一段と便利になったものでございます。JR東海道線を横断し、東西を結ぶ道路として千里丘ガードと竹ノ鼻ガードの2路線に車

両を集約し、坪井ガードを自転車、歩行者などを優先する道路としての考え方でございますが、この内容につきましては、地元及び摂津警察署など関係機関との協議を行い、自転車、歩行者を優先とした道路に位置付けできないものか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号5番、府道大阪高槻京都線の千里丘小学校前及びエネゲート前の道路の改修について、ご答弁申し上げます。

府道大阪高槻京都線を管理いたします茨木土木事務所に、歩道の改良計画に問い合わせを行いましたところ、現在、測量作業が完了しており、図面を作成の上、摂津市、関係者とも協議を進め、改修計画案をつくる予定にしておりますと伺っております。

続きまして、質問番号6番、千里丘交差点の歩車道分離式信号機導入について、ご答弁申し上げます。

千里丘交差点を歩車道分離式の交差点にできないかということでございますが、基本的には、歩車道分離式の信号処理につきましては、一義的には警察が府道大阪高槻京都線や千里丘三島線などの車と歩行者などの交通状況を勘案して判断されることとなります。千里丘ガードの拡幅工事の2車線供用の際に、千里丘交差点の信号の処理につきましては、大阪府と警察が協議を進められておりましたので、ご指摘の点につきましても、協議の中で検討していただくよう要望してまいりました。しかし、千里丘交差点につきましては、北部大阪の主要幹線であります府道大阪高槻京都線の自動車交通量に応じた現示処理となっていることから、歩車分離の信号処理は非常に難しいとの見解であったと伺っております。

千里丘ガードの拡幅工事完了に伴い、平

成22年3月に右折信号が供用開始となったことにより、従来の直進と左折レーンの2車線が、直進・左折で1レーンと、右折専用のレーンの2車線となったものでございまして、この直進・左折レーンの左折車が、歩行者の横断待ちのため停車することにより、後続の直進車が停車渋滞を起こしていることは認識しているところでございます。

ご要望の歩車道分離式信号機を導入することにより、渋滞解消にならないかとのことでございますが、歩車道分離式信号の導入につきましては、大阪府茨木土木事務所や摂津警察署など、関係機関に検討を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号7番、学園町中央線・香露園1号線の重量規制と香露園1号線の歩道設置について、ご答弁申し上げます。

まず、千里丘ガードが開通し、通行形態はどのように変化したのかでございますが、市道千里丘三島線から千里丘ガード方面へ抜ける大型車両につきましては、現在、南千里丘まちづくりの開発工事が行われており、工事車両が頻繁に通過することもあり、本来の通行形態の把握は難しい状況でございます。大阪府の交通量調査によりますと、千里丘駅南交差点におきましては、千里丘ガードが対面通行開始後、市道千里丘三島線から千里丘ガードを通過し、府道大阪高槻京都線へ通過する車両は約1,800台程度、割合にして約8割程度増加しているとの報告がなされております。

次に、千里丘ガードの重量規制の今後の見通しでございますが、千里丘ガードの重量規制は、市道千里丘三島線の幅員が狭く、歩行者などの通行の安全を確保するため、摂津署と協議の上、大型車の通行規制を行

っているところでございます。現在、本市では千里丘ガードに接続いたします市道千里丘三島線道路改良事業に着手し、西側の道路拡幅用地の取得に努めているところでございます。

市道千里丘三島線道路改良事業が完了し、歩行者などが安全に通行できると判断した折には、重量規制解除に向け、摂津警察署と協議に入りますので、併せて学園町中央線・香露園1号線の大型車両の通行規制につきましても協議を進めてまいりたいと考えております。

香露園1号線の歩道整備でございますが、この道路は、香露園と昭和園の境界に位置する道路で、西側には用地を確保し、歩道を設置しております。しかしながら、大正川公園付近につきましては、西側の既設建築物のため用地の確保ができず、歩道整備ができておりません。用地取得につきましては、財政状況が厳しい状況にあることから、難しいと考える次第でございます。東側の大正川公園は、都市公園として都市計画決定がなされた公園でありますので、用地の一部を削って道路を拡幅することではできないものでございます。しかしながら、歩行者対策として公園内に通路の確保ができないか、今後も検討してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の南千里丘周辺の禁煙区域指定についてでありますけれども、先ほどの答弁では、モラルに訴えた施策が重要であると、こういうふうに言われました。私もそのように思います。他市の取り組みの中では、路上喫煙防止区域を設けて違反者に罰則や料金を課すところもありますけれども、今、

本市が行われている、例えば関連施設の禁煙、それから学校の敷地内禁煙でも、罰金を取らずに、それこそモラルに訴えていく中で成果を上げておられると思います。

答弁では、喫煙をさせないために環境づくりに取り組んでいく、このようにも言われましたけれども、では、具体的にはどのような環境づくりをしていくことになるのか、そして、随分とこの受動喫煙に対する法的な環境も変わってきていると思いますが、こういう社会環境の変化も併せて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

2番目の摂津市役所前バス停にベンチを設置することについてですが、市役所に来られた高齢者がバス停で立ったままバスを待たなければならない、これは大変気の毒に思います。摂津市役所の中に福祉事務所もあるわけですから、市役所前のバス停にベンチがないというのは、これは本市の老人福祉の考え方、あり方が問われる問題であると思っています。バス停周辺は十分な設置スペースもありますし、早急にベンチが設置できるように関係者に要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。この件についても再度ご答弁をお願いいたします。

それから、3点目のJR千里丘駅前のタクシー乗り場を横切る件でございますけれども、先ほどの担当部長の答弁ですと、何もできない、どうすることもできないと、こういう答弁であったように思います。先ほども1回目でも言いましたけれども、高齢者の方が買い物荷物を持って2階から階段を降りていくというのは、これは大変なバリアになりますし、ましてや雨が降った日などは、これは傘も差さなあかん、荷物も持たなあかんということになりますと、これはほとんど不可能に近いと思います。また、2階の通路を通過して大回りをして向こうへ

行ってタクシーを呼んでください、これも非常に無理がある。これができなければ、いわばもうオアシスでは買い物をしてくださいというような答弁に聞こえました。これで本当にいいんでしょうか。こういうふうな答弁があったとしても、恐らく現状は変わらない、恐らくこれからもこのバス停の乗り口のところを抜けて、タクシー乗り場に行かれるという現状は変わらないと思います。やっぱり何かやらないと、しまい目には、これは交通事故が起きることは間違いないと思いますし、放置をしてよしとされるのかどうか、これはもう先ほど答弁がありましたから、それ以上できないということでもありますけども、仮に事故が発生したときには、その放置責任について、もう一度この場で議論をしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、4番目の坪井ガードの車両通行どめについてですが、このことについては、地元自治会からも動きが出ていますし、実施されるまでに検討される課題については、どのようなものがあるのか、また、高齢者が手押し車のタイヤが、下がでこぼこでとられて思うように進めない、困っておられる、こういうことについても改善策があるのかどうか、併せてご答弁を再度お願いしたいと思います。

それから、5番目の千里丘小学校前の歩道の改修についてですが、改修計画案について作成するという事は、今先ほど答弁があってわかりました。しかし、常々この大阪府茨木土木事務所の作業は、スケジュールがわからないまま取り組まれていくことが多いように思います。ある日突然改修されているとか工事に入っている、こういうことが非常に多いように思います。今、

大阪府も財政が厳しいという状況ですから、それこそいつ実施してもらえるかわからない、ひよっとすれば棚上げされるのではないかという心配をしているところでありますので、本市としてもどうか積極的に状況を聞くなりプッシュをしていただいて、何とか棚上げにされないように、実施できるようにお願いをしておきたいと思っております。これは要望としておきますのでお願いします。

それから、6番目の千里丘交差点の歩車道分離式信号の導入についてであります。このことについても、地元自治会からも要望されており、さまざま調査・検討の上に、早期に実施できるように、本市としても働きかけをしていただくように、これは要望としておきたいと思っております。

7番目の学園町中央線及び香露園1号線の重量規制についてですが、先ほどの答弁では、市道千里丘三島線の歩道設置工事の完成をめぐり、千里丘ガードの重量規制を解除する検討をすると、そして、そのときに合わせて、今言っております学園町中央線、それから香露園1号線の重量規制についても検討するという事でありましたので、これはよしとしたいと思いますし、そのためには、この千里丘三島線の歩道設置工事が早期に完了に向けて取り組みが進められるように要望をお願いをしておきたいと思っております。

また、千里丘ガードの開通後に、この府道大阪高槻京都線のほうに通過をしていく車両、これが大阪府の調査では8割も増えているということで、数字を聞いて大変驚きましたけども、これはひよっとすればもっとももっと増えてくるかもわかりませんし、現に交通渋滞がちょっと多くなっていることを見ますと、納得のできる話だと思いま

す。今後もこの交通量の変化については、しっかり注視をしていただきたいということで、これもお願いしておきたいと思いません。

また、香露園1号線の歩道設置についてですが、香露園内に歩行者が通行できる通路が確保できないか、今後検討してまいりたいと、こういう答弁でありましたけれども、現状のままですと、今、公園側に行くためには香露園1号線を渡らないといけないということになっていまして、しかも、そこがカーブで見通しが非常に悪いということですから、これまた大変危険なところを渡ってもらわないといけないということになります。交差点が近いですから、横断歩道の設置というのも非常に難しいと思われまます。この大正川公園を少し削って、道路用地として道路を向こう側に移設をして、手前側の住宅側に歩道をつくるというのが私の持論でありますけれども、これは、先ほど、都市公園なので、足らなくなった分については代替地が必要であるということもありましたが、それやったらそれで、全体的にまず計画をしっかりとつくって、そして、そのようにするべきではないかと思うんですけども、この安全対策、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、8番目でございますが、犬の糞放置防止条例の設置についてであります。摂津市の環境の保全及び創造に関する条例に規定をされているということでありました。しかし、それは、あれもこれもという多くのことが書いてあって、その中の1項目ということですし、したがって、ひっくるめて取り扱っているという条例になっております。やっぱりタイトルを見て、犬のふんのことかわかるというふうになっていなければいけないと思えます。タイト

ルを見るだけでそのことがわかるということであれば、あまり効果が望めないという部分もありますし、メッセージ性が少ない、このように思っています。

以前に茨木の山中を行っていましたときに、非常に不法投棄の多いところでしたけれども、「不法投棄、罰金1,000万円」という垂れ幕が張ってありました。ものすごいインパクトを感じまして、これは、私は一生忘れないほど大きくインパクトを感じました。これほどインパクトのあるメッセージ性のあるものを考えていかないといけないと思っています。

第4次総合計画では、これからの摂津市は協働によるまちづくりをしていくということでありましたけれども、それにはまず、この犬のふん放置防止について、本市として明確なメッセージが必要だと思えます。それがあって初めて市民の皆さんと協働ということもあり得ると思えますが、したがって、条例制定が必要だと思えますが、いかがでしょうか。再度ご答弁をお願いします。

以上で2回目を終わります。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 南千里丘地域の公共部分を全面禁煙とすることについての2回目のご答弁を申し上げます。

健康増進法の第25条に規定された受動喫煙の防止に関しましては、平成15年4月30日付の厚生労働省健康局通知におきまして、必要な措置や具体的な内容及び留意点が示されておりましたが、その後、平成17年2月にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約が発効し、平成19年6月から7月に開催された第2回締約国会議において、たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドラインが採択され

るなど、受動喫煙を取り巻く環境は、近年大きく変化してきております。

このような状況を受けて、本年2月25日付の厚生労働省健康局長から、受動喫煙防止対策についての新たな通知が寄せられたところでございます。これによりますと、これまで第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらの施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」となっております。このたび、その他の施設の例示が詳細に述べられており、鉄軌道駅やバスターミナル、航空旅客ターミナル、屋外競技場など多数の掲載がございます。また、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙すべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合においては、当面、施設の対応や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとすとなっております。

このように、法律においても努力義務となっているところでもあり、駅前広場を含めました周辺地域を全面禁煙とすることにつきましては、1回目のご答弁でも申し上げましたが、受動喫煙や歩行たばこの危険性の問題、環境美化という観点から、具体的には施設利用者への直接的な啓発等、重点的に粘り強く啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、犬のふん害対策に限定した条例の制定につきまして、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、メッセージ性という観点から一定の効果が期待できるものと思われませんが、犬のふん放置は飼い主のモ

ラルの問題であることから、モラルに訴える啓発を中心とした施策の取り組みが重要と考えております。

イエローカードの取り組みも徐々に広がり、効果を上げているところでございます。犬等の愛玩動物の飼い主の責務を定めました摂津市環境の保全及び創造に関する条例を実効あるものとするため、地域の自治会等と協働し、連携してモラルの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、2番目の鳥飼方面行きの摂津市役所前のバス停にベンチを設置することについての内容でございますが、鳥飼方面につきましては、歩道橋下のスペースにバス事業者である阪急バス株式会社が上屋根を設置しておりますことから、阪急バス株式会社に要望の内容をお伝えする際に、現地確認をしていただいたところでございます。バス事業者といたしましては、当該バス停での乗降時の支障や通行幅員などについての検討や、その他のバス停との整合もあることから、検討中であると伺っております。

続きまして、3番目のJR千里丘駅前のバス降り場からタクシー乗り場への横断する件についてという内容でございます。この件につきまして、今の状況の中では何もできないというような内容となっておりますが、議員ご指摘の内容も重々理解するところでございます。ただ、このフォルテの駅前につきましては、平成4年3月にフォルテ摂津がオープンしているという状況でございます。このような中で、駅前広場の配置、この内容につきましては、バス会社等が府警本部と協議を行っているところでございます。そういう協議の中で、これが一

番ベターだというような形で今の状況がつくられたと、こういうふうに向っておりまして、今の駅前広場のロータリー部分に、新たにタクシー乗り場へ乗り入れするがための横断歩道を設置すること、これは先ほども少し触れさせていただきましたけれども、バスが停車している前を横断する、この部分につきましては、非常に死角の部分がございます。ですから、横断歩道については非常に難しい状況かなというふうに考えます。また、タクシーを呼ぶがための装置、これもやはり設置するとなれば、タクシーが寄りつけるだけのスペースを確保しなければならないというようなこともございまして、非常に難しい内容かなと思っておるところでございます。

続きまして、4番目の坪井ガードの車両通行どめについての内容でございますが、坪井ガード、この件につきましては、近隣自治会等からも同様の要望をお聞きしているところでございます。坪井ガードをご利用されている関係自治会をはじめとする周辺住民の同意も必要であると思われまます。また、千里丘ガード完成後の交通量の推移を注視しながら、摂津警察署など関係機関と協議を行う必要があると考えているところでございます。また、坪井ガードの車両通行どめが可能となった場合には、現況側道部分の歩道も含めた一体改良も検討しなければならないものと考えておるところでございます。

それから、7番目の市道香露園1号線の歩道の設置の件でございますが、確かに今のところでは道路用地を確保するというところは非常に難しい内容でございます。ご提案の大正川公園、これを活用した形で歩行者の安全性を確保してみてもはどうかと、議員の内容をお伺いするところは、要は公園

用地を削って、道路をもう少し川のほうへ振り込む、川のほうへ振り込んだ部分で住宅街に歩道を設置するスペースができると、こういう内容かと思えます。その内容については、私どもも道路管理者としまして、そういう状況は想定できる状況にはありません。しかしながら、大正川公園は大正川と挟まれた部分にあると。その中で、今、都市計画決定を打って、都市公園として位置付けする状況の中では、やはりその都市公園自身を縮小するというのは非常に難しい法的な手続きが残ってまいります。このような状況になりますと、やはりその公園を活用した歩行者対策を我々としては考えるべきではないかなというところで、今現在考えておるところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○上村高義議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 では、3回目の質問をさせていただきます。

1点目の南千里丘周辺の禁煙区域の指定についてでありますけれども、先ほどの答弁でありました。担当理事の方から施設を管理する関係各課や市民団体とも連携して重点的に粘り強く啓発に取り組んでまいります、このようにありました。これこそやっぱりモラルにしっかりと訴えていける、いわば市長が提案されている人間基礎教育の実践という形の中で、この禁煙も取り組むべき問題、また、第4次総計の中で協働というキーワードを非常に大事にされていきますけれども、こういうことを実践していく場であると思えます。そして、何といたっても、このキーワードの中にあります、先ほど言っていますが、福祉、それから医療、それから健康、環境、こういう分野について、本当に総仕上げと言えるような取り組

みであると私は思っています。この禁煙の区域指定について、森山市長の考え方を最後にお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、2番目の摂津市役所前のバス停のベンチの話でございますが、これは先ほど言っておりますけれども、やっぱり市役所前というのは福祉の考え方が見られる場所でございますので、これは早急にベンチが設置できるように市としても努力していただくように、バス事業者に強く要請をしていただくように要望しておきたいと思ひます。

それから、3番目のバス停のところからタクシー乗り場まで抜けていくという問題ですが、これは手だてがないということですが、今の形を放置するんですかということをお私言っております、何らかのこを、今の二つの方法、横断歩道もだめということでしたし、押しボタンの設置もだめということでしたけれども、じゃ、それ以外に何かすることはないですかということも併せて問うていますので、今のままで放置すると、しまい目にはだれかが交通事故に遭うということになりますし、そのことはもう一度何か方法がないか、もう1回しっかりと考えていただきたいということをお要望しておきたいと思ひます。

4点目の坪井のガードについての考え方もですが、私自身は持論として、この坪井ガードは車両をとめるべきではないかということをお早くから言うてきましたけれども、しかし、これは納得のいく交通環境の調査結果、住民の理解、これはもう絶対不可欠であります。千里丘ガードが開通しましたけど、先ほど言いましたように、どんどんガードの車両が増えてきたということもありまして、それから、竹ノ鼻ガードも交通量があまり減っていないというふうな地元

の意見もあります。こういった実態調査をしていただいて、そして、一つは開通をして拡幅工事ができましたけれども、この三つのガードの安全対策をしっかりと総合的に考えていただいた上で、関係者が納得できる対策として、この坪井のガードの車両通行どめという部分についてしっかりと調査を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、香露園1号線については、先ほど安全対策をやるということでしたので、一度そのことも踏まえて、次の機会に議論をしていきたいと思ひますから、それまでに一遍こういう方法がありますよという答を出しておいていただきたい、このように思ひますので、要望しておきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○上村高義議長 森山市長。

○森山市長 藤浦議員の質問にお答えをいたします。

南千里丘地区での受動喫煙についてのご指摘でございますけれども、南千里丘のまちづくりの趣旨からいいますと、私もたばこはノーだと思ひます。ただ、たばこは法律で認められておるわけでございますから、今すぐ何らかの法律等々で規制ということについては考えておりません。

ただ、先ほども答弁を担当いたしましたように、利用者の皆さんにしっかりと啓発をする、また一方ではあんまり非常識といいますか、人に迷惑をかけるような行為が目には余るようであれば、何かの規制というのは今後考えざるを得ないのではないかなと思ひます。

以上です。

○上村高義議長 藤浦議員の質問が終わりま

した。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、順位に従って質問のほうをさせていただきます。

昨日は、コミュニティプラザの開設式にたくさんの皆さんが本当にご尽力されたことを心から敬意をあらわします。本当にお疲れさまでございました。

それでは、質問のほうをさせていただきます。

まず、質問番号1、職員の育成について。

本市では、社会のルールを守れる人づくりを目指して、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約、五つの心を育てる人間基礎教育をまちづくりのテーマにして、それぞれの地域や職場で実践されるよう啓発活動に努め、すべての施策にこの精神が生かされるよう、市をあげて取り組んでいらいまいますが、職員の人事評価にこのような評価規程が盛り込まれているのか、また、市長方針の中で、今回、「前例にとらわれず勇気を持って行動する職員の育成」とありますが、具体的にどのような施策をもって職員の方々を育成されるのか質問いたします。

続いて、質問番号2番、市内全域の環境対策について。

今年度は、日本初のカーボン・ニュートラル・ステーション、阪急摂津市駅が開通し、昨日の日曜日にはコミュニティプラザの完成式典が行われました。いよいよハコモノの中に中身を入れていかなければいけない時期、つまり、命を吹き込み活動する時期に来ておりますというふうに考えております。それを踏まえて、本年度は新たに地球温暖化防止地域計画と一般廃棄物処理基本計画を策定されるということですが、

この目的と、それから内容、策定方法を1回目の質問とさせていただきます。

質問番号3番、商業振興の施策について。

本市は、3,700の事業所のうち3,300の事業所が20人未満の事業所であり、昨年のリーマンショック以降、厳しい経済状況が続いております。不交付団体の我が市にとって、この法人税の落ち込みは非常に厳しい財政状況を強いられているわけですが、本年度は商業振興施策の中で、平成22年4月に商業の活性化に関する条例を制定されておりますが、この条例にのっとり、本年度行う施策があるのか、また、昨年大好評だったこのセッピー商品券、これについて予算がとられていらいまいますが、これについても、時期、枚数など、具体的にご説明いただきまして、昨年と本年度の取り組みの違いをお尋ねしたいと思います。

そして、質問番号4番、公共交通の課題、バス路線網について。

昨年も一般質問の中で何度もこのバスについて質問させていただいてまいりました。今回、市政運営の基本方針、そして第1回定例会代表質問の答弁でも述べられましたように、関係機関で構成する懇談会を設置して再検討されるということですが、懇談会の取り組み状況と具体的構成メンバーについてご説明いただきたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、職員の育成についてご答弁を申し上げます。

職員に求められる能力には、まず第1に、法律や条例、規則などをきちんと理解し、正しく適用していく法務能力や、予算を編成し適正に執行していく能力が必要で、そ

の上にさまざまな諸課題を解決するための新たな政策、制度などを立案する政策形成能力や、職員を育成し、職場を管理していく組織の維持能力などが求められるものと考えております。

一方で、それらの事務遂行能力だけではなく、職場における人と人との関係をつくり上げる能力や市民との関係を築き上げていく能力も職員にはとても重要な能力であり、現在の人事考課でも、対人関係能力や個人的能力として一定の評価対象としていくところがございます。

あいさつなしには人と人との円滑なコミュニケーションは図れませんし、市民の抱えるさまざまな問題に対応するためには、その人の立場に立つという思いやりの心が必要です。そのような能力の基本が人間基礎教育の考え方であり、今後とも粘り強くその徹底を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、協働を進めていく職員をどのように育成していくのかというご質問でございますが、協働という考え方はまだ一般的な考え方にはなっておりません。しかし、これからの行政を考えると、従来の公共サービスは行政が提供するものという考え方を転換し、行政とそれ以外のさまざまな主体が目的意識を共有し、対等の立場で互いの特性を生かしながら事業を遂行していくことにより、より水準の高い行政サービスを実現するという協働の考え方は不可欠のものであり、職員研修などを通じて考え方の周知を図るとともに、可能なところから協働の取り組みを進め、理解を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 地球温暖化防止地域計

画及び一般廃棄物処理基本計画の目的、策定の方法及び内容について、ご答弁申し上げます。

地球温暖化防止地域計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、摂津市域全体の温室効果ガス排出量を抑制して、地球温暖化を防止するため、市と市民、事業者が取り組む内容などを明らかにするものでございます。この計画は、本年度と来年度の2か年をかけて策定するもので、策定に当たっては、学識経験者、市民、関係団体、関係企業など14名程度で構成する地球温暖化防止地域計画策定委員会及び市の職員11名で構成する検討部会を設置する予定で、市民アンケートなども実施してまいります。

次に、一般廃棄物処理基本計画につきましては、資源循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化や資源化を推進していくためのもので、本市のごみ処理の現状や将来の排出量などを見据えた上で、市と市民、事業者がごみの減量化と資源化の推進にどのようにかかわるかを定めるものでございます。

この計画は、本年度1か年で策定するもので、現在は学識経験者、市民団体、市内事業所、自治連合会、商工会、公募市民、学生など17名で構成する摂津市廃棄物減量等推進審議会を立ち上げ、委員の委嘱を行ったところでございます。今後は、市、市民、事業者の取り組みについて市民アンケートの結果等を踏まえて審議していただき、基本計画を策定していく方針でございます。

次に、商業振興施策についての二つのご質問にご答弁申し上げます。

まず、商業の活性化に関する条例につきましては、商業者みずからの創意工夫と自

助努力のもと、商業者、商店会、商工会及び市が協働して商業の活性化を推進していくという基本理念を持ち、平成22年4月から施行いたしております。条例に関する取り組みといたしましては、まず、商店連合会や商工会などと協働し、安全・安心な観点から商店会で買い物ができるよう、商店会の地域貢献によるこども110番活動を関係課と調整を図りながら実施に向けて準備を進めております。

次に、セッピー商品券第2弾につきましては、昨年12月に販売開始いたしましたセッピー商品券が、多くの販売所で即日完売となり、好評をいただいたことから、環境に優しい商品券としてのコンセプトを継続し、商業者や市民が戸惑うことのないよう配慮し、商工会や商業者の協力のもと、取扱店を1回目の373店から400店に目標を定め、より使いやすい商品券として作り込んでまいりたいと考えております。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号4番、公共交通の課題、バス路線網について、ご答弁申し上げます。

本市のバス路線網につきましては、民間の路線バス、市内循環バス、公共施設巡回バスを運行いたしております。本市が補助、委託を行い運行しております市内循環バス、公共施設巡回バスがございます。このような中、有料バスと無料バスが運行している形態の異なりや、バス利用が不便な地域についてなど、市議会や市民からいろいろとご意見をちょうだいしているところでございます。

千里丘ガードの供用開始、南千里丘まちづくりに伴う阪急電鉄株式会社の新駅、摂津市駅開業、また府道十三高槻線正雀工区

の進捗などにより、本市の交通環境が大きく変化するものと推測されます。市域全体を見渡した場合、バス路線網のあり方、あるいは現状における問題点などの整理が必要かと考えております。また、市域全体の交通網を見直すことも必要になってくるのではないかと考えておるところでございます。

そこで、このような内容を検討する場と申しますか、検討機関の立ち上げも必要ではないかと考え、市民、バス事業者、行政等でバス運行にかかわりや見識をお持ちの方々と構成する懇談会を設置し、地域の実情に配慮しながら、市域全体のバス路線のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。

まずは、庁内で現状を踏まえながら課題を整理するために、準備会で意見交換などを行っているところでございます。懇談会の具体的なメンバーとしましては、市民としては、市内のさまざまな地域からの参画を得るために、自治連合会へメンバーの選考について打診をさせていただいているところでございます。また、バス事業者につきましても、市内の路線バス主要事業所であります阪急バス株式会社及び近鉄バス株式会社へ懇談会への参画の打診をさせていただいております。また、懇談会の進め方につきましては、当初は市民、バス事業者と個別に懇談し、その内容につきましても、議会へ経過のご報告を申し上げたいと考えております。このような繰り返しを行うことで、利用者の思い、要望とバス事業者の運営の整合が図られるよう努めてまいりたいと考えており、その後、懇談会としての意見を取りまとめていきたいと考えております。

○上村高義議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、職員の育成についての2回目の質問ですけれども、要望とさせていただきたいんですが、本市の職員の方々の中でも、この人間基礎教育の中の一つのあいさつをとりましても非常にばらつきがあります。そして、私のホームページ、またブログに市民からのメールで、匿名、記名を問わず、職員の対応についてのクレームが非常に多いです。内容的には中身の業務のクレームではなく、言葉や態度、そして窓口での印象に対してのクレームが非常に多く寄せられているという現実をやはり皆様にも知っていただきたいというふうに思っております。市民協働ということで、水準の高い行政サービスを実施するというご意見を今ご答弁いただきましたので、最低でも人間基礎教育が職員の中で徹底できるように、人事評価規程に入れていただくことを強く要望させていただきたいと思っております。

そして、二つ目の市内全域の環境対策について、2回目の質問をさせていただきます。本年度は、市民協働という大きなテーマのもとに環境対策にも取り組まれていらっしゃると思います。本年度の二つの基本計画につきましても、やはりしっかりと検討していただきたいと思っております。昨日、このコミュニティプラザの完成式典が無事終了いたしましたけれども、ここにできましたせせらぎ水路の雨水の90トンの雨水、これで実際にせせらぎ水路が本当に賄っているのか、こういったこともしっかりと検証していかなければならない。水道水が一体幾ら使われているのか、料金的にもこれから検証していかないといけない。そしてまた、三井不動産に取りつけられているディスプレイのシステム、これに対しての

ごみ処理を今後どのようにされていくのか、この箱ができただけではなく、今後、中身もチェックしていかなければならないというふうに考えております。そして、本年度の二つの基本計画につきましても、やはりもっともっとしっかりと検討していただいて、内容の深い計画策定をお願いしたいと考えております。

こういった環境に対する取り組み、今度は中身を入れていくわけでございますけれども、本年度の環境問題に対する本市の取り組みの現状を2回目の質問とさせていただき、お聞かせいただきたいと思っております。

そして、三つ目の質問、商業振興の施策についてでございます。セッピー商品券の件、そして商業の活性化に関する条例、この二つのご説明は理解いたしました。それに関しまして、今年度は日本初カーボン・ニュートラル・ステーション、阪急摂津市駅が開通し、さらに摂津市出身の本田圭佑君がワールドカップで大活躍されている中で、全国的にも非常に注目されているであろうと思われる市だというふうに考えております。この機会をぜひともチャンスとしてとらえていただきまして、この商業の活性化に関する条例第3条にあります「創意工夫と自助努力のもと、事業者、商店会、商工会及び市が協働していくことを基本として行われる」というふうにあるように、協働してまちおこしをするチャンスではないでしょうか。本来でしたら本田君まんじゅうが出たりとか、そういったものもすぐに他市では対策を打っていらっしゃる市がたくさんありますけれども、そういった機会をしっかりととらえているのも一つの商業施策ではないかと考えます。無から有を生むことは非常に大変ですけれども、さまざまなことを市長方針にあるように、前例にと

らわれずに取り組んでみることも必要ではないかと考えます。今後の1年間の商工業の施策について、何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、四つ目、公共交通の課題、バス路線網についての2回目の質問をさせていただきます。

現在は課題を整理するために準備を行っているというご答弁をいただきました。現状での市民の要望の内容と、市としては、その要望内容を受けて、どのような方向性を持って懇談会を設置、検討、推進されていくのかというところをご説明いただきたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 環境問題に対する本市の取り組みの現状についてご答弁申し上げます。

本市の温暖化防止の取り組み状況といたしましては、まず、市民の皆さんが取り組まれます家庭でのCO2の削減に取り組む環境家計簿事業の推進、それからヒートアイランド対策の打ち水大作戦やグリーンカーテンの推進などを行っております。また、環境家計簿事業につきましては、今年度から地球温暖化防止活動等をポイント給付で支援し、環境家計簿への参加を促す摂津版エコポイント事業も実施しております。平成13年には、公共施設を対象といたしました温室効果ガスの排出抑制等を図る、せっつ・エコオフィス推進プログラムを策定しております。電気、ガスなどの省エネルギーの対策を進めて、その結果、平成17年度の温室効果ガス排出量は平成11年度の基準年度に比べますと、ごみ焼却量を含めると約25%削減できております。

さらに平成22年度を目標に5%削減を掲げた第2期推進プログラムでは、平成18年11月に策定いたしておりますが、引き続き省エネルギー、省資源に全庁あげて取り組んでおります。平成20年度の実績といたしましては、CO2排出量は、ごみ焼却量を含めると平成17年度比で4%の削減となっております。また、エコアクション21を通じまして、市内の中小事業者の皆様が環境負荷の低減と地球温暖化防止を進め、廃棄物の削減、資源リサイクル、省エネ活動に取り組んでいただけるよう、今年度からエコアクション21の認証取得助成を実施いたしております。

それから、環境教育といたしましては、市内全小学校の4年生を対象とした社会見学を行っておりますが、今年から、子どもたちにわかりやすい「私たちの暮らしの中のごみ」というパンフレットを作成いたしております。一定の評価を得ておりますが、このほか地域の啓発活動として夏休み子どもリサイクル工作、親子での環境施設の見学、自治会等のイベントでのごみの減量の呼びかけなど、啓発の取り組みを行っているところでございます。

続きまして、活性化条例に係る商業振興施策の具体的内容や1年間の取り組みということのお問いでございますが、まず、商店会には、今回、こども110番を掲げております。参加店舗数は約100軒と見込んでおまして、実施は8月を予定いたしております。また、セッピー商品券第2弾につきましても、やはり昨年と同様、歳末ムードを盛り上げるために、同時期に合わせた発行を考えております。

それから、1年間の商業施策の取り組みということでございますけれども、今回、大阪大学産業科学研究所に新設いたしてお

ります起業支援策のインキュベーションの施設がございます。そこへ入居いたしまして、最先端技術の活用による新たな商品開発への支援、物産展示品の充実による企業アピール、商工会との連携による商店街の集客イベントなどの新たな企画、それから地域資源として、銘木団地の魅力情報の発信などの取り組みを検討いたしてまいります。事業者の活性化の底上げは、地域が元気を取り戻すための一策と考えております。継続的な取り組みは税収などの好影響も期待できるものではないかと考えております。

以上でございます。

- 上村高義議長 土木下水道部長。
- 宮川土木下水道部長 公共交通の課題、バス路線網についてのご質問でございますが、要望の内容でございますが、いろいろお伺いしている中では、コースの変更あるいは延長、あるいは増便、あるいはバス停の増設等などの要望が寄せられている状況でございます。これらの要望を受けまして、公共施設巡回バスにつきましては、平成20年4月1日から、復路の味生公民館乗り入れを行い、平成21年4月1日からは、ふれあいの里バス停を施設前に移設しております。平成21年度には、公共施設巡回バスの愛称募集を行いまして、平成21年1月1日からバス車体にセッピー号の愛称を標記するとともに、公共施設内バス停の大型化とセッピー号の愛称を標記しております。また、本年4月1日から、せんだん公園と新鳥飼公民館バス停の間に第五中学校前のバス停を設置しているところでございます。

市内循環バスにつきましては、平成20年7月1日から安威川橋と別府バス停の間に浜町のバス停を新設いたしております。また、本年3月14日の阪急電鉄株式会社

の摂津市駅開業に伴い、3月15日から北ルートの市民文化ホール前と三島幼稚園前バス停の間に、阪急摂津市のバス停を設置したところでございます。

それと方向性との内容でございますが、本市は面積が14.88平方キロメートルという非常に限られた市域でございますが、鉄軌道の駅が偏っておりますことから、バス路線網は市民の足としてなくてはならない手段であると思われまいます。今日まで既存の民間の路線バスに運行をゆだねてきた経緯がございます。本市といたしましては、市民の足確保に本市が補助、委託を行い運行しております市内循環バス、公共施設巡回バスを採用しておりますが、民間の路線バスは当然採算性を重視いたしますので、競合を避けなければならないと考えております。限られた市域で競合を避けて、いかに市民の足を確保していくかを慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

- 上村高義議長 大澤議員。
- 大澤千恵子議員 それでは、質問番号2番の3回目の質問をさせていただきます。

環境に対する積極的な取り組みが市民や企業でなされていることは非常に理解しております。しかしながら、7月4日に行われます南千里丘まちびらき、エコイクフェスタの開催では、主催が摂津市であり、共催が南千里丘低炭素型まちづくり協議会が行うフェスタにもかかわらず、各課の職員は主催が摂津市であることも知らない、内容も知らない、政策推進課が行っているもので環境対策課自体もよくわからない。こういった現状を見たときに、やはり一つは各課の連携がうまくとれていない。昨年も私は各課の連携というところで一般質問をさせていただきましたけれども、なかなかそ

ういった連携がしっかりととれていない。そして、環境に対しての意識が非常に低いのではないかと思わざるを得ません。この所内のごみの分別を見てわかるように、シルバー人材センターの方々が分別をされておりますけれども、実際にこの摂津市役所の所内のごみ、こういったものに対しては非常に環境意識が低いと言わざるを得ない状況です。

昨日のコミュニティプラザの式典の記念講演の中で、水野大阪大学教授もお話をされておりましたけれども、一昔前の環境対策は、いわゆる化学物質に対する環境問題であったと。しかし、今はCO<sub>2</sub>の削減、雨水の利用など、自然エネルギーに対してどのように自分たちが取り組んでいくかが環境に配慮したまちづくりの一步だとおっしゃったように、市内全体の環境対策、こういった意識は、持つことは非常に難しいことかもしれませんけれども、非常に重要であると考えております。また、本市でも市営住宅の建替工事にソーラー発電による野外照明や雨水を利用したタンクの設置など、環境に配慮した設計やCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいくわけですので、この各課の環境に対する連携、こういった知識をしっかりと持たないと業務ができないことが多々出てきていると考えます。そういった意味では、職員の意識にも大きなばらつきがある中で、市として意識の統一化を図ることがやはり望ましいと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

また、最後に要望として、環境に対する施策を総合的、総合的に判断し、立案、計画し、各課による実行を促す環境政策をつかさどるような部署の創設を検討していただけることも強く要望させていただきたいと思っております。以上、3回目の質問とさせて

いただきます。

そして、三つ目の商業振興の施策については、1年間を通していろんな取り組みをされるということでございますので、まず無から有を生む新たな発想を持って新しいことに取り組んでいく、勇気を持って決断する、こういった市長の基本方針にのっとった考え方でいろんなことにチャレンジしていただけるような商業振興の施策をとっていただきたいなというふうに強く要望させていただきます。

そして、四つ目の公共交通の課題、バス路線網について、3回目の質問をさせていただきます。

何度もこのバスの質問を行っておりますけれども、いつも同じような答弁で、競争を避けて慎重に検討したいというお答えをいただきます。まず、この懇談会の中では、不採算路線であっても、地域住民の生活の足として必要なバス交通を維持するためには、もちろん財政支援に加え、地域の住民の主体的な取り組みが必要であり、そして参加、また地域のニーズや実情に応じた形で生活交通を効率的に考え維持できるような仕組みを考えることは非常に大切なことだと思います。不採算路線の区域のみに着目するのではなくて、それに隣接する周辺区域のほかの交通システムの連続性と、そして整合性についても十分検討していく必要があると考えております。

平成17年7月に国土交通省がユニバーサルデザイン政策大綱を策定、公表いたしました。どこでも、だれでも、自由に、使いやすく、身体的状況、そして年齢、国籍を問わず、可能な限りすべての人々が自由に社会に参画し、生活環境や移動環境をハード・ソフト両面から整備・改善していくという理念でつくられた制度でございます。

そこには、地域の輸送サービスの多様化、高度化に対応していくという必要性が求められていると考えております。地域住民移動型の輸送サービス、いわゆるコミュニティバス、乗合タクシーの形態、そしてNPO有償ボランティア運送、いわゆるスペシャル・トランスポート・サービス、これは、要介護や身体障害者、単独で公共交通の利用が困難な移動制約者の方々にドア・ツー・ドアの移動を提供することが、このSTS、スペシャル・トランスポート・サービスというのですが、こういったものを踏まえた今度のバス路線網、公共交通の課題、こういったものの懇談会を考えていただきたいなというふうに思っております。このようなあらゆる方法を前向きに考える、行える懇談会、そして構成メンバーの設置を強く要望させていただきたいと思っております。

利用者の目線に立った政策の推進が非常に必要であると考えておりますけれども、私は2日間、この公共施設巡回バス、循環バス、これに乗りました。そして、現状を見てまいりました。このバスにかかわる職員の方々が、摂津市内の巡回バス、循環バス、また路線バスに乗ったことが本当にあるのかどうかお聞かせいただきたい。そして、乗車したことがない方がいるのなら、机上論ではなくて、現場を見て、本当にそのバスに乗ってみて、地域を見て、そして政策を行っていただきたいなということを強く要望させていただきたいと思っております。

以上、3回目の質問とさせていただきます。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 全庁的に環境問題の意識が薄いのではないかなというお問い合わせでございますが、まず、全庁的に取り組みいたしております、せつつ・エコオフィス推進

プログラムIIによりまして、それは推進責任者及び推進委員がごございます。各職場において環境に配慮した取り組みを積極的に推進するよう、毎年度4月に通知して行っております。

身近な取り組みとしましては、昼休みの照明やOA機器などの小まめなスイッチのオフの徹底、それからクールビズ、ウォームビズなどの徹底、それから省エネルギーの推進をはじめ、平成17年6月1日より施行いたしております摂津市グリーン調達方針に沿った物品の購入、それからコピー用紙の使用量の削減、ごみの分別廃棄とごみの減量化、それからリサイクルの推進、エコドライブの取り組みなど、四半期ごとにエコ課計簿ということで、チェックシートでございましてけれども、確認させていただいております。確かに庁内のごみ箱の中を見てもみますと、やはり分別をされていないごみも多々ございます。これは、実際にそのごみの分別の仕方が理解されていないのか、それともわかってされているのか、その辺は定かではございませんけれども、環境のごみの減量に取り組む課といたしましては、そういうものについてはやはり啓発をもう少しやっていかなければならない、これは我々の責任であるかなというふうに考えております。今後は、環境施策に関する企画調整及び統括機能の強化を図ってまいりたいと考えております。それから、全庁的に環境の取り組みを取り組んでいけるような体制も考えていかなければならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 大澤議員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

本当に今の状況の中で、私どもは非常に

難しい内容にぶち当たっているかなと思います。一つは、やはり路線バスをどうしても優先的に考えなければならない状況。この中で採算性という言葉はどうしても使わざるを得んのですが、バスの利用、この部分につきましては、利用者側からいいますと利便性の追求、事業者側から申し上げますと採算性の追求、これらがうまくバランスがとれてバスの事業がうまく運行できるんじゃないかなと考えるところでございます。

今、現状では、バス事業者からの話によりますと、やはり利用者数が減る、減るとやはり便数を落とさざるを得ない、そうすると、またまた利用者のほうが不便さを感じて利用しないと、この悪循環が回っているかという状況です。もう一つは、大きく路線バスが変化しましたのは、平成9年にモノレールが開通しております。この状況の中で、やはり利用客が大きく減少したという形の中で路線網が大きく変化していると、こういう状況がございます。私どもとしましても、路線バスをないがしろにできない状況、やはり通勤・通学、ここの足確保も十分考えなければならないところでございますので、今回いろんなご意見をお伺いした中で、そこらの部分も含めて、今、少し福祉的な部分のお話もございました。この部分になってきますと、今、私どもがかかわっておりますバス運行と少し性格が変わってこようかと思えます。しかしながら、やはりそういうこともお求めになる意見も多々出てこようかと思えます。ですから、そのあたりも重々今後整理した中で検討してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

○上村高義議長 大澤議員の質問が終わりま

した。

暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、一般質問を始めさせていただきます。

まず、就学援助でクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を求めることについて伺います。

本市の就学援助金の制度は、長年PTAや教員、市民との協働でよりよい制度として確立をされ、適用基準が保護基準の1.3倍と国の基準を遵守し、ほかの市に比べると非常によい制度と評価をしております。

今年度、文部科学省は、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を教材費、給食費などと同様に、子どもたちが義務教育を保障される上で必要な経費、学費として認め、追加をいたしました。これを素直に考えると、就学援助も増額されると思うんですが、金額も基準が示されておりますから、小学生では年間9,940円、中学生で3万5,500円上がらなくてはいけないのではないのでしょうか。生活保護は、文科省とはまた異なった基準で教育補助を行っておりますが、昨年7月には生活保護の教育扶助では月額小学校で2,560円、中学校で4,330円が引き上げられております。深刻な不況、失業、給与の減少などで、学校に納めるお金が高くて家計を圧迫する、子どもたちにつらい思いをさせている状態があるかと察せられます。

学費の改定は、就学援助の支給金額が費

目や実態に合わず、改善が求められていたものです。これら3項目に対する国の負担は、生活保護世帯では国庫補助で、準要保護世帯、就学援助金の支給対象者は地方交付税の交付金で保障されることになっています。しかし、今年度予算において、就学援助について国からの指導もなく予算がされておりません。市民の教育負担を軽減し、子どもと教育の貧困をなくす、この一助として、本市としてもこれを支給することが望まれるのではないのでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

次に、介護サービスの提供の現状、問題点についてお聞きをいたします。

介護支援のサービスの提供状態、これに不備がありはしないかと。近ごろ大阪社保協、社会保障推進協議会などの運動で、若年層の介護の可能な者が家族におる、こういった理由でホームヘルプサービスを制限する、こういう事態、自治体での独自のローカルルールと言えものが散見されるということが問題になりました。厚生労働省は、同居家族のいる利用者への生活援助、散歩同行等に関する通知が出され、大阪府では、大阪府訪問介護に関するQ&A、これの全面改定がなされまして、堺市、和泉市には是正通知が出るなどの動きが見られます。

最近、私も、お隣の茨木市の方なんですけど、これは障害者自立支援サービスの分野ですけれども、緊急時でないと使えないと言われたと、こういった制限が加えられているのではないかと相談を受けたこともあります。必要な支援、これは不当な制限を加えず受ける権利、これは保障されなければなりません。聞き取りをちょっとさせてもらったんですけども、本市においてそういう制限を加えられたということは伺って

おりませんけれども、きちんと保障されているのか、本市の現状を伺いたいと思います。

また、地方のほうでは、以前から受けてくても提供する業者、機関がなくて受けられないということもありました。この間、介護の大手業者が撤退をしたり、それから、新たな参入があったりというふうに動きがあるかと思えますけれども、需要と供給の関係などでも問題点がないかお聞かせいただきたいと思います。

次に、雇用対策と就労支援についてです。

民生常任委員会で審議をされましたけれども、今回の補正で緊急雇用対策、これがなぜ観光なのか、最後まですっきりしなかったようなので、再度説明をお願いしたいと思います。雇用への支援ということで自治体ができるということは、人材育成でスキルアップをして雇用につなげる、これは非常によくわかるんですけども、今、いろんな資格を持っていても就業が難しいという状態です。能力が生かせないという状況下にあります。何とか雇用の拡大を図るという政治の責任を我々が果たしていくべきだと思っておりますが、そこで、市が行う対策についてお聞かせいただきたいと思います。

この不況で廃業とか解散、経営を断念する企業も増えています。スキルアップをしても就職先がなければどうしようもないと思うわけですけれども、2年に及ぶリーマンショック、こういう不況の中で中小企業は体力の限界に来ております。私たちが求めています工場の家賃、機械のリース代など固定費の補助、これも検討はできないのでしょうか。お聞かせください。

次に、吹田操車場跡地、十三高槻線など、本格工事が始まっておりますが、粉じん、

騒音など迷惑対策について伺いたいと思います。

ともに本格的な工事が始まりまして、ダンプ、ミキサー車、いろんな搬入のトラックなどが行き交う、車両も多くなっております。十三高槻線では、アスファルトが非常に掘り返されておりまして、道のつけかえ、先ほども説明がありましたけれども、幅員が広くなったり狭くなったり、音も思ったよりは大きい音がするぞという意見が寄せられています。吹操跡地のほうでは、春、黄砂だけではない、砂ぼこりが飛んでくると、とても洗濯物が干せない、テーブルの上にくっきりと手形がとれるほど積もったと、そういったことを聞きました。それから、夜間の工事、これがあるようなんだけど、知らされていないのではないかと。線路わきで昼間うるさいのはしょうがないにしても、夜中までは勘弁してほしいと。工期が長く続くと思われそうですけれども、いつまで続くのかと、見通しぐらいはないと楽しみがないなどと苦情も出ております。

聞きますと、吹田側ではアセスメントの関係なのかわかりませんが、安全委員会などが立ち上がって、工事の事後監視、これもされていると聞いております。工事日程とか夜間工事についても説明がされているということです。近くのマンションには夜間工事を知らせるチラシなどは入っていたようだということも聞きましたが、周辺への通知や説明がどうなっているのかお聞きしたいと思います。吹田側との差があるのが環境アセスの差というのか、条例のあるなしが関係しているのか、工事監視を行うというような決まりというのか条例などの縛りが必要ではないか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目といたします。

○上村高義議長 教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 就学援助制度につきましては、学校教育法において、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者を対象に運用しているところでございます。

生活保護制度においては、生徒会費、PTA会費は、従来から教育扶助の対象であったこと、また、昨年度にクラブ活動の経費も教育扶助の対象となったことから、国において要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されましたが、本市における就学援助制度は、生活保護基準の1.3倍を目安に広く子育て支援の位置付けのもとに運用しております。その結果、認定率が37%程度と府下市町村ではトップであり、全国的にも非常に高い認定率となっております。このような中では、対象費目を増やすことは、本市の財政状況等の観点からも困難であると考えております。

○上村高義議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 それでは、質問番号2、介護サービスの提供の現状と問題点について、ご答弁を申し上げます。

介護サービスの提供につきましては、国の通知によって保険給付の範囲が定められておりますが、最終的には保険者の判断にゆだねられております。本市におきましては、国が定めていない事例について、市が独自に一律に制限を行うということはなく、

高齢者の自立支援、状態の悪化防止という法の趣旨に照らし、国や大阪府のQ&Aなどを参考にしながら、利用者の心身の状況やご家族や地域のボランティア活動などを含めたインフォーマルサービスの状況などについて個別に判断を行い、日常生活上必要な支援であることがケアプランに明確に位置付けられていれば、介護報酬の算定を認めております。また、介護サービスの需要と供給の関係につきましては、居宅サービス利用者は、この10年間で約650人から約1,400人へと倍増しておりますが、例えば市内の訪問介護事業所も7か所から18か所へ2.5倍に増加するなど、必要に応じた参入が図られているところでございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号3、雇用対策、就労支援についての三つのご質問にご答弁申し上げます。

まず、地域人材育成は、国の緊急雇用創出事業の一環として、10分の10の補助事業で長期雇用を目指し、介護、医療、観光、環境エネルギー、地域社会雇用、農林水産の6部門からの選択となり、生活環境部としては、環境、観光、農業の3部門が考えられます。その部門の市内事業者で長期雇用を受け入れる体力や規模を持った事業所の有無を考慮し、観光の選択となりました。市内の一般的な観光資源は少なく、さらに地域資源を考えますと、中小ものづくり企業の集積、中央環状線道路を基本に高速道路の利便性から産業のまちを観光資源の一つと考え、産業ツーリズムの新たな発想で、生産現場や生産製品に対する見学、体験を通じて、ものづくりの心に触れる交流人口の増加や企業交流によるビジネスチ

ャンスの獲得など、商業活性化に結びつく人材を、民間活力を利用し育成しようとする事業でございます。

また、就労支援対策につきましては、平成9年度の女性再就職支援のワープロ講座に始まり、平成14年度からは地域就労支援事業として、就労困難者を中心に能力開発講座として実施しております。一昨年前の不況から、大阪の有効求人倍率は0.9から0.49と落ち込んでおり、より実践的で資格を習得でき、就労に結びつきやすいメニューとしてフォークリフトの技能講習を実施しております。

そして、工場家賃や機械のリース代などの固定費補助の検討につきましては、中小零細企業の支援のため、事業資金融資の融資期間を1年延長し、最長5年として利息と保証料の全額助成を実施しており、財政上の観点からも特化した支援策は困難であります。

○上村高義議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 吹田操車場跡地、十三高槻線の工事で、粉じん、騒音など迷惑対策についてであります。十三高槻線正雀工区につきましては、平成18年度より工事進入路の築造工事に着手し、現在、平成20年度より正雀川下のトンネル工事を施工中であります。また、今年6月より正雀川東工区の築造工事にも着手され、工事が本格化してまいりました。工事の本格化に伴い、工事車両の通行量も増えており、また、工事に伴う騒音も増えてくることが予想されます。工事車両の通行時や工事施工に関しまして、十分注意を払って工事を進められると思いますが、いま一度大阪府に要望してまいりたいと考えております。

次に、吹田操車場跡地につきましては、

鉄道運輸機構が、摂津、吹田の2市にまたがるJR吹田貨物ターミナル駅建設工事を平成19年1月より、また、都市再生機構が土地区画整理事業を平成21年4月より、それぞれ進められているところであります。今までは、貨物ターミナル駅建設工事につきまして、主に吹田市域での工事であったこと、また、区画整理事業につきましても、吹田市域での文化財調査が主なものであったことから、説明会などは実施されておりましたが、JR千里丘駅周辺での夜間工事などの際には、周辺住民の方々に回覧等で周知を図るなど対応をされているところであります。平成22年度からは、上り貨物線の移設工事や土地区画整理事業においても下水道工事に着手するなど、住宅に近接した工事も予想されており、工事が本格化してまいりますことから工事説明会なども予定されているところであります。工事の本格化に伴い、周辺住民の方々に対しましては、できるだけご迷惑のかからないよう工事内容の周知や説明会などを実施するとともに、安全対策や環境に対しても十分注意するよう、鉄道運輸機構、都市再生機構に要望してまいりたいと考えております。

次に、環境アセス条例との関係であります。吹田貨物ターミナル駅の建設につきましては、鉄道機構において吹田市と同様の環境アセスメントを実施されており、その後も毎年、事後監視計画書に基づく年次状況報告書の提出など、本市においても、環境アセス条例はありませんが、吹田市の環境アセスメント条例に準じ指導しており、同様の対応をさせております。

以上です。

- 上村高義議長 山崎議員。
- 山崎雅数議員 では、続けて質問をさせていただきます。

就学援助についてですけれども、今、求められているのは、子どもたち、子育て世代の親たち、これに負担をかけないような子育て環境、教育環境です。子ども手当も支給されるようになりました。しかし、本当に子どもたちのために使われるのかという批判もあります。同様に、交付金にされまして、準要保護の就学援助が十分でないということであるとしたら、金額の基準もあるんですから、国がこれに使いなさいという補助金の制度に戻すよう国に求めるべきではないでしょうか。不交付団体ということで、財力があるということで、しかし、出せないということであるならば、これは使い方が間違っているのではないのでしょうか。民生予算とか教育予算へのきちんとした配分を求めるものですけれども、いかがでしょうか。

また、摂津市は、小学校入学のときにリュックなどの学用品の現物支給を行っております。評価が高いと思っておるんですが、何に使われるかわからない現金支給よりも評判はいいと思っております。子どもたちにお金のあるなしで不安を与えないよう教育は無償にしていく、これは大事なことだと思っているんですけれども、摂津市がクラブ活動への助成、PTAへの活動の助成、これを強めれば、保護者への負担も減らせるのではないのでしょうか。保護者にではなく学校への直接支援で、親の負担、学校への納付、お金を持っていくことを減らすということも検討できるのではないのでしょうか。高校の授業料の無償化なども行われております。環境整備こそ、今、求められていると思っております。財政の問題にかかわっているのも、教育委員会が判断しかねるということであるなら、市長からお考えをお聞かせいただければと思います。

次に、介護サービスについてですけれども、答弁で日常生活上必要な支援であるということがケアプランに明確に位置付けていけば介護報酬の算定を認めていますと言われました。今、ところどころで問題になっているのが、病院へ行ったときに、ガイドヘルプしか認めないために病院内での付き添いができないということがあるというふうに聞いています。病院は非常に大きい病院になるほど不親切なんです。まず、お年寄りが病院に着いて入って、受付が機械です。カードを入れて画面をタッチして、これはお年寄りには非常に大変なんです。待合に行くと最近名前も呼んでももらえなくて、電光掲示板にピピッと数字が出る。気がつかない。呼んでもらっても、耳の遠いお年寄りは聞こえない。そして、次は検査です、生理機能の検査はあっちです、レントゲンはあっちです、看護婦さんはついてこないんです。本当に病院の中で迷子になるんです。病院の中で付き添いが必要だということをしっかりとケアプランに書いていけば、付き添い介護が可能なのわけです。これがきちんとできているのか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

この方はガイドヘルプだけなんですという分類をされて、病院まで送って行って、3時間後に迎えにきますというプランでは、お年寄りは病院へ行けないんです。この辺をお伺いしたい。いつも伺うんですけれども、介護保険が使える制度になっているかどうか、これをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、就労支援ですけれども、これまで介護分野など、人材育成の講座などもどうかというふうにお聞きしたことがあります。こういう講座は市民が利用しやすく、市内の近くで費用も安くて、期間もなるべく

短くて、しかし、確実に有効な資格が取得できるものを求めてまいりましたけれども、ワープロとかフォークリフトの説明をいただきました。こういったことを業者とともに説明をお願いしたいと思います。

次に、工事についてですけれども、工事についての説明を近隣に行くということは当たり前のことだと思います。これまでできてこなかったことのほうが問題ではないでしょうか。しっかり環境対策も行って、いつまで続くのか不安を取り除くよう、これはお願いをいたします。

施工後も十三高槻線などでは車の通行量が増えるとなりましたら、騒音、大気汚染の心配をされている、こういうことも聞いています。環境監視ですね。これは、工事を行う側が報告しますだけではなくて、第三者というか外からというか、市民の側からも監視ということが必要ではないでしょうか。環境監視の条例、こういう縛りについて再度伺いたいと思います。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 就学援助制度につきまして、まず、就学援助制度が補助金から一般財源化されて交付税に算入されたことに伴って、本市のような不交付団体には交付されていないのであれば、国の補助金制度を要望すべきではないかということでございますが、この就学援助の補助金制度の見直しは、平成17年のいわゆる三位一体改革の制度見直しの中で一般財源化されました。そのことによって、準要保護の支援につきましては補助金が廃止されたものでございます。

この三位一体改革は、国の補助、交付金の廃止・縮減と交付税の見直し、それと税源移譲を含む税源配分の変更など、国と地方の財政制度全般にわたる見直しが行われ

たものでございます。当時、地方6団体は、地方分権をより推進していくための改革とすれば不十分との批判はあるものの、3兆円の税源移譲を基幹税により行うこととしたことについては、これまでにない画期的な改革であり、今後の地方分権を進める上において大きな前進と評価したこともあり、この間のこういった経過を見ますと、就学援助制度の補助金のみを見直しして復活するということは困難であると考えております。

次に、国の基準の中で認められているものについては支出すべきではないかということでございますが、先ほど申し上げましたように、就学援助制度は学校教育法に基づいて各公共団体の教育委員会が独自に認定して支給を決定するものでございます。また、各市の判断で支給費目を決定しております。したがって、国の基準を参考にしながら、各市が費目を決定いたしますものでございますが、ちなみに今年度新たに算入されたクラブに係る活動費を支給している団体は、摂津市を含む三島の4市1町では今のところございません。

次に、こういったものについては、学校へ直接支出したほうがいいのかということでございますが、教育委員会といたしましては、就学援助制度につきましては、個人の口座へ振り込む場合もございますが、極力学校払いをしていただくようにお進めをいたしているものでございます。

以上でございます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 ご質問の介護サービスの提供のうち、通院時の院内での介助につきましては、これにつきましては、本来は医療で見るべきものであると、そういう性格のものでございますが、実情に応じまして

個別に判断をいたしておるということでございます。

以上でございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 市民が利用しやすく確実に資格が習得できる講座の取り組みの状況ということでございますが、市域特性などを勘案しまして、就労に結びつきやすい実践的な資格取得を目指したメニューを取り入れ、平成20年度よりフォークリフトの技能講習を実施いたしております。また、市内にも講習所が開設されましたので、市民の利便性を考慮し、今年度は市内で実施いたすものでございます。この秋にガイドヘルパー養成講座を市内で実施するための最終調整を行っております。今後も市民が受講しやすいようテキスト代の実費負担、市内開催、通いやすい土曜日開催などを継続してまいります。そして、応募倍率は21年度の全体で1.34倍となっております。

以上でございます。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 山崎議員のご質問にご答弁申し上げます。

吹田操車場跡地に関する工事につきましてでございますけれども、現在、鉄道運輸機構が駅舎建設工事に関しまして工事を進めているところであります。環境アセスメントでは、事前、事業中、事後の調査をすることになっておりまして、事業中は工事用道路の通行量130台等の調査もされておるところでありまして、事後におきましては、駅舎への進入道路の工事用車両通行台数についても今後調査されていきます。本市につきましては、工事用車両で山田川沿いを工事用道路として通行されておりますが、現在もその通行量につきまして報告

を受けているところであります。環境監視条例ということもいただきましたけども、当面の間は工事用車両につきまして、市のほうで監視してまいりたいと考えております。

以上です。

○上村高義議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、続けて質問をいたします。

地方分権とって、お金が来ているようでよくわからないというのでは困るんです。市民へお金が来ないということは、もらったことにならないんじゃないですかね。就学援助では、林間学校とか宿泊訓練の費用は出ていません。生活保護では林間学校はもちろん修学旅行費も出ません。まさしく支援としては不十分だということが指摘をされております。子どもたちがお金の心配をせずに学校へ行ける環境整備を大人が整えるようにしなくてはならないと思っております。公的負担の増額を求めるものです。要望としておきます。

それから、介護サービスですけども、状況をきちんと見てということをおっしゃったけれども、使える制度にしていくこと、雇用対策でも聞いておりますけれども、介護分野の仕事おこしというか、雇用の拡大にもつながりますから、利用制限をしないよう、使えるところはしっかり使っていくということをお願いしたいと思います。これも要望で結構です。

次に、雇用対策ですけども、今、大企業が、企業には憲法はないと言われるようなこともありまして、派遣切り、人間の使い捨て、雇用の問題、コストカットという合理化が一昨年来続いて、下請けいじめですね。買ったとき、突然の仕事の打ち切り、こういったことが問題になっています。ト

ヨタが昨年V字回復したと言っていますけれども、コストカットが大きくされた。車の販売台数は落ちている、なのに1兆円の経費の削減。この中に5,500億円が人件費、正社員も含まれています。4,500億円が仕入れの削減、これが下請けいじめですね。下請けがぼっさり切られたのではないかと。先に述べたように、就業先の企業が減ってしまえば、雇用、市の財政にも決していいことではないと思っております。

昨年、市長は企業に雇用の協力を呼びかけていただきました。企業運営が可能な報酬で、下請けの会社のこともやっぱり考えて、下請けに仕事をお願いする、公正な取引をお願いするというアピールをお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。企業の経営に口出しをしろということではないんですけども、しかし、総合計画にも述べられておるように、企業に支えられた本市ですから、お互いにやっていけるよう協力を求めるということが大切なことだと思っております。下請けいじめがされておりましたが、これが表には出てこないんですね。告発するということになる、それこそ取引を断念して倒産覚悟ということできないわけです。我が党が国会で追及したところ、公正取引委員会が是正指導に入ったのは1年間で日本全国でたった1件。委員会が機能していないんですね。政治が本来コントロールしないといけないという労働争議というか、中小企業を守るということが今できておりませんので、ぜひとも市長をお願いしたいと思います。

また、何回も繰り返すので申しわけないですけど、仕事を増やすということでは、住宅リフォーム助成をずっとやっているんですけども、予算を回すことができないの

かと。政策、市の取り組みですので、市長のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思っております。

環境監視は、きっちりやっていくというところでは、やっぱり市の責任もあると思いますので、やっていただきたいと思うんですけれども、なかなか摂津市と、それこそ工事した側がちゃんとやっていますよということだけを報告しているということでは市民が納得するかというと、そういう第三者委員会といいますか、外から被害があったということに対して処理できる委員会というようなものが必要なのではないかと思うんですけれども、今のところそうではないということであろうかと、今の説明ではなかなか出てこないと思うんですけれども、最後にそういった方向のまた検討をお願いしたいと思うんですけれども、これはぜひどうかということだけお聞かせいただいて、もう終わりにしたいと思います。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 山崎議員の質問にお答えをいたします。

下請けいじめをするなよというお話だったと思いますけれども、摂津市でもたまにといいますか、時に摂津市の仕事の下請けを受けておられるところからいろんな不都合があるということの申し出がある場合がございます。例えば、下請けのお金を滞るとか、いろいろなケースがあります。その時々、厳しく元請けの業者にこちらから指導するようなことがありました。そういうことで、まずは我々の摂津市の仕事をやっている業者、こんなことは当たり前ですけれども、きちっと下請法を遵守するように、これはさらに指導するということはもちろんでございます。

それから、市内の企業の皆さん、特に大

手に準ずるといいますか、そういう会社に対して、昨年も市内の人をきちっと雇ってくださいよとお願いに行ったんですが、今年もまたそういうことも考えておりますけれども、そのときには雇ってくださいなというお願いだけでしたけれども、次の機会にはもちろんお願いをするとともに、こういう問題にもひとつしっかりと目を向けてくださいよということもつけ加えたいなと思っております。

それから、住宅リフォーム助成の話ですけれども、これはたび重なるご質問、ご指摘をいただいていることは承知をいたしております。ただ、今、これも行政改革の話をする、またそれかということと言われるかもわかりませんが、各市の補助金等々をチェックしておるような最中がございますので、今のところ、まだこの住宅リフォーム助成等々については考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○上村高義議長 暫時休憩します。

(午後4時 9分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○上村高義議長 それでは、先ほどの答弁で結構だということでございますので、山崎議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時11分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                    上 村 高 義

摂津市議会議員                   藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員                   南 野 直 司

# 摂津市議会継続会会議録

平成22年6月29日

(第3日)

平成22年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年6月29日(火曜日)  
午前10時 開議場  
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

## 1 議 事 日 程

1,

一般質問

原 田 平 議員  
本 保 加津枝 議員  
森 西 正 議員  
弘 豊 議員

- 2, 議 案 第 37号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第1号)  
議 案 第 38号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)  
議 案 第 39号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算  
(第1号)  
議 案 第 40号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 41号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 42号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 43号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 44号 摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 46号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 48号 摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 49号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 50号 摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 51号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 52号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 45号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 47号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議会議案 第 12号 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の件  
議会議案 第 13号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件  
議会議案 第 14号 「政治とカネ」をめぐる疑惑の徹底解明と政治の浄化を求める意見書の件  
議会議案 第 15号 「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の時効撤廃を求める意見書の件  
議会議案 第 16号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアダイジェスト教科書の普及促進を求める意見書の件  
議会議案 第 17号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の件  
議会議案 第 18号 歩車分離式信号の増設を求める意見書の件  
議会議案 第 19号 国民の生命と財産を守る防災・生活関連予算の充実を求める意見書の件

---

### 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程3まで

(午前10時 開議)

○上村高義議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び三宅議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次、質問を許可します。

原田議員。

(原田平議員 登壇)

○原田平議員 おはようございます。8番、原田でございます。順番に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、大阪都構想であります。これは、昨日、渡辺議員がご質問されましたので、質問をやめようかと思っておったのですが、少し気がかりな点がございまして、ご質問させていただきたいと思っております。

市長は、昨日、この大阪都構想について、総論賛成各論反対というふうにおっしゃられました。市長はネットの中で、周辺自治体を巻き込むことや自治体の自立を阻害する大阪都構想には反対を表明していると、こういうふうに表示をされておられます。そういうところで、きのうのそういった状況を踏まえて、これまで平成の合併問題、それから、今後の課題として幾つかあります交通問題やあるいは消防行政、ごみ処理、医療等、いろんな行政課題が摂津市には山積をいたしております。そういったことを踏まえて、再度大阪都構想について市長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。

続きまして、第4次行財政改革の実施計画についてであります。

摂津市におきましては、平成7年度に業務再構築運動に取り組み、行財政改革市民懇話会からの提言を受けまして、平成8年の7月に行財政改革大綱をつくられて、平

成10年度から12年度までに第1次、13年度から15年度までを第2次、そして平成16年度から21年度までの第3次の行財政改革第1期アクションプラン、新アクションプランに基づき、継続して行財政改革を実施されてこられたと思いますが、第3次までの行財政改革を振り返って、達成状況も含めて市としていかに総括をされておられるのか、お聞きをいたしたいと思っております。

次に、第4次行財政改革実施計画の理念にあげておられます5本の柱、簡素でわかりやすい組織・機構づくり、職員660人体制の構築、スピード感のある行財政経営システムの構築、前例にとらわれず、みずから考え、勇気を持って行動する職員を育てる人事制度改革、健全で安定した財政基盤の確立の位置付けを言われておられますが、その基本的な考えについてお聞きをいたしたいと思っております。

続きまして、行財政の3番といたしまして、これも出ておりましたが、第4次行革の中で土地開発公社の健全化がうたわれておられます。どのような方法を考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

消防行政であります。第4次行財政改革実施計画の中に、消防広域化と出張所のあり方について整合性を図っていくと記載されていますが、現在の消防の広域化の内容、進捗状況と、広域化が実施されない場合、消防組織の再編成を含み、出張所のあり方についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、地域活性化補助事業についてであります。この事業目的、内容、そして実績等についての現状がどのようになっているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、市民活動支援事業につきまして、7月1日から新しく組織編成をされまして、地域市民活動支援のスタッフもそろえられて事業がスタートいたしますが、今後の取り組みの考え方について、そして、現在の市民活動に対するいろいろな補助制度とのかかわりについて、そして3番として、今日までの単に形だけの補助活動ではなく、本当に必要としている団体への上限というんですか、基準を決めたそういう支援・補助の考え方についてどのようにされようとしているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

これで1回目を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、まず行財政改革実施計画に関するご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問にもありましたように、本市の行財政改革は、平成8年6月の行財政改革市民懇話会提言を受けまして、平成8年7月に行財政改革大綱を策定し、平成10年度から第1次の行財政改革に取り組み、以後、第2次、第3次と取り組みを進め、今年度からは第4次の行財政改革がスタートいたしております。

まず、1点目の第1次から第3次にわたる行財政改革の総括をというご質問でございますが、平成10年度から12年度を計画期間とする第1次行革は、財政の健全化、市民主体のまちづくり、時代のニーズに即した施策展開を目標に174項目の改革項目を掲げ、うち157項目、90.2%を実施いたしております。

平成13年度から15年度にかけて行われました第2次行財政改革は、行財政の効

率化、市民との協働による開かれた市政の確立、簡素で機能的な行政システムの再構築を目標に、改革項目といたしまして、184項目を掲げ、うち165項目、89.7%実施をいたしました。

平成16年度から21年度を実施期間とする第3次行革では、財政危機のピークである平成17、18年度を目前にして、新アクションプラン（集中改革プラン）において、さらなる歳出の圧縮と歳入の確保をはじめ、団塊の世代の職員の大量退職への対応や、その他の諸課題を解決し、健全な財政構造へと転換を図ることにより安全・安心のまちづくり、少子・高齢化社会に即したまちづくりの推進に努めてまいりました。

第3次行革につきましては、現在、集計中ではありますが、改革項目として113項目を掲げ、うち100項目、88.5%実施をいたしたと見込んでおり、第1次行革以降第3次までの471項目のうち422項目、89.6%が実施できたものと見込んでおるところでございます。

なお、財政効果といたしましては、第1次で約19億8,000万円、第2次で約31億2,000万円、第3次で約94億円の総計約145億円の効果があったものと見込んでおります。

次に、第4次行財政改革の五つの理念に関するご質問にご答弁を申し上げます。

第4次行財政改革実施計画では、簡素でわかりやすい組織・機構づくり、職員660人体制の構築、スピード感のある行政経営システムの構築、前例にとらわれず、みずから考え、勇気を持って行動する職員を育てる人事制度改革、健全で安定した財政基盤の確立と、五つの項目を柱として掲げてございます。

その5本の柱のうち、4本は市役所の内なる改革として位置付けをしております。これまでの行財政改革は、財政の健全化を最重点課題として取り組んでまいりましたが、今回の改革の大きな特徴は、市長が第1回定例会においてご説明申し上げましたように、市役所の改革でございます。団塊の世代の大量退職や地方分権の推進など、行政の置かれている環境は大きく変化をしており、その変化に対応できる組織づくりとして、まずは市役所内の仕事のあり方ややり方をいま一度徹底的に洗い直し、内部改革を確実に実施し、新しい時代を担える市役所づくりを進め、市民満足を高めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市民活動支援事業につきまして、ご答弁を申し上げます。

市民活動支援事業につきましては、7月1日より市民活動支援課をコミュニティプラザに新たに設置し、新しい体制で取り組む予定でございます。その基本的な考え方といたしましては、市民の自主的かつ主体的な社会活動であって、広く市民生活の向上を目的とした非営利で公益的な活動を行う団体に対しまして、本市が支援を行うという考えを基本にいたしております。市民活動につきましては、社会教育、保健福祉、学術文化、地域安全、環境保全などさまざまな分野での活動が予想され、幅広い見地での対応が必要と考えておりました、その活動支援としては、活動のための施設や場所の提供、その活動の相談や情報の提供のための窓口になる組織づくり、インターネットなどを活用した情報の収集・発信が可能な環境づくり等を考えており、それらを兼ね備えた施設としてコミュニティプラザが機能するものと考えております。

また、市民活動が発展的に継続していく

ためには、活動資金の確保という課題もあることは認識をいたしておりまして、国などの支援策の活用も今後は必要となってくるものと考えており、さまざまな制度が活用できるよう、市民団体に情報の提供を行いながら協働した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

そのほか、市独自の市民活動支援につきましても、有識者や団体等の参画による市民活動支援を検討するための委員会を設けたいと考えておりました、市が果たすべき役割についても、その中で考え方等を改めて整理してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 土地開発公社の健全化についてでございますが、まず、土地開発公社の財務内容についてご説明申し上げます。保有土地資産は、平成21年度末では4か所で面積4,321.24平米、その簿価額は20億6,036万2,104円となっております。また、これら保有土地資産に係ります公社の借入金でございますが、総額12億円となっております。

公社の健全化でございますが、まず、経費削減策としましては、借入金の金利負担の圧縮が考えられます。借入先、借入方法などを工夫しながら交渉を進めてまいります。公社の保有土地は公共用地として確保されたものであり、取得時に示された事業化を進め、市が買い戻しを行うのが本来的な問題解決方法だと考えております。しかしながら、直ちに事業化できない土地もあり、これらの土地については、土地取得に係るさまざまな方法、市債発行など財源手当を研究しながら、公社から市への買い戻しが図れないか検討してまいります。

また、長期保有土地が公社の財政運営上

問題となっていることから、今後の用地取得につきましては、取得目的が公共用であっても事業の推進時期が明確でないものについては取得をせず、長期保有土地が生じないよう健全運営に努めてまいります。

○上村高義議長 消防本部理事。

(浜崎消防本部理事 登壇)

○浜崎消防本部理事 質問番号2番、(3)番のイ、消防行政の広域化と出張所のあり方について、現在の消防広域化の内容、進捗状況と、広域化が実施されない場合、消防組織の再編成を含み、出張所のあり方についてはどのように考えているのかとのご質問にご答弁申し上げます。

消防広域化の進捗状況は、大阪府により、平成20年3月、大阪府消防広域化推進計画が策定され、その計画によりますと、本市は北摂7市3町で構成される北部ブロックエリアに属することとなります。平成20年8月には大阪府及び当該ブロック内9消防本部と能勢町において、消防長等をトップとする消防担当者による大阪府北部ブロック消防広域化検討会が設置され、消防を広域化した場合の効果・課題についての検討を行い、各市長、各町長が消防広域化についての一定の判断材料としていただく資料の作成をすることとなりました。

平成21年11月には、大阪府北部ブロック検討報告書が作成されました。それを受け、大阪府は、各市長、各町長に対し、消防広域化に対するアンケートの回答をもとに、今年度中に各市長、各町長へ消防広域化への組み合わせに関する新たな提案や協議会の設置と参加の依頼をすることとなります。その後、該当する各市、各町は、平成23年度、24年度に協議会を設置して、消防広域化への検討協議をすることとなります。本市消防といたしましては、大

阪府や他市、町の動向を注意深く見守ってまいりますとともに、消防を広域化される場合、されない場合の消防行政、消防組織のあり方についても検討を重ねていきたいと考えております。

次に、消防広域化が実施されず、本市単独で消防事務を執行する場合、消防組織の再編成を含み、出張所のあり方について検討していくことは避けては通れない課題であると認識しております。限られた人材と財源を有効かつ適正に活用し、市民の皆様のお安全と安心を確保し、各種消防事業に迅速・的確に応えられるよう、消防組織の再編成を視野に入れ、出張所のあり方についても慎重に検討してまいります。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 地域活性化補助事業の目的、内容、実績等についてご答弁申し上げます。

地域活性化事業補助金につきましては、地域住民の福祉の増進やふれあい、安全なまちづくり、環境の保全、青少年の健全育成等、地域の活性化を図ることを目的に、小学校統合前の12の校区において組織されております連合自治会に対し、平成10年度より補助を行っております。補助の対象内容といたしましては、環境を改善する活動、災害の防止及び救援訓練に関する活動、防犯に関する活動、その他地域の活性化につながる活動等、8項目の活動となっております。

補助額といたしましては、1連合自治会に対し、均等割として45万円と住民基本台帳に基づく毎年4月1日現在の世帯数に90円を乗じた金額を限度額といたしまして、申請に基づき補助を行っております。各校区ごとの補助金限度額に違いはありま

すが、おおむね1校区当たり60万円から90万円となっております。21年度の実績といたしましては、全部で31事業に対し補助を行っており、内訳といたしましては、環境を改善する活動に4事業、災害の防止及び救援訓練に関する活動に10事業、防犯に関する活動に9事業、交通安全に関する活動に1事業、健康増進につながる活動に3事業、その他地域の活性化につながる活動に4事業となっております。事業完了後には領収書や写真を添付した実績報告書を提出していただき、適正な執行が行われるよう努めております。

また、21年度の予算に対する執行率といたしましては、各校区により多少ばらつきがございますが、全体といたしましては87%の執行率となっております。各校区における連合自治会活動に寄与しているものと考えております。

○上村高義議長 市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 原田議員の質問にお答えをいたします。

大阪都の話ですけれども、昨日もお答えいたしましたけれども、大阪都という話は今もう20年ぐらい前からいろんな形で言われてきたことでございます。ご案内のとおり、大阪府と大阪市、約3兆円、同じような財政規模を持っております。同じような施設をつくったり、同じような制度をつくったり、各所にこれでいいんだろうかということが、これが俗に言う二重行政という表現をされておりますけれども、私は長い間、大阪府議会にございましたけれども、その場でいろんな角度から見てまいりましたけれども、やっぱり独特の縄張り意識のある今の大阪市、これを発展的に解消して、そして一つにすべきではないかと思ってお

ります。そういった意味の1足す1が2ではなく3にも5にもなり得るという大阪都構想、これに私は賛成でございます。

ただ、今回、橋下知事が打ち出しました大阪都構想。大阪都構想ということ自体については、私は異論はないんですけども、大阪府下の各市町村の意思を確認せずに、ただ一方的に打ち出したこの大阪都構想については、全く私の意図するところではございませんので、そういう意味で、先日マスコミのほうから大阪都構想について賛成か反対か、それだけ聞いてくるので、ああ、賛成ですと言ってしまえば各論のほうまで賛成しているようにとられますので、その部分についてきちっと意見を表明しておきました。

日本の国の独特のあれというんですか、狭くても古くても不便でも我が家という、こういった思いがあるんですね。これは何も悪いことじゃないんですけども、でき得るならば、自分たちのところは自分たちで何もかもやって、そして和気あいあいでも過ごせたらなということは自治体でも一緒だと思います。ただ、極端な少子・高齢化、また社会の極端な変化等々で、やっぱり見直すべきところはしっかり見直して、最終的に市民サービスが一番いい方法をとれること、これは考えていかないかんと思いません。そういった意味では、先ほどおっしゃいました医療保険とか上・下水道とかごみの問題とか、後ほど出てまいります。先ほどお話がありました消防等々、いろいろと広域行政、これもしっかり視野に入れておかないかんと思いません。特に10万未満の我がまちのような弱小自治体については、避けて通るんじゃないで、しっかりそのことも視野に入れながら取り組んでいかないかん。これもある意味では、大きくは大阪

都構想とあるところでリンクしてくるのではないかと思っております。

以上です。

○上村高義議長 原田議員。

○原田平議員 それでは、2回目の質問をいたしたいと思えます。

市長から大阪都構想についてご答弁をいただきました。先ほども申し上げましたように、摂津市の行政課題というものを今後どうしていくかという方針もあります。そんな中で、今回の各市のそれぞれの対応は違うと思えます。そういう意味で、やはり市の基本的な指針をしっかりと持たれて明確にされて、そして市民にこうあるべきだということを打ち出すべきだと私は思うわけでありまして。そのためには、やはり情報を市民も議会も行政も共有しなければならない。そして、最後に大きなハードルであります住民投票がございます。この住民投票をどのようにするかということも市長の責任になってくると思えます。そういう意味で、今後、各市と先ほど申し上げましたような情報を十分共有して取り組んでいただけるように、これは要望しておきたいと思えます。

続きまして、消防行政の広域化であります。先ほど消防の理事のほうからご答弁をいただきまして、取り組みをしていただいているということがよくわかりました。ただ、なかなか実現に向けてはハードルは高いだろうというふうに思えます。市長会等もあるかと思えますので、市長はこの消防の広域行政についてどのようなお考えなのか、もちろん賛成だというふうに思うんですけども、取り組み状況を踏まえて決意をいただけたらありがたいと思っております。

それから、地域活性化補助事業でありま

すが、これについてはいろいろご意見等を聞いておるわけでありまして、先ほどの実施の状況をお聞きいたしまして、災害の防止あるいは環境を改善する活動とか、いろいろあるわけでありまして、後ほどご質問いたします市民活動の支援事業にかかわるわけでありまして、こういった地域活性化補助金制度、これは使いにくい、使い勝手が悪いというふうなことも聞いておりますので、一たんこれを廃止してシフト替えをしていってはどうかというふうに思うわけでありまして、そのお考えを聞きたいと思えます。

そして、市民活動支援事業についてであります。私たちの民主党の会派は、5月18日、19日と、四国の愛媛県の今治市を行政視察させていただきました。今治市の市民活動の取り組み状況を勉強してまいりました。このことを少し申し上げたいと思えます。

まず、市はどのような取り組みをされたかということでございますが、いわゆる市民が共におこすまちづくりの事業費補助金制度をつくらうということで、実態把握をされたわけですね。どのような活動団体があるかということも十分把握した上で取り組まなければならないということで、まずは実態調査を行われまして、そして、その活動の補助をしていかなければならないということで、市民活動推進委員会というものを立ち上げられて、いろんな取り組みを総合的に考えていこうと、こういうような取り組みがなされておりました。そのためにも、いわゆる補助金の申請があれば審査をする、そういう機関もつくらなければならないということで、第三者機関からなります審査会を設けられております。そして、そういう事業を補助していこうということ

であります。これは二本立てでやられておられます。市民が共におこすまちづくり事業補助金ということで、市民活動推進事業と協働推進事業と二本立てでやられておられます。これは内容等にもよるわけですが、50万円とか100万円とかいう上限を持たれまして、そして、その活動に補助をしていこうと、こういう制度であります。この今治市も平成の大合併をやられまして、非常に広域な市になっておりまして、その中にやはり島がたくさんございまして、しまなみ海道という観光の資源があるわけですが、それを生かしたまちづくりも考えていかなければならないということで取り組まれておられます。そういったことで、取り組みが非常にすぐれているなというふうに思っております。

その市民の活動の拠点もつくらなければならないということでありました。活動の拠点ということで、あまり費用をかけないでということで、廃業されましたビジネスホテル、これを利用もされて、それを市民の活動の拠点にしようということで取り組まれました。そんな取り組みをされておって、今では本当に市民の皆さんが一人ひとりそのまちづくりにかかわっていく、そういう自信と誇りというものを持っておられて、私たちのまちは私たちでつくっていくんだという、そういう活動をされており、大変感銘をいたしたところでございます。

そんな状況でありまして、本市といたしましても、先ほど申し上げましたように、いよいよ市民活動の立ち上がりが見られるわけでありまして、コミュニティプラザがオープンをするわけですが、実際はこの中身の問題であります。先ほど申し上げましたように、使用しにくい地域活性化補助金を廃止して、シフト替えをして、そう

いう市民活動の補助事業にしていってはどうかというふうに考えておるんですけども、そうした私のほうの考え方についてのご見解があればお聞きをいたしたいと思っております。

以上、2回目を終わります。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 使用しにくい地域活性化事業補助金をまず廃止して、使用しやすい他の補助金へのシフトということでございますけれども、地域活性化補助金につきましては、制度開始から約10年経過しております。確かにマンネリ化等の声もあることから、その使用目的や制度のあり方について、一昨年、自治連合会の協力によりまして、自治会長に対しましてアンケート調査を行っております。このアンケート調査の結果といたしましては、この補助金や各連合自治会の実施する事業が地域の活性化に役立っている、またはおおむね役立っているといったご意見が約8割ございました。一定の役割を果たしているのかなというふうに考えております。

しかし、補助金が形骸化しており、無理をして事業を実施しているといったご意見もございます。事業が毎年同じでマンネリ化しているといったご意見も併せてございました。この結果を各校区の自治連合会にもお示しし、補助金申請時等に補助金の有効かつ適正な使用について留意いただくようお願いしてきたところでもございます。

使用しやすい他の補助金にシフトできないかということでございますけれども、地域活性化補助金の果たしてきた役割を十分留意し、自治連合会や各校区連合自治会等のご意見を十分お聞きした上で、補助対象事業等の範囲等も含め、今後の地域活性化補助金のあり方について検討してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 消防のお話でございますけれども、先ほどの話とも少し関連しますけれども、極端な少子・高齢社会は今までの社会の仕組み、これを大きく変えたと思いますが、言葉では行革とか構造改革とか規制緩和とか、いろいろ使われてきたと思うんですね。さまざまな仕組みがいろいろ見直されたと思うんです。一番驚いたといいますか、ここまでかと思ったのは、私は保健所とか、そして消防署とか、人の命、安全にかかわるものまでもが例外でなくなったという、この辺がさま変わりだと思えます。それにある程度我々も目を向けていかざるを得ない、この現実があるわけでございます。

消防の広域化という話が出てきたときも、実はびっくりしました。ああ、これもかど。私は思うんですけれども、国とか府のやり方を見ていると、何か広域化という耳ざわりがいいんですけど、行革につながっておるのではないかと。ある意味での行革ということは大切ですが、安全・安心につながるやつについて、広域化とっていて中身が全くの行革になってしまったら、これはいかんと思えますね。だから、消防の広域化を考えるとときには、十分安全・安心、市民サービスにどのようにかかわってくるか、こっちもしっかりと見きわめて、そして近隣各市との連携のもと、よりよいまちづくりにつながっていくように、これからは市長会等々でしっかりと発言し、情報交換していきたいと思えますので。

以上でございます。

○上村高義議長 原田議員。

○原田平議員 消防の広域化の問題でありま

すが、これは以前にも私が質問をいたしまして、担当の方が吹田市のほうに行かれまして、いろいろ広域化についての話し合いをされたということではありますが、なかなか事務レベルというか担当者レベルでは進まないということをお聞きいたしました。そういう意味では、やはり政治的にそういった問題に取り組んでいかなきゃならない。最近はいわゆるセキュリティが進みまして、本当に火災が減っております。しかし、一方では、まだ大きな火災もあるわけでありましてけれども、そういったいわゆる安心・安全のまちづくりには欠かせないとは思いますが、広域的な問題も一部事務組合も含めて検討していかなければならないと、こういうふうに感じるわけでありまして、今後、そういった問題についてしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、市民活動のこの事業がスタートいたします。先ほどのご答弁の中にもありましたように、活動資金の確保も大事だということが答弁でありました。先ほど今治市の事例を申し上げましたが、本当に市民の活動を支えていく、そういうためにもこの補助金制度というものをつくりながら支えていくという、そういう取り組みを我々は学んできたわけでありまして、先ほど、地域活性化のこの補助金は形骸化をしておりますし、使い勝手が悪い、あるいはもうその役目を果たしたという意味では、私はシフト替えをするべきだというふうを感じるわけでありまして。そういった意味で、厳しい財政状況の中で有効的に使わなければならない財源でありますから、事務のトップであります副市長のほうから、その考え方について一度お聞かせをいただければありがたいと思えますが、市民活動の今後のあ

り方と、そして、そういった活動の資金のいわゆる補助金制度をつくっていかうということについてのお考えをお持ちだったらお聞きをいたしたいというふうに思うんですが。

それで3回目を終わりたいと思います。

○上村高義議長 副市長。

○小野副市長 この地域活性化補助金につきましては、担当のほうから申し上げたとおりでございます、この点は第3次行革の中でもここで議論をいたしました。それで、これを思い起こしますと、前市長の時代に、記憶があると思いますが、これはばらまきにならないかという議論があったことは事実であります。したがって、あのときは5年間をもって一応の整理をすべきだというようなことでもって始めた制度でありました。しかしながら、今日ここまで来た段階では一定根付いている部分もあると、問題点もあるということの中身も承知をいたしております。

それで、この補助金がもう少し、今、原田議員が言われたような中身でできないものかということは検討したいというふうに、これは率直に思っております。そういう形の中で一遍議論をしたいと。当初の考え方、今日における根付いた10年間における総括に基づいて、担当部から一定の報告を受けた上で検討したいというのが率直な意見でございます。

市民活動支援につきましては、きのう、市長とも話をしておったんですが、いろんな市民活動支援という考え方がありますから、あまりにも広い形で市民からいろんな形が出てきたときに、現在の市民活動支援室が対応できるだろうかという心配をいたします。これもあれも市民活動支援と。きのう、月曜日に言ったんですが、部長会で、

何もかもが市民活動支援なんだと、環境の問題もすべて市民活動支援なんだ、これなんだということになってしまいますと、多分回らないだろうと。したがって、私は、この市民活動支援の中身というのが、もう少しきちっと骨格といいますか、基本を市長から言われたように定めた上で、そして、この1年目、2年目、3年目は何をするという形、それから施設管理公社との兼ね合いも当然この前に議論がございましたから、我々も頭に入れております。したがって、この市民活動支援をもう少し具体的な形で整理した上で議会にもお示しをし、まず一定の方向性と現実にはできるものということをお示ししないと、非常に大きな課題と期待と問題点が起こりはしないかということをお示しいたします。そういったことで、原田議員もそういうことを思っておられると思いますので、私どもも市長からの指示が出ておりますので、もう少し市民活動支援の現状と課題ということを整理した上で議会にもお示ししたいというふうに考えておるところでございます。

○上村高義議長 原田議員の質問が終わりました。

次に、本保議員。

(本保加津枝議員 登壇)

○本保加津枝議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1、小児ぜんそくの治療にかかる医療費の公費負担対象年齢の拡大について、お尋ねをいたします。

現在、本市の小児ぜんそくの通院治療にかかる医療費は、就学前幼稚園児まででございます。公費負担で対応していただいておりますが、小学生からは3割負担となり、保護者の経済的負担が重くなることから、対象年齢の拡大を求めるものでございます。

本市の小児ぜんそくへの対応と対象者など、現状についてお聞かせください。

2、商業の活性化に関する条例の振興についてでございますが、商業の活性化に関する条例が制定されてから、市内の対象事業所の条例への関心度、協力度について、産業振興課としてはどのように感じておられるのか、現状をお聞かせください。大型店や商店会、経済団体に対する参画への誘導、周知に関しては、市や市の商工会の担う役割は非常に大きいと認識をすることでございますが、どのような形で進められているのかお聞かせをください。商店主からは、好評につき今年も引き続き発行が予定されているセッピー商品券につきまして、アンケートをとってほしい、また、さらに効果が上がるよう取り組みたいので、イベントなどに対する意見や提案を聞いてほしい等の声があります。本市としては、こういった店主の皆さんに対し、どのように取り組んでいかれるのか、また、市内各商店会エリア内の商店会未加入店への働きかけは、商店会任せではなく、行政としてどのようにバックアップをされているのか、結果として加入率の向上は図られているのか、それぞれの現状についてお聞かせください。

3、安威川以北地域の体育館減少への対策についてでございますが、摂津市立市民体育館、味舌体育館が相次いで廃止になり、市内に総合体育館的な施設が1か所もない現状となりました。土日は特に利用者が多く、申し込みをしても使用できないとの青少年スポーツ関係者の嘆きを耳にいたします。第4次総合計画基本計画案では、スポーツ環境の整備を明記されていますが、本市の今後の計画をお聞かせください。

体育館利用者、地元地域への説明会の実

施計画、地域行事の際の体育館のトイレの使用や、わいわいカーニバルの雨天時開催施設等として味舌体育館を使用してこられた諸団体に対する代替施設の紹介など、味舌体育館廃止においては、取り組みを必要とする多くの課題が残されていると考えられますが、これらの対応について本市のお考えをお聞かせください。

4、子宮頸がん予防措置の実施について。

4の(1)特定年齢のワクチン一斉接種実施に対する本市の取り組みについてでございます。例えば、小学校6年生、12歳を対象に集団予防接種の実施をお願いしたと仮定して、公費で全額負担する、いわゆる無償化を進めていただくとするならば、対象者数は何名になるのか、また、それに伴う費用の概算はどれぐらいになるのかをお聞かせください。

4の(2)子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大するための取り組みについてでございますが、子宮頸がんは、今や治す病気から予防する病気になっているのが世界の常識となりました。本市では昨年につき、本年も20歳から40歳の対象年齢の女性に健康手帳とセットで無料クーポン券の配布を実施していただいておりますが、21年度の対象者数や受診率と検診率の中身など、検診の現状と推移についてお聞かせください。

1回目の質問は以上です。

○上村高義議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 小児ぜんそくの治療にかかる医療費についてご答弁申し上げます。

本市において、ぜんそくなど特定の疾患に対する医療費の公費負担制度はございま

せんが、就学前までは乳幼児等医療費の助成制度により、医療費の負担が軽減されているものと思います。

小児ぜんそくに対する医療費助成といたしましては、児童福祉法に基づき、大阪府の給付制度として小児慢性特定疾患治療研究事業医療費給付制度が設けられております。医療給付費の対象は18歳未満の児童でございますが、厚生労働大臣が定める病状の程度に制限が設けられており、3か月に3回以上の大発作がある場合など状態がかなり重症である者に限られております。摂津市民の平成21年度の小児慢性特定疾患治療研究事業医療費給付申請件数101件のうち、小児ぜんそくを含む慢性呼吸器疾患の申請件数は1件とのことでございます。

次に、質問番号4の(1)子宮頸がんを予防するワクチン接種について、ご答弁申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの原因でもあるヒトパピローマウイルスに感染することを予防し、将来の発がんを防止しようとするワクチンでございます。このワクチンは、平成21年10月に厚生労働省で承認を受け、12月に発売されました。接種の認可対象は9歳から26歳の女性ですが、抗体価の獲得や接種率などの効果を考慮し、特に11歳から12歳の年齢にある者への接種が推奨されております。接種率を確保するためには、個別接種より集団接種が望ましいと言われております。

ご質問の小学6年生を対象と仮定いたしますと、平成22年4月現在での12歳の女児童数は382人でございます。接種回数は3回必要で、費用は1回1万5,000円から2万円でございます。一人当たり4万5,000円から6万5,000円と

なり、予算的には1,700万円から2,300万円が概算となります。

このワクチンは、現在、任意接種でございますが、厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、定期接種対象以外の各種予防接種について、制度の見直しに向けた検討を開始しており、全国市長会等を通じて、定期接種としての認定と公費負担制度の導入を国に対して要望しているところでございます。

次に、4の(2)のご質問にご答弁申し上げます。

まず、子宮頸がん検診の受診状況でございますが、平成21年度より20歳から40歳までの5歳間隔の節目年齢の方を対象に、健康手帳と無料クーポン券を交付し、検診受診時にクーポンを持参することで、検診費用の自己負担分を免除するという受診勧奨を開始いたしました。また、検診車による検診のほかに、茨木市、吹田市両市の個別医療機関との委託契約を締結し、受診機会の拡大を図ってまいりました。こうした取り組みの結果、平成20年度は受診者1,603人でございましたが、平成21年度には2,488人となり、885人、約55%の受診者増となりました。受診率は9.8%から14.9%に向上しております。特に20歳から40歳代の若い世代の伸びが大きく、無料クーポン券の個別送付による受診促進の効果があらわれているものと評価しているところでございます。本年度も国の補助制度が縮小されるという状況ではございますが、21年度に引き続き同様の取り組みを継続するとともに、一人でも多くの方に受診していただけるよう検診車による検診回数の増を図り、より一層の受診率の向上を目指しているところでございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 商業の活性化に関する条例の振興における制定後の考え方や周知対策及びセッピー商品券の状況と団体への加入促進について、ご答弁申し上げます。

商業の活性化に関する条例の制定により、今後の活性化事業の取り組みは、第3条基本理念に基づき実施し、目的が定まった統一事業として効率的に実施できるものと考えております。平成22年4月施行による周知対策といたしましては、200平米以上の店舗への条例文書の郵送、商店会への回覧、広報紙、ホームページの掲載、商工会では総代会での啓発チラシ配布や商業振興委員会での訪問説明などを行っており、今後につきましても、商工会と協働し、周知に努めてまいります。

セッピー商品券につきましては、昨年12月に販売を開始し、好評をいただきながら苦情やトラブルもなく無事終了いたしました。セッピー商品券は、現在、購買の分析を行っているところでございます。また、より地域に求められる商品券として2回目を実施したいと考えておりますので、アンケートを速やかに実施し、取扱店舗のご意見をお聞きしてまいります。

次に、商店会への加入促進には、商店会の自主的な魅力づくりの活動や加入啓発を基本としますが、商店街を盛り立てていく観点から、専門家の派遣、イベントなどへの補助金を交えながら、商工会とともに支援してまいります。また、加入の動向につきましては、条例施行の経過期間が短く、現時点では把握しておりませんが、今後の機会の中で確認してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号3、安威川以北地域の体育館減少への対策について、ご答弁申し上げます。

最初に、味舌体育館廃止に伴う体育館利用者、地元関係団体等への説明や代替施設の件でございますが、今般、摂津小学校給食調理室の移設・新設に伴い、平成23年3月末で味舌体育館を廃止することになりますが、味舌体育館を定期的にご利用いただいている団体には、他の屋内競技施設となる正雀体育館、味生体育館、鳥飼体育館、味舌・三宅両スポーツセンターで行える競技内容や利用料金、利用状況等のほか、各小・中学校の学校開放登録団体への登録方法などを説明させていただいております。また、今議会で摂津市立体育館条例の一部を改正する条例をご可決いただきました後、速やかに味舌体育館利用者の方には平成23年3月末で閉館になる旨を市広報紙やホームページへの掲載、ポスター、チラシ等で周知し、新たな活動拠点へのスムーズな移行をお願いしてまいります。

市内各体育館、スポーツセンターにつきましては、平日の利用率は50%から70%で少々空きがございますが、土・日曜日、祝日は稼働率が高く、空きが少ない状況でございます。市主催事業や各種体育関係団体事業について、開催日短縮や平日夜間への移行など、できるだけ多くの団体の方にご利用いただけるよう、各種団体のご理解、ご協力のもと、既存施設の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、同様に味舌体育館を地域行事等にご利用いただいている地元関係団体へも説明させていただきたいと存じますが、わいわいカーニバルや地区市民体育祭の用意については、他地域では各学校内での施設を

利用いただいております、他校区と同様の利用をお願いいたしたく存じます。

議員ご質問のとおり、本市には大規模なスポーツ大会を開催できるような総合体育館的な施設はなく、市民、また各団体にご不便をおかけいたしております。施設の必要性は十分に承知しておりますが、財政状況等から建設計画がまだ具体化しておりません。教育委員会といたしましては、総合体育館の建設を引き続き政策要望するとともに、総合型地域スポーツクラブを設立し、スポーツ人口の拡大を図るなど、ソフト面からのスポーツ振興を充実し、今後も市立体育館、スポーツセンターを快適にご利用いただけるよう、施設内容や備品の充実を図るほか、大阪府や私立高校が有する体育館の開放を引き続きお願いし、市民のスポーツ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○上村高義議長 本保議員。

○本保加津枝議員 それでは、2回目の質問を行います。

1の小児ぜんそくの治療にかかる医療費の公費負担対象年齢の拡大につきましては、現状、本市では乳幼児医療費で就学前までは対応いただいているとのご答弁でございましたけれども、大阪府の小児慢性特定疾患の医療費給付申請が21年度は1件とのご答弁でございました。しかし、大阪府の小児慢性特定疾患の認定につきましては、非常に条件が厳しく、状態がかなり重症である者に限られているとのことですので、重度のぜんそくにまで至らない軽度や中程度の症状での認定は困難であると予測できるものでございます。

治療費の家計への負担が原因であったり、あるいはさまざまな経済的事情から、小学生になると十分な治療を受けられないでい

る児童が現実に存在するのであれば、このような事実を看過しておいてよいのでしょうか。特に、小児慢性特定疾患の認定までいかないアレルギー疾患や、アレルギー疾患を要因とする中軽度の小児ぜんそくが近年急増している現状でございます。アレルギー疾患の治療は、正しい治療を根気よく続けていけば、ほとんどの症状が改善されるという指摘もありますが、アナフィラキシーショックなど、重症化すると命にかかわるようなケースもあり、決して侮れない疾患でございます。この疾病で苦しむ人は国民の3分の1を超え、今や国民病となっております。公明党はこのような現状を踏まえ、早くからこのアレルギー疾患対策に施策を講じ、また、アレルギー患者の皆さんを総合的に支援するようしっかりと取り組んでまいりましたけれども、現在も国に対し、引き続き強くこの施策の実現を要望しているところでございますが、先に述べましたような現状を踏まえて、本市においても何らかの支援策が必要であると痛感をするところでございます。アレルギー疾患やアレルギー疾患を要因とする中軽度の小児ぜんそく治療への対応策として、公費負担年齢拡大の必要性を強く感じているところでございますが、本市のお考えをお聞かせください。また、乳幼児医療費助成の通院対象年齢拡大など、近隣市における現状について、その状況について併せてお聞かせください。

2、商業の活性化に関する条例の振興については、条例を施行した限りは、行政も商工会と連携し、条例に魂を入れるための積極的な取り組みを展開するべきだと考えられます。先進市では、条例施行時に相当な努力がなされたと同っております。その結果、本来なら地域の各種団体には加入し

ない大型チェーン店が商工団体に加入したとの近隣市の例もあると聞いております。本市においても、全国の先進市を参考にした講演会やキャンペーンなどを行い、周知や参画に向けた地道な努力が必要不可欠であると思っておりますが、本市では具体的にどのような取り組みが行われたのか、また、今後の計画について予定があればお聞かせください。

加入誘導策として、昨年に引き続き実施予定のセッピー商品券の発行についても、商店会や商工会に加入すると、既存の加入者も含め、特権があるような仕組みづくりへの取り組みも必要ではないかと考えますが、これらの点についてご見解をお聞かせください。

3、安威川以北地域の体育館減少への対策についてでございますが、これはただでさえ少ないと言われております体育施設であるにもかかわらず、さらに平成23年4月1日、明年の春には味舌体育館は廃止をされ、その跡地に給食調理場が建設されるということでございますが、なぜ味舌体育館がその対象になったのか、詳しい理由をお聞かせください。併せて、今後の建築スケジュールについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

4の(1)特定年齢のワクチン一斉接種実施に対する本市の取り組みについてでございますが、9歳からワクチン接種が可能な年齢とされているとご答弁にもありましたように、抗体価の獲得や接種率などの効果を考慮し、特に11歳から12歳の年齢の児童への接種が望ましく、接種率を確保するためには、任意の個別接種より集団接種がより望ましいと考えております。その理由につきましては、予防ワクチンの接種が6か月の間に3回の接種を行います

初回から1か月後に各1回、初回から6か月後に1回と決まっております。また、費用においても、先ほどのご答弁の中にもありましたように、4万5,000円から6万円と高額でもあり、個人で任意接種となると、気持ちはあっても大変であり、保護者の皆さんにとっては、経済的な問題だけではなく性教育という非常にデリケートなさらなる問題も含まれているところであります。ワクチン任意接種の現状では、医療経済学的見地からも、将来貧富の格差によって子宮頸がんを発症する子としない子が出てくるのは防がなければなりません。

今回、そういったことを踏まえ、この質問をさせていただいたわけではありますが、本市の財政事情も十分承知をしておりますが、中学校に進学する前の11歳から12歳の女子児童に対し、予防施策を講じることが有効であると考え、例として、小学校6年生女子の対象人数とその費用をお聞かせいただきました。厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会においても、定期接種対象以外の各種予防接種について、制度の見直しに向けた検討を開始されたとのことですので、大阪府下では子宮頸がんワクチンを集団予防接種として取り組んでいる市町村はまだありませんが、将来を見据えた少子化対策としても、非常に有効な施策であると確信をするところでございます。ある意味、摂津市で学ぶ女子児童の未来が託されていると言っても過言ではございません。この子宮頸がんワクチン、集団予防接種実施に踏み切っていただければ、大阪府下初となる取り組みでございますが、子宮頸がんワクチン集団予防接種に対する市長のご見解をぜひともお聞かせいただきたいと思っておりますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

4の(2)子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大するための取り組みについては、早期発見によって上皮内がんの前がん病変の場合、円錐切除手術で子宮を温存でき、出産も可能となります。ハイリスク細胞に感度の高い細胞診とヒトパピローマウイルスHPV検査の併用で、前がん病変の発見率を100%にできると言われております。本市の検診の現状、中身についてお聞かせをください。また、細胞診とHPV検査の併用を実施した場合、見落としが1,000分の1に抑えられるとの評価もなされておりますけれども、細胞診とHPV検査併用の実施についての本市の見解も併せてお聞かせをいただきたいと思っております。

2回目は以上です。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 では、現在、市において実施しております子宮頸がん検診の実施内容について、ご答弁申し上げます。

厚生労働省が定めるがん検診実施のための指針に基づき、検診項目は問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診で実施しております。これに対する費用でございますが、平成22年度の予算ベースで受診者一人当たり約5,000円でございます。細胞診とヒトパピローマウイルス検査との同時併用による子宮頸がん検診につきましては、国のがん検診に関する検討会におきまして、このウイルスに感染している症例を選別することで、前がん病変である子宮頸部上皮内腫瘍を早期発見し、浸潤がんを予防するという概念によりさまざまな検討が行われているところでございます。

これまでの一連の報告では、細胞診のみよりウイルス感染検査を同時実施することで病変を検出する感度は23%から43%高くなるとの指摘もございますが、同時に、

自然に消退する可能性がある病変についての過剰診断の可能性も報告されております。このように、多くの偽陽性者が生じる可能性も指摘されていることより、現在のところ、国の検討の動向を見守っているという状況でございます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 公費負担年齢の拡大についてのご質問でございますが、まず、乳幼児等医療費助成制度の近隣市の状況でございますが、お隣の茨木市で入・通院ともに昨年11月より小学校2年生まで対象年齢の拡大が行われております。また、池田市においては、本年7月より通院を就学前まで引き上げておりますが、従来より第3子は入・通院ともに小学校3年生まで、第4子以上は小学校卒業までとなっております。

その他の市につきましては、本市も含めまして、通院につきましては就学前までとなっております。乳幼児は特に病気のしやすい時期であり、経済的負担の軽減と子育て支援の視点から医療費の助成を行っておりますが、小学生への拡大は1年で約2,500万円の増額となり、財政的に困難と考えられますが、今後とも国・府への要望をするとともに、実施している市の状況把握など研究を重ねてまいります。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 大型チェーン店への加入対策とセッピー商品券における加入誘導策について、ご答弁を申し上げます。

大型チェーン店などは、独自行動により地域の商業団体に加入しない傾向にはありますが、条例の施行に伴いまして、新規出店の建設に伴う開発審査会並びに中規模小売店舗届などの機会を通じまして、加入勧奨に努めてまいりたいと考えております。

今後の活性化に向けた取り組みにつきましては、来街者の拡大を図る企画などをモデル的に実施できないかなど、商業者、商店会、商工会の意見を聞きながら取り組みに向けて連携を密にしていまいりたいと考えております。

2回目のセッピー商品券におきましては、小規模店への換金率を100%とし、零細事業者の支援を図るとともに、商店会への加入を促すため、商店会の加入店で利用できる金券の発行を継続し、支援してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 味舌体育館廃止後の跡地に建設を予定しております摂津小学校の給食調理場につきましては、現施設が昭和50年4月の設置以降、既に35年が経過し、老朽化とともに給食調理の衛生管理の強化等を進める中で、面積が160平米程度と非常に狭隘な状況となっており、改築が必要となったものでございます。

給食場の建て替えに当たりましては、既存部分での増改築も検討いたしましたが、校舎内における施設配置の現況及び改正された建築基準法により、増築部分の面積が50平米まで制約されることなど、現在の場所においてドライ化施設とするには十分な対応が難しく、今回、新規の建設を決定したところでございます。スケジュール的には今年度中に実施設計を行い、平成23年度に味舌体育館を解体した後、工事に入り、その年の年内には完成し、移転をし、3学期以降の供用開始を現在のところ計画いたしております。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 本保議員の質問にお答えをいたします。

このワクチンで将来の子宮頸がんが予防

できることは、将来に向けた女性の健康を守ることに伴い、少子化対策や人口の増加対策としても大切な取り組みであると評価をいたしております。私も子宮頸がんワクチンにおきまして、一刻も早く定期接種の対象に加わればなとは思っております。そういう意味で、今、本保議員の質問の趣旨は理解をしております。

ただ、先日も男性の前立腺のがんの検査等々のときにもお答えをしたと思っておりますけれども、他にもいろんな同趣旨の内容の話もございます。国のほうで任意接種の現時点では、ご指摘のような予防接種については慎重を期さざるを得ないということで、ただ、そうかといって黙って見ているわけにはいきませんので、今までもそうですけれども、市長会を通じまして一刻も早く国において定期接種の中に加えておいてもらうように、また、公費助成の対象になるように強く働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○上村高義議長 本保議員。

○本保加津枝議員 ありがとうございます。それでは、3回目を行います。3回目はすべて要望とさせていただきます。

1の小児ぜんそくの治療にかかる医療費の公費負担対象年齢の拡大につきましては、一般的に体力が十分でないと考えられる小学校低学年までのアレルギー疾患や、アレルギー疾患を要因とする中軽度の小児ぜんそくを含め、ぜんそく症状の通院治療費を乳幼児医療でしかカバーできない現状であるならば、子どもたちが経済的な事情に左右されることなく安心して治療を受けることができるよう、乳幼児医療対象年齢幅の拡大をお願い申し上げますとともに、併せて、今後、本市におきましては、エピペンの学校現場への設置をいち早く取り入れ、

実現をしていただいた経緯もございますので、この本市独自のアレルギー疾患対策による疾病への取り組みを積極的に進めていただきますようお願いを申し上げ、要望といたします。

2の商業活性化条例制定の意義を踏まえ、以前より検討をされているさまざまな観点からお答えをいただきました。ご答弁の中では、一生懸命に頑張っており取り組みを実施されているということはしっかりと伝わってまいりましたけれども、以前より検討されておりました、進展の跡が見えにくいシャッター店舗の積極的活用などの取り組みなど、また、この7月4日にスタートと、直近ではございますけれども、南千里丘まちびらき、エコイクフェスタ、これについて補助金を活用して、またしっかりと商店連合会の参加を検討するなどの後押しを行っていただいて、商店街の現状、セッピー商品券を本市が施行していただいたことで、やる気まんまんの状態で何とか活性化をしたいと、一生懸命に取り組みたいという思いが伝わってくるような現場に大きく変化をしてきておりますので、こういった中で新しい若い力の導入をしっかりと図っていただき、まず商店街が活気を現実に取り戻していくことができるように、それを持続することができるように、行政が先頭を切って現場第一主義に徹して頑張りたいと、このように思います。また、セッピー商品券の発行などをツールに、行政から商工会にしっかりと連携をとっていただき、200平米以上の店舗への取り組みだけではなくて、200平米以下の店舗に対しましても、加入勧奨の訪問で、事業所に対し、摂津市で出店すれば、行政、商工会などの連携で支援が力強く行われ、安心して運営ができると評判になるほど豊富な

活性化に対するアイデア、知識、施策の紹介ができるような実力のある実り多く中身の濃い条例となっていくように今後ますますの振興施策の充実に期待をし、要望といたします。

3、安威川以北地域の体育館減少への対策についてでございますけれども、体育館を廃止し、給食調理場を建築されることについては、建築法の絡みもあり、また、35年と老朽化をしている、狭いという点にあって、やむを得なかったのご答弁だと思っておりますけれども、このように理解はいたしますけれども、体育館利用者、地元地域への説明会の実施計画、あと地域行事の際の体育館のトイレの使用やわいわいカーニバルの雨天時開催施設などについて、代替施設の紹介をはじめとする情報提供を今後しっかりと丁寧に行っていただけるようお願いをいたします。

第4次総合計画基本計画案には、次のような政策が記されております。政策として、文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにしますと、このようにあります。施策の基本方針は、日常生活の中で生涯にわたり健康づくりや仲間づくりが進められるよう、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会、場の確保に努め、スポーツ・レクリエーションの振興を図っていきますということで、現状と課題もあげられておりまして、本市では気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるような機会や場を提供してきましたと。しかし、スポーツに親しむ時間がとれず運動不足となっているのが現状であり、子どもの体力不足も課題となっておりますと、このように書かれておりまして、味舌スポーツセンターを摂津市総合型地域スポーツクラブの施設として整備・改善するための事務局が立ち上げられ

ています。市内に総合市立体育館が一つもないというのは、まちづくりの観点から見てもいかがなものかと思えますけれども、第4次総合計画基本計画案の中にもありますように、文化・芸術・スポーツ等の交流人口を入りに、人口増加を図ることも本市にとって地域発展への一つの方策ではないでしょうか。1回目のご答弁にもありましたように、魅力的なまちづくりのためにも、教育委員会のみならず、本市におかれても、スポーツの振興のための環境整備に本腰を入れていただき、摂津市立総合体育館の建設にお取り組みいただけますようお願いを申し上げます。要望いたします。

4の(2)子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大するための取り組みについては、公明党が強力に推進をし、実現した女性特有のがん検診推進事業がスタートとなり、各自治体で実施をされましたが、本市におかれては、新政権のもと国の予算が大幅に減額されたにもかかわらず事業を継続していただき、さらなる受診率の向上に力を入れていただき、20年度に比して21年度は1年間で55%もの受診者増という大きな成果をおさめられました。さらに、成果を上げていただくための非常に大切な取り組みを続けていただいておりますので、この点においては高く評価をさせていただくところであります。

今後の課題といたしまして、ご答弁にもありましたように、さらなる受診率の向上はもとより、併せて検診内容の充実を図っていくことが重要であると思えます。将来的には医療費の削減にも資するものであると考えられることから、女性の健康と命を守るため、より発見率が高くなる細胞診プラスHPV検査の導入と受診機会の均てん化に取り組み、予防できる唯一のがんと

も言われている子宮頸がんの撲滅を目指し、検診を予防検診の拡大にまで進めていただけますよう要望いたします。

最後に、4の(1)特定年齢へのワクチン一斉接種実施に対する本市の取り組みについてでございますが、市長にはご答弁をいただき、ありがとうございました。任意接種か予防接種であるかでは確かに大きな違いはあると思えます。財政的に非常に厳しい状況下であることも十分承知をいたしております。しかし、先ほども申し上げましたように、現在、予防できる唯一のがんとして認識されている子宮頸がんのワクチン接種は、1年早めれば、当然のことですが、その分リスクが低くなります。何とぞ対象となる小学生女子児童に対し、コンパクトでぬくもりのある摂津市の構築を目指しておられる森山市長のご英断で、子宮頸がんのワクチン接種を任意接種から大阪府下初となる集団予防接種に切り替えていただけますよう、医師会ともしっかり連携をとっていただき、適切な予算措置を講じられ、積極的な取り組みを進めていただきますよう心からお願いを申し上げ、要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○上村高義議長 本保議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

吹田支援学校鳥飼校校舎増築における学校開放への影響についてですが、鳥飼高校の跡地、吹田支援学校鳥飼校のグラウンドを学校開放として使用させていただいておりますが、現在、グラウンド開放の状況はどのようになっているのか、また、吹田支援学校鳥飼校のグラウンドに校舎増築計画

があると聞いておりますが、大阪府から具体的な増築計画を聞いているのか、ご答弁をお願いします。

続きまして、橋下徹知事が推進する市町村への義務教育の教員人事権移譲についてですが、橋下知事は、小・中学校の教育は責任の所在がはっきりしない、責任と権限を市町村に集中すべきだ、民意を受けた首長が学校現場にコントロールを及ぼすことができる、市町村への義務教育の教員人事権移譲を進めておられます。平成23年度から豊能地区で移譲を受け入れるとマスコミ報道がありましたが、現在の動きなど、内容を把握しておるのかお聞きします。

続きまして、就学前教育についてですが、平成21年第4回定例会での私の質問での教育委員会のご答弁で、小学校との円滑な接続を目指し、本市の就学前の子どもがどこにいても質の高い教育や保育が受けられるよう、幼稚園、保育所を含めて就学前教育の向上を図ると述べておられましたが、その後の進捗状況をお聞きします。

以上で1回目です。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号1、吹田支援学校鳥飼校校舎増築における本市の学校開放への影響について、ご答弁申し上げます。

現在、吹田支援学校鳥飼校のグラウンドは、大阪府立特別支援学校の学校開放に係る教育財産の管理に関する規程及び府立吹田支援学校鳥飼校における体育施設(運動場)開放実施要綱に基づき、大阪府から土・日曜日、祝日のうち支援学校教育に支障のない日の午前9時から午後4時までの間、市内スポーツ関係団体に開放するほか、市長杯、総合スポーツ大会の会場として使用しております。吹田支援学校鳥飼校は、

現在、高等部のみでございますが、平成25年には小学部、中学部も開校し、支援学校として本開校の予定と大阪府からお聞きしております。

平成22年度から校舎の改築・増築工事の基本実施設計を行い、平成23年度以降にグラウンドの一部に校舎の増築工事をされ、平成25年には本開校するとのことでございます。具体的な建設場所についてはお聞きしておりませんが、工事期間中のグラウンド開放は難しいと聞いております。

○上村高義議長 教育総務部理事。

(市橋教育総務部理事 登壇)

○市橋教育総務部理事 質問番号2、市町村への義務教育教員人事権移譲について、ご答弁申し上げます。

大阪府の橋下知事は、地域主権の推進と住民から選挙で付託を受けた市町村長が権限と責任を持って義務教育をマネジメントすべきであるとの考えから、府費負担教職員の人事権の市町村への移譲の考えを表明してこられました。現行法が規定する大阪府教育委員会の持つ人事権とは、教職員の任命権、学校の種類ごとの教職員定数の決定権、学級編成基準の決定権の3種類でございます。文部科学省は、そのうち教職員の任命権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、市町村に移譲は可能であるとの見解を示し、そのほかの権限についても、市町村教育委員会の希望を最大限尊重することで、事務処理特例制度の活用による権限移譲と同様の運用を行うことが可能との考えを示しています。

こうした動きの中、豊能地区3市2町では、教職員の人事権の権限移譲を受けることに意欲を示しているところでございます。

これまでの報道によりますと、市町村への教職員人事権の移譲について、豊能地区の3市2町の首長が会合を開き、公立小・中学校の教員の採用や異動の権限を広域連携で受け入れることで合意し、早ければ平成23年度夏の教職員採用試験の実施を目指すということでございます。

そのため、去る6月24日にプロジェクトチームを設置し、移譲に向けた課題整理等を進め、権限や事務を受け入れる枠組みなどをまとめた基本方針を9月に策定するというスケジュールが提示されました。教育委員会では、これ以上の報道の情報を現在持ち合わせておりませんが、今後、都市教育長協議会や教職員人事主管課長会等で人事権移譲についての情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3、就学前教育について、ご答弁申し上げます。

平成19年に改正されました学校教育法では、幼稚園の目的が義務教育の基礎を培うものと定められました。これは、幼稚園教育のみならず、就学前教育の重要性を強調したものであり、すべての就学前の子どもたちの質の高い教育、保育の保障は重要な課題であります。昨年度は、べふこども園の開設に向け、幼稚園、保育所の職員と教育委員会事務局、こども育成課の職員によって構成される開設準備委員会において、就学前教育の充実を目指したこども園開設のための論議を行ってまいりました。今年度は、組織を就学前教育推進検討委員会と改称し、べふこども園の開設準備だけではなく、就学前のこどもに対する教育・保育の一層の充実と子育て支援体制の強化を図るための取り組みを進めております。取り組み推進のためのアドバイザーを、和歌山大学の米澤好史教授に依頼し、幼稚園、保

育所職員等の合同研修を開催し、また、就学前教育充実のためのアンケートを実施するなど、就学前教育実施のための手引きの作成の準備を行っております。今後、アンケートの結果分析や小学校教員を含めた研修を行い、義務教育との連続性やさまざまなニーズを意識した手引きの作成を目指してまいります。

これまで就学前教育と義務教育の段差解消のため、小学1年生等学級補助員の配置を行い、また、今月よりせつつ幼稚園において、子育て支援の充実のため預かり保育を試行実施するなど、さまざまな取り組みを行ってまいりました。今後は、本市の就学前教育及び義務教育にかかわる教職員が協働で連続性と一貫性のある教育を構築し、15歳での段階の生きる力の保障に努めてまいり所存でございます。

○上村高義議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

吹田支援学校鳥飼校校舎増築における学校開放への影響についてですけれども、世界の目が注がれるサッカーワールドカップ南アフリカ大会で、日本はベスト8をかけて、きょう、パラグアイと対決することになり、日本中が沸き返っております。中でも摂津市出身の本田圭佑選手の活躍は、世界中がキーマンとして注目をしております。また、日本チームの茶髪の本田として各国チームから恐れられております。今後、本田圭佑選手に続く人材を育てるためにも、環境を整える意味で、吹田支援学校鳥飼校の学校開放、とりわけ校庭はサッカーのできるグラウンドとして確保することを選択肢として残すことを考慮すべきであると考えますが、このことについて教育委員会の見解をお答えください。

また、これほど摂津市を世界にアピールしていただいた本田選手に、摂津市は何らかの形で報いるべきではないでしょうか。市の考えをお答えください。これは市長のほうにお聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、橋下徹知事が推進する市町村への義務教育の教員人事権移譲についてですが、教員人事権が移譲された場合、どのようなメリット、デメリットが考えられるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、就学前教育についてですが、就学前の大多数の児童は、公立保育所、公立幼稚園、民間保育園、民間幼稚園に通っております。公立保育所、幼稚園はもちろん市の管轄であり、民間保育所もこども育成課の管轄であります。運営の助言や保育園からの相談も受け、緊密な関係であります。民間幼稚園は府が管轄になります。しかし、府下には膨大な数の民間幼稚園があるために、府が民間幼稚園の日常の運営を監視できていないというのが現状であります。指導要領に沿ってではありますが、各民間幼稚園は、日常、行政からの助言や指導が少ない中で独自の教育方針で運営を進められております。摂津市は、今まで民間幼稚園との連携・協力等が実態としてはあまりありませんでした。これからの摂津市は民間幼稚園と密な関係を図り、連携を進めていくべきであると考えます。就学前からのしつけを含めた生活習慣づくりが大変重要であります。今後の民間幼稚園との連携・協力等を教育委員会としてどのように進めていくのか、お聞きをしたいというふうに思います。

2回目は以上です。

○上村高義議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 吹田支援学校鳥飼校の学校開放、とりわけサッカーのできるグラウンドを確保することについて、教育委員会の考えということですが、現在、吹田支援学校鳥飼校のグラウンド開放では、市内のスポーツ団体がサッカーや野球、ソフトボールなどの練習や試合会場として使用されておりますが、グラウンドの一部に校舎の増築工事が行われた場合、工事完了後も建設場所によっては一部競技の使用に支障が出ることも予測されます。教育委員会といたしましては、旧鳥飼高校が地元要望校として地元の協力により開校された経緯や、本市のスポーツ振興を一層図り、若い人材を育てるためにも、ご指摘のサッカーのできるグラウンドを確保できるよう、建設場所の選定について配慮いただくよう大阪府に要望してまいりたいと存じます。

○上村高義議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 教職員人事権が移譲された場合のメリットとデメリットについて、ご答弁申し上げます。

現在の府費負担教職員の人事権が府から市町村等の地域に移譲された場合、まず、メリットとして考えられることは、学校、家庭、地域が連携した教育を推進するため、地域に密着した人材を教職員として確保できることがあげられます。また、市町村が掲げる教育目標に沿った人材を採用することも可能となり、地域の特色ある教育をより一層推進することも可能となります。

一方、デメリットとしましては、地域ごとの採用に対し、十分に人が集まるかが不透明であることがあげられます。また、教員の広域異動が困難になることや、拡大する事務処理対応のため職員を増員しなければならないことなども考えられます。現在のところ、教職員の人事権移譲に関し

ましては、まだまだ不透明な点が多く、今後さらに調査・研究が必要であると考えております。

続きまして、就学前教育の私学との連携・協力等についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、就学前や小学校低学年までの時期がさまざまな習慣づくりや心の教育の定着のために大変重要であります。4月に開催いたしました子どもの生活習慣を考える集いの食習慣づくり分科会におきまして、京都府立大学大学院大谷貴美子教授が、心の問題、自尊感情、愛着形成等は8歳までが勝負であると述べられておられました。また、運動習慣づくり分科会でも、神戸親和女子大学三木四郎教授が、8歳までの運動習慣づくりの重要性を強調しておられました。教育委員会では、今回開催いたしました集い、そして、昨年11月に開催いたしました保護者、地域とともに食を考える集いの案内を、公立幼稚園だけではなく保育所や私立の幼稚園にも配布させていただき、少しでも多くの就学前の子どものおられる保護者に参加していただけるよう努めてきたところでございます。

今後は、広報やホームページなどを積極的に活用し、公立・私立を問わず、すべての保護者の情報発信に努めてまいります。また、1回目の答弁におきまして、作成準備中であると申し上げた就学前教育充実のための手引きは、公立幼稚園、保育所だけではなく、私立幼稚園や家庭でも活用いただける内容を目指しております。そのため、アンケート調査につきましては、私立幼稚園にもご協力をいただいているところでございます。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

ご承知と申しますけれども、毎年、学力テストとか体力テストの結果が各市町村別に公表されておると思うんですけれども、先ごろ、大阪府下の体力測定の各市町村別の数字が出ていたと申しますけれども、中学校の部門では、中学2年生の体力測定の結果、これが一つの目安となっておったようなんですけれども、それによりますと、摂津市の子ども、中学生、大阪府下でナンバーワンだったと申しますね。全国の平均をも上回るということで、非常に安堵したといえますか頑張ってくれていると。

いつも言いますように、教育というやつは、知育・徳育・体育というんですか、三つのバランス、これが非常に大切なわけがありますが、そういうことからいうと、摂津の子どもたちは元気でばりばりやっているということが証明されたんですが、時あたかもそのときに摂津市出身の本田圭佑さんが、まさに元気なといえますか、さわやかな摂津を発信してくれて本当によかったなと思っております。今、非常に経済等々が悪いとき、日本列島に元気を送ってくれた、そして日本人も感動してくれたと思うんですけれども、そういう意味では、本田圭佑さんは我が郷土の誇りと言ってもいいと思います。そういう意味でも、まだきょうも試合がありますけれども、我々はやっぱり今回の彼の頑張りに応えないかと私は思っております。そういう意味で、例えば市民スポーツ栄誉賞等々を何らかの形で顕彰したいということで、今、担当所管にその旨を研究するように伝えたとところでございます。こういう問題は匂を逃すといけませんので、ご指摘と申しますかご質問の意に沿うべく、今後、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○上村高義議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、橋下徹知事が推進する市町村への義務教育の教員人事権移譲についてですが、6月4日、高槻市は、義務教育の教員人事権移譲について、吹田市、摂津市、茨木市、島本町との4市1町で研究していくことで一致したと発表をされました。5月27日、各首長が集まって意見交換をし、方向性を確認したという内容でありましたが、市長にお聞きをしますけれども、この5月27日の会議では、おのおのの首長からどのような声が出たのか、森山市長はこの会議でどのようなことを発せられたのか、調査・研究をした中で人事権移譲に至らないこともあるのか、各自治体で温度差はあるのか、この点についてお伺いをしたいというふうに思います。

続きまして、就学前教育についてですが、本田圭佑選手も、就学前、5歳のとき、鳥飼さつき園の保育園でサッカーを学び、サッカーの習慣が身につけて現在に至っております。私は、人間基礎教育、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の五つの心も就学前から身につけさせなければならないというふうに思います。それにはまず保育所、幼稚園の保育士や教職員に人間基礎教育を理解していただき、そして、子どもたちに保育士や教職員からしっかりと身につけさせていくと。以前も人間基礎教育の質問をしたときに、市長は、内心に関することだから押しつけることはできないというふうにおっしゃっておられましたけれども、森山市長にお聞きをしたいんですけれども、就学前、公立の保育所、幼稚園、民間の保育園、幼稚園の児童に対して、社会のルールを守れる人づくりの習慣づくりを進めて

いこうと考えているとは思いますが、進めていこうと考えるならば、具体的にどのように進めていこうというふうに考えておられるのかお聞きをします。

続いて、吹田支援学校鳥飼校校舎増築における学校開放への影響についてですが、鳥飼高校は、摂津市をはじめ地元の要望を受けて設置された要望校であり、鳥飼の地権者の多大なご協力をいただいた経緯があります。摂津市は、市内スポーツ関係団体が活動するグラウンドが減少してきました。民間企業のグラウンドがなくなり、現在は市内のグラウンドを多くの団体が場所の確保をするためにご苦勞をされておられます。何度も言いますが、摂津市から次の本田圭佑選手に続く人材を育てるためにも、吹田支援学校鳥飼校のグラウンドが必要不可欠であります。先ほど、市長は体力調査の話をされましたけれども、大阪の児童・生徒の体力が全国と比較して低いのは、身近に運動する場所がないのが原因であると私は思いますが、摂津市も大阪府も今以上にスポーツ・運動のできる環境をつくっていかねばならないというふうに思いますが、この点、府には強く要望していただきますようによろしくお願いいたします。

先ほど、本田圭佑選手の市民スポーツ栄誉賞という言葉がありましたけれども、きょう、パラグアイとの試合、これは日本の勝利と本田選手の活躍を期待したいというふうに思いますし、ぜひとも賞を出していただきますように、これも要望とさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 3度目の質問にお答えをいたします。

教育の人事権の話ですが、最近、地方分権とか地方主権という言葉がよく出

てまいります、大阪府なんですけど、特に地方分権という名のもとに、何でもかんでも一緒くたになってしまって、各自治体に丸投げとは言わないんですけども、何かそんな傾向がなきにしもあらずと私は思っています。いろいろと世の中は変わってまいりますので、その都度見直さないかんけれども、でも、国しかできないこと、大阪府がやらなくてはならないことというのはやっぱりあると思うんですね。私は、この教育の人事の話ですけども、今まで都道府県が果たしてきた役割といいますか、これはやっぱり大きいものがあるし、これからもやっぱりこういうものはしっかりやってもらわないかんと思うんですね。

その上で、今、教育人事権の話が急にぱっと浮上してまいりました。豊能のほうで一つのそういう話が今、先行いたしております。それを受けて、北摂7市の4市1町によりまして、このことについて先日いろいろと話し合いを持ちましたけれども、総じて慎重論といいますか、この教育の人事の話については、庁舎をどこかへ持っていくような話と一緒にたにはいかんと。もちろんメリット、デメリット等々ですけども、それぞれ移譲する限りは受けるほうがあるわけでありますから、受ける体制、これにもかなり温度差がありますから、そんな簡単にそのときはやりみたいなものではやってはいけなと。十分慎重にこれから中身を吟味して取り組んでいこうという、そういう内容は全部同じです。温度差はなかったと思います。規模の大きい小さいはまちによっていろいろありますが、現実に移譲しようと言っている大阪府の教育委員会の中でも異論が続出しているわけでありますから、そんなに簡単な問題ではないと私は思っています。そういう意味では、教

育委員会に慎重にきちっと情報交換を密にして、怠りのないよう取り組みを指示いたしております。

それから、就学前でしたかね。森西議員、ご承知かと思いますが、私が人間基礎教育を市長就任後、この問題を取り上げまして、オール摂津でみんなで取り組んでいこうと言ったとき、一番最初にこの話に共鳴していただいて行動していただいたのが摂津市の保育園の連絡協議会です。こちらから頼んだのではないんですけども、森西議員はどこかの保育園で見られたかどうかわかりませんが、門のところ、摂津市の看板ではないです。摂津市を書いておりますあの五つの云々じゃなくて、もっともあの五つの言葉をわかりやすくかみ砕いた看板を独自につくられて、そして、それぞれの保育園に掲げて、みんなで今後さらに取り組んでいこうという形で行動を起こしていただいたのが摂津市の保育園連絡協議会だと思いますけれども、幼稚園のほうは別だったと思いますけれども、いずれにいたしましても、小学校へ行ってから、言うてももう遅いことはたくさんあります。やっぱり子どもたち、すべて体で覚えるのは三つやと言われておりますけれども、そういう意味で、就学前にしっかりと教えるというか、教えるということは、前にも言いましたけど、特にちいちゃい子どもは大人が手本にならないとだめです。そういう意味では、今ご指摘がありましたように、さらにしっかりと、民間はもちろんですけども、公立も先生方が身をもって親と同じような気持ちで行動することが即その人間基礎教育につながりますので、さらに徹底するよう、教育委員会、また福祉のほうに指示をしたいと思っております。

以上です。

○上村高義議長 森西議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 順位に従いまして一般質問を行います。

第1に、摂津市駅開業に伴う周辺地域の影響についてです。

(1)として、踏切の安全対策と遮断時間の変化についてお聞きします。これまでも一般質問で取り上げてきましたが、摂津小学校や第一中学校の子どもたちが通学路として通っている坪井の踏切について、また、駅の最寄りになる産業道路踏切についても、これまでに実施してきた安全対策と今後の課題について伺います。併せて、踏切の遮断機のおりている時間について、当初見込みと現状をどのように見ているかお聞かせください。

(2)として、交通量や人の流れの変化についてお聞きします。3月に駅が開業し、いよいよ7月から駅前のコミュニティプラザ複合施設がオープンします。駅前のマンションは、来年春の入居予定ということでもありますから、今後も推移していくわけですが、現時点での摂津市駅の乗降客数がどうなっているか、正雀駅やJR千里丘駅についても、この間の乗降客数の変化について教えてください。また、人の寄りつきや周辺道路の通行についても変化が出てきています。先ほどの踏切道の交通量に

ついてもどのように把握されているのか、改めて課題になってくる坪井の踏切周辺の安全対策について、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

第2に、市民の生活の足となるような、バス路線の改善のために。

(1)として、関係機関の懇談会の設置と持ち方についてです。きのうの大澤議員の質問でやりとりがありました。現在はどのような懇談会にしていくのか、庁内でのすり合わせをしている状況ということでした。第1回定例会の代表質問でも、中のやりとりでは、この公共交通のあり方についての懇談会、開催の時期は6月ごろというふうに言われておりましたが、立ち上げがおくれているのはどうしてか、そのあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

(2)として、千里丘地域のバス路線についてです。千里丘ガードの開通後、休止になっている千里丘6、7丁目市場池方面の路線再開を申し入れていくことになっていたはずですが、バス事業者に対する働きかけがどのようになっているかお聞かせください。

第3に、子どもの健やかな成長を支える施策の充実について。

この間、次世代育成支援後期行動計画、せつつこやか子育てプランが策定されましたが、その中から、第3節、子どもの健やかな成長を支える環境づくり、また第4節、子どもがたくましく育つ環境づくり、この中で3点質問します。

(1) 児童センター事業の充実があげられていますが、児童センター、児童館の意義について市としての認識を伺います。また、計画の表では、26年度の利用人数、この目標値が3万人となっていますが、その中身を聞かせてください。

(2) 子どもの虐待のないまちづくりが記されています。今年に入って1月から5月の間だけ見ても、大阪で4人の幼い命が虐待によって失われています。全国的に見ても通報の件数は増え続けています。いつ摂津市で深刻な事態が生じないとも言えません。本市における現状と取り組みについてお聞かせください。

(3) 子どもの意見表明と反映について記されています。子どもの声を聞く取り組み、子ども参画型のまちづくりの推進として、今回、総合計画策定に向けての中学2年生対象のアンケートがあげられていますが、その中身はどのように生かされるのかお聞かせください。

以上、1回目の質問です。

○上村高義議長 答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号1、摂津市駅開業に伴う周辺地域への影響について、踏切道の安全対策と遮断時間の変化についてであります。当初計画において、摂津市駅の開業に伴う踏切の遮断時間の増加や駅への寄りつきによる交通量の増加で、混雑が予想された産業道路踏切や坪井踏切で安全対策を実施してまいりました。産業道路踏切におきましては、車道部の幅員を縮小し、京都側の歩道部を約2メートルに拡幅し、併せて千里丘三島線の踏切付近の歩道部も拡幅いたしました。また、産業道路踏切道の梅田側で幅員3メートルの歩道用の踏切を新たに設置いたしております。坪井踏切道につきましては、京都側で歩道部を約2メートルに拡幅し、通学時間帯には交通専従員を配置し、児童の安全確保、事故防止を図ってまいりました。踏切の梅田側では隅を後退させ、庄屋側から車がスムー

ズに通行できるよう改善もいたしました。また、阪急電鉄が坪井踏切東側でバイク置き場を運営されておりますが、道路に面した土地の一部を歩道として開放されております。

今後、坪井踏切の西側で阪急の軌道敷を使用し、歩道を拡幅し、人のたまり場を広げ、また、歩道部の勾配を緩くするなど、歩行者や自転車が通行しやすくなるよう改良いたします。

次に、踏切における遮断時間についてであります。当初、阪急電鉄による試算では、摂津市駅開業によるピーク時の1時間に三、四分の遮断時間が増加すると予測されておりましたが、開業後の遮断時間は、調査の結果、若干延びておりますが、あまり変わらない結果となっております。

次に、交通量や人の流れの変化についてであります。最近の摂津市駅の乗降客数は約6,000人と伺っております。また、阪急正雀駅では約1万8,000人で、摂津市駅開業前に比べると約1,700人が減少していると阪急から聞いており、また、JR千里丘駅でも3万8,000人から700人が減少しており、その一部が摂津市駅へ流れていると思われま

す。次に、坪井踏切道付近の交通量や人の流れについてであります。自動車の通行量については、千里丘東方面への北行き、郵便局方面への南行きとも若干増加している結果となっております。また、踏切道の直前を駅へ寄りつく方向や反対に離れる方向に横断する歩行者や自転車の通行が新たに発生しています。この横断者の安全対策として、横断歩道の設置の要望が寄せられておりますが、踏切道に接近する横断歩道では、歩行者の横断中は車が停車しなければならず、踏切への影響が重大な事故につな

がりかねないことから、設置することは非常に困難と考えております。このような状況は、産業道路踏切道においても同じような状況であります。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号2番、市民の生活の足となるようなバス路線への改善のためにについて、ご答弁申し上げます。

昨日もご答弁いたしましたとおり、懇談会は、市民、バス事業者、行政等、バス運行にかかわりや見識をお持ちの方々に構成していきたいと考えております。現在、かかわりがあると考えております内部関係部局と懇談会を設置するために、現状を踏まえながら課題等を整理する準備会を行っている状況でございます。なぜ懇談会の立ち上げがおくれているのかとのお問いでございますが、市民代表を選考していただくため、自治連合会へ3月末に声をかけさせていただきました。しかし、新年度を迎え、役員の改選が4月末にあるということで、それ以降での対応としたいとご意向を伺ったところでございます。また、内部の準備会におきましても意見が出され、現在に至っているものであります。おくれていることにつきましては、まことに申しわけない内容でございますが、一日も早く懇談会の立ち上げに努めてまいり所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、千里丘地域の路線バスについてでございますが、以前にもご指摘いただいております千里丘地域の6丁目、7丁目につきましては、現在は休止路線となっております。休止路線となった経緯としましては、千里丘ガードの慢性的な渋滞と利用者の減少が重なり、平成9年8月22日に休止路

線とされたものでございます。昨年9月に千里丘ガードの開通により渋滞が解消され、交通事情も大きく変わってまいりましたので、バス事業者に対し路線バスの運行を要望してまいりたいと考えておりますが、利用が見込めるのか、採算がとれるのかなど問題もありますことから、懇談会での検討課題としたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 3の(1)子どもの居場所づくりについて、せつつすこやか子育てプランにかかわって、ご答弁を申し上げます。

児童センターにつきましては、現在、安威川以北に1か所設置をいたしてございまして、乳幼児の親子から小学生までを対象として、年間約2万5,000人の方にご利用をいただいております。児童センターや児童館の役割としては、乳幼児の親子が遊んだり交流できる子育て支援の場として、また、子どもが安全に過ごすことのできる居場所として、さらに子どもの自主的な活動の拠点としての役割があげられます。さまざまな年齢や世代の人たちがかかわり、多様な交流が図られるのも、今の子育てや子どもにとって意義あるものと認識をいたしております。

平成26年度の利用人数の目標値は5,000人増としておりますが、公共施設を活用した児童館機能の整備として、1日20人程度の利用を想定した目標値としております。児童センターや児童館の設置につきましては、単独の施設整備は困難ですが、子どもの居場所や活動の場が各地域で求められており、公共施設などを活用した場と機会の設定について、関係各課で検討を進

めてまいります。

続きまして、3の(2)子どもの虐待のないまちづくりについて、ご答弁を申し上げます。

まず、本市の児童虐待の現状についてでございますが、通告及び対応件数の推移につきましては、平成14年度から年々増加し、平成19年度は106件、20年度は114件、21年度は131件となっております。平成21年度の新規の通告件数は65件で、うち近隣からの通告が17件、家族、親戚が11件となっております。

次に、通告を受けての対応でございますが、本市では通告を受けてから原則48時間以内に子どもの安全確認を行うこととし、緊急を要するケースにつきましては、大阪府の吹田子ども家庭センターと連携して子どもの安全確保が図られるようにしております。要保護児童対策地域協議会において、事務局会議や実務者会議の定期的開催と関係機関による個別のケース会議を必要に応じて開催し、通告のあったすべてのケースについて報告を行い、各機関の情報の共有化を進め、支援方針の検討や見守りの役割分担などを協議し、各事案の進行管理体制と継続的な支援体制の確立に努めています。

また、個別的にきめ細かいケアが必要なケースにつきましては、子育てアドバイザーの派遣や健康推進課の保健師、家庭児童相談室の職員が定期的な訪問を行うとともに、家庭児童相談室での子どもへの継続的な心理療法、保護者へのカウンセリング等を行い、再発の防止に取り組んでおります。

また、早期発見や予防策として、こんにちは赤ちゃん事業、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時に健康推進課と家庭児童相談室で連絡を取り合い、さらに保育所、幼稚園、学校等とも連絡を密に

し、育児不安の高い家庭、虐待リスクの高い家庭を早期に把握し、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム、前向き子育てプログラム、マイトゥリー・ペアレンツ・プログラム等の親支援事業への参加や、さまざまな子育て支援の実施など、家族状況に合った支援を行っております。これらは虐待を未然に防止するという視点から実施しておりますが、虐待の早期発見や迅速な支援には確実につながっているものと考えております。

地域においては、主任児童委員、民生児童委員等による親子の見守りや気になる家庭の相談支援など、重要な役割を担っていただいております。

児童虐待防止の啓発活動については、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、オレンジリボンキャンペーンを実施し、行政機関はもとより民生児童委員や自治会などの地域の住民の皆様、NPO等の各種団体にもご参加をいただき、市民への広範囲な啓発を行い、早期の虐待通告や相談に関する啓発に努めております。

今後も、以上のような事業を有機的に連動させ、各機関と連携を図りながら、虐待の早期発見、虐待の防止に向け、さまざまな事業を展開する中で、子どもの虐待のないまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 総合計画に向けて実施をいたしました中学生アンケートについて、ご答弁を申し上げます。

この調査は、市立の5中学校に在学する2年生全員を対象に、地域とのかかわりや摂津市への評価、今後のまちづくりのあり方などについて把握することを目的に実施

をいたしたものでございます。主な内容として、地域活動への参加経験、市のイベントの認知状況、市の広報紙やホームページの閲覧状況、摂津市の好きなところ、不満に感じる点、市役所で取り組んでほしいことなどでございます。

総合計画審議会では、さまざまな市民のご意見を第4次総合計画にどう反映していくか、ご議論いただいてまいりましたが、中学生アンケートの結果は、基本計画の中で、地域の防災活動、生涯学習活動に対する若い世代の参加促進や子どもがさまざまな体験や学習ができる機会の充実などの取り組みとして示されており、また、家庭や地域で子どもとの対話やふれあいを増やすなどの市民が取り組む役割についても触れております。

ただ、中学生アンケートといたしましても、市役所で取り組んでほしいことなどの内容は非常に広範な分野にわたっており、今後、総合計画に基づいて施策を推進する中で、各担当部署が将来を担う子どもたちの声を積極的に生かす視点を持ってさまざまな事業を展開していくことが必要だと認識しております。

○上村高義議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目の質問をします。

踏切の安全対策についてですが、この間、部長をはじめ職員の方が、朝の時間帯に気にかけて見に来ておられるのを私も承知しております。また、私も5月に地域の皆さんに協力していただいて、坪井踏切の交通量調査を行いました。その際、大変気になったのは、答弁でも述べられましたが、線路沿いに踏切の手前で道路を横切る人の流れです。特に電車通学の高校生がどっと流れて、踏切の南側で縦横にクロスするような人の流れになっています。おっしゃるよ

うに横断歩道はつけられませんが、ほかの何らかの対応をとるべきではないでしょうか。この点について答弁をお願いいたします。

また、自動車の交通量も答弁されたように若干増えています。以前、同趣旨の質問を川口前議員がした際に、当時の部長は、千里丘ガードの拡幅後、竹ノ鼻ガードから坪井踏切への通り抜けが減るような予測を答えていらっしゃいますが、実際はそうになっていません。むしろ、産業道路踏切が込むので、それを避けて坪井踏切のほうに流れているように見受けられます。北行きに渡ってすぐ右折する、そんな車両が横断歩道を横切る形になりますから、今、立っておられる交通専従員さんも特に気を配っています。日常的に危ないなど、こういう場面に出くわす場所です。線路が高架になるまで解決しないということではなく、できることを一つ一つ手を打っていただきたいと考えています。このことは要望にしておきます。

続いて、駅利用者数の変化について。これは、予想していたように、正雀駅の利用で約1万8,000ということで、1割までいきませんが、およそそれに近い1,700人の利用者が減少です。長引く不況が大きく影響してのことですけれども、薫英高校から駅に抜ける道沿いなど、今、顕著にあらわれていますが、シャッター通りのようになっています。これについては、市長のほうに、ぜひこの状況をどのようにお感じなのか、率直にお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、バス路線の問題ですが、これはこの間の検討を、市内でもいろいろと懇談会の立ち上げについて考えておられると思うんですけれども、あらかじめどうい

にしていくのか着地点を決めてから検討を開始するようなことになってはいないか、このように思います。そうであるならば、本当に市民、利用者の声を酌んだ改善にはならないというふうに思いますし、また、利用者、市民のニーズに応えるものでなければ事業者の利益にもつながらないと私は思います。難しい課題です。難しい課題ではありますが、話し合いをぜひ早期にスタートさせることがまず必要ではないでしょうか。循環バスに出している1,000万円の補助金、また、公共施設巡回バスの委託金の支出、これを生きた使い方にする上で、予算の面でも最初から枠にはめて議論するというようなことがないようにと考えますけれども、見解を聞かせていただきたいと思います。

次に、千里丘地域のバスについて。これまで確認してきたことがまた先送りにされる、このように考えられますが、一体バス会社とは、この間、どのあたりまで話し合いがやられているのか、この点についてお聞かせください。

次に、子どもの居場所づくりについてです。きょう、午前中に子どもの育ちにかかわる議論がいろいろとありました。教育委員会のほうでもさまざま取り組まれているかと思えます。学校開放や放課後子ども教室、わくわく広場の取り組みや子育てネットが果たしている役割、これもとても大事だと認識しています。その上で、これまでの議論で難しいと言われている児童館、児童センターを今回取り上げているのは、本当にこれが今必要だと考えているからです。児童館は、児童福祉法40条による児童福祉施設です。健全な遊び場を通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設として位置付けられてい

ます。今、さまざま子どもを取り巻く環境、いじめの問題や、また協力・協働よりも競争、そういうような社会的な風潮、さまざま問題があるというふうに思っています。全国には今、4,700か所の児童館があり、そして、子どもの生活状況や社会的な背景、さまざまな問題も加わって、最近ではその役割もいろいろと見直されてきています。乳幼児の子育ての親世代、また小学校の子どもたちといった対象年齢に今はまらない、そういった形で幅広い事業を展開している、そういう児童館も出てきています。

また、今後、新たに取り組みが必要なテーマとして、これは児童の健全育成財団のほうから出されている資料でもありますけれども、中高生の放課後の居場所機能であったり障害児への対応、また不登校児への対応、子どもの地域活動への参画支援、虐待ケースの発見・対応、さまざま地域の連携、保健センターとの連携、そうしたことも今後のいろいろな児童センター、児童館の役割としても取り上げられてきています。ぜひこうしたものも加味して検討が必要ではないでしょうか。

併せて、児童館の位置付けとして、児童厚生員という福祉の専門職の配置が義務付けられています。この福祉の専門職についても、以前と比べると、その資格についても近年見直しが進んでいます。児童厚生指導員、これも1級、2級、また特別指導員、また、それを取りまとめる児童健全育成指導士、こうしたものについても今つくられてきているようであります。こうした専門職の位置付け、今、摂津市としてこの児童厚生員を育てていくことが本当に大事なものであるかと思っています。こういった点から、今の本市としての位置付けについ

てお聞かせください。

次に、子どもの虐待についてです。摂津市の現状を今お聞きしました。各機関との連携や迅速できめ細かな支援で効果を上げているということでもあります。それでも年々相談、通報の件数は増えてきます。大阪府が今年に入ってから深刻な実態を受けて、この間、広報、街頭やテレビCMでのキャンペーンを張るなどの動きがありますが、先月の府議会の中のやりとりでは、職員の体制、また要保護児童の受け入れ体制、これも不十分といった実態が浮き彫りになっています。摂津市のほうでは、その点どうでしょうか。対応する職員の体制についてお聞かせください。

3点目の子どもの声を聞く取り組みについて、摂津市に対しての意見を聞いていくこと、施策に生かしていくこと、大変大事に思っています。今回の総合計画についてということで、直接的に意見を聞く場になっていますが、ふだんはあまりこのような機会はないように思います。そんな中で、どのように子どもたちの声を拾っていいのか、親や学校ではなかなか言えない成長期特有の問題もあると思います。私も最近知った取り組みに、18歳までの子どものための相談電話、チャイルドラインという取り組みがあります。NPO法人やボランティアが支え手となって広がっていますが、子どものつぶやきの底にある、そんな思いに耳を傾ける親子の関係、学校での友達関係、さまざまな実態について受けとめて、子どもたちの育ちを中心とした施策の提言を図っていくことなどを進められているようです。こうした電話相談は摂津の子どもたちには知られているのか、取り組みについて伺います。

以上、2回目の質問とします。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、弘議員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

現在の坪井踏切の状況を見ますと、摂津市駅を利用している高校生が、通学のため坪井踏切直近を横断している状況が見受けられます。学生は、横断時には遮断機が閉まっているのを確認しながら横断しているような状況でありますけれども、交差点部でもありますし、その交差点部を人が横断するということは非常に危険な状況にあると思っております。そういうことで、ほかの学生が通る通学路と申しますか、ルートを変更できないかということで調査しましたけれども、なかなかそういったような道路が見当たらないような状況でもあります。その点についても、学校のほうにも一度電話を入れている状況でありまして、学校としても今後一緒に考えていきたいと思います。今後は学校と協議しながら何か安全対策を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、2回目のご答弁をさせていただきます。

懇談会の内容でございますが、内容といえますか進め方になるかと思えます。子どもとしましては、この懇談会を立ち上げるに当たりましては、当初、市民の代表の方、そして事業者、そして行政の我々が一緒になって、同じ場でそういういろんな意見をお伺いして、その場で意見の交換をしようというような内容を考えておりました。しかしながら、そういうふうな形にしてしまいますと、市民代表の方々も自分たちの思いは素直に発言できないのではないか、こういうふうな思いもございましたし、事

業者としましては、答えるに当たっては、のど元をつかえさせるような内容になる場合もあるんじゃないかというようなことも考えまして、とりあえずは市民の方々に一度素直に意見をお伺いしようと、そして、その内容を事業者のほうにお伝えしようと。お伝えした中で、事業者のほうからどういう回答をいただけるか、それがまた市民の方にどういうふうに満足していただけるか、あるいは物足りないのかというような確認をする。その経過を議会のほうへもご報告申し上げたいと考えておりますので、着地点を求めたといいますか、決めた状況での懇談会ではなく、市民の方々の意見を素直に伺って、事業者の方々あるいはその事業所で働く皆様のご意見も交えながら、そういう話をお伺いしたいという懇談会にしてまいりたいと考えておるところです。

もう一つ、千里丘地域の路線バス、千里丘ガードが開通した形の中で、事業者のほうへどういう申し入れをしているのかというようなお問い合わせがございますが、私どもとしましては、平成8年か9年でしたか、休止路線になった状況の中で、千里丘ガードが開通しましたよと、そういう形の中では、どういうふうに休止路線をお考えなのか、一遍ご答弁いただきたいといふような問い合わせをしております。これは口頭で申し上げます。休止路線になされてから、やはりバスの事情も変わってきております。吹田市のほうも独自のバスを運行されておりますし、あるいはマンション開発の関係で、そのマンションでの運行も考えておられるというような状況もございます。そういう内容なので、今のところ即答というわけには至っていない状況です。ですから、こういう話も懇談会で話題になりますよということだけはお伝えしていると。ですか

ら、それに見合う回答もいただきたいという状況を投げかけているところの状況でございます。

以上です。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 まず、児童センターの件でございますが、児童センターにつきましては、先ほどご答弁でも申し上げましたように、現在、年間約2万5,000人ほどの皆様にご利用いただいているという状況でございますが、日々の利用の中では、既にこの児童センターを開設してから相当の年数がたっておりますので、現在は子どもの時分にこの児童センターを利用された方々が大学生になりというような中で、ボランティアで参加をいただくというような形で、子どもが大きくなって、またその地域の児童センターで現在の子どもの育ちにかかわると、こういうような一定の循環の中で非常にご利用いただいているという中で、私ども保健福祉部といたしましては、他の地域での児童センターの開設というようなことを、これまでも一定試行はしてきておるところでございますが、何分にも、この建設費についての補助制度がないような状態になっている。また、運営経費についても、一部現在も府の補助金が入っておりますが、全体の運営経費の中ではごくわずかというような状態になっておまして、こういう中で、なかなか具体的に単独での開設が難しいと、こういう状況になっておる次第でございます。

また、ご質問の中で、児童厚生員についてのご質問もいただいておりますが、この児童センター、児童館については、児童厚生員の配置というようなことが求められておりますが、これにつきまして、本市の場合は保育士資格をお持ちの方であるとか、

一定の経験のある方を任用しているという中で運営をさせていただいております。そういうことで、この児童館、児童センターという事業の子どもたちの育ちの中で占める位置というようなことについては、これまでからも十分理解、認識をいたしておりますので、今後とも、先ほどご答弁申し上げましたように、単独館というのはなかなか難しいという状況がございますので、他の公共施設等を利用する中で、そういう機能を持たせていくというような部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、児童虐待についてのご質問でございますが、本市の児童虐待への対応につきましては、先ほどのご答弁でも触れておりますが、要保護児童対策地域協議会というのを設置いたしております。この事務局を家庭児童相談室が担っております。現在の家庭児童相談室の職員体制につきましては、正職員が3名、非常勤職員が2名となっておりますが、その内訳は、臨床心理士が3名、社会福祉士が1名、事務職員が1名となっております。家庭児童相談室では、児童虐待だけでなくさまざまな児童と家庭の相談に対応し、子どもの発達や障害、家庭での養育等に対応をいたしておりますが、社会状況の変化、育児不安の増加や養育力の低下等により、相談件数の増加だけでなく内容も複雑化・多様化してきております。それに伴い業務も大変厳しい状況になっておるところでございます。

子どもへの虐待対応につきましては、家庭児童相談室だけで対応するのではなく、要保護児童対策地域協議会を中心に保健福祉部、教育委員会などの行政、学校、警察、地域などの各機関が連携・協力して対応していくことが不可欠であることから、その

連携強化に努めながら、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、子どもの声を聞く取り組みについてでございますが、せっつすこやか子育てプランにかかわってご答弁を申し上げます。計画では、子どもの人権が尊重される風土づくりとして、子どもの意見表明、意見反映の機会の提供として記載をいたしております。今後の取り組みといたしましては、まちづくりに子どもたちの意見が反映できるよう、子どもが参画する事業などを通じて意見を表明できる環境づくりを進めることとしております。児童センター事業や子どもフェスティバルなどで、子どもの自主活動が行われる際の子どもの意見の聞き取りやさまざまな体験活動等でのアンケートの実施など、意見を出しやすい環境設定に取り組んでまいります。

また、子ども専用相談電話は、大阪府の取り組みとして中央子ども家庭センターで実施されており、フリーダイヤルで24時間365日の対応となっております。児童虐待防止を訴えるオレンジリボンキャンペーンの一環として、全小・中学校で相談や通告先をお知らせするチラシ配布とポスター掲示を行っており、子ども悩み相談として併せて記載をいたしております。子どもの虐待はもちろんのこと、子どもからのSOSの発信と受けとめは必要であり、いつでも必要なときに子どもが相談することができるように、教育委員会と連携して学校などに常時掲示するなどの取り組みを行ってまいります。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 弘議員の質問にお答えをいたします。

南千里丘のまちづくりに関連して、商店街が減ったやないかというふうなお話では

なかりかと思えますけれども、まさか南千里丘をつくったことについてご指摘いただいているとは思いませんけれども、私は市長に就任しましたときに、南千里丘のまちづくりについて、こうしたいと構想を立ち上げたんですけど、そのときに議会でもいろんな質問があったことを覚えています。千里丘の西口、正雀の駅の現状がわかっているのかというふうな質問があったと思えますけれども、私は答弁で、たしか、間違っていたらいけませんけど、食べ物にも旬があるけれども、まちづくりにもタイミングというか旬があると。千里丘の西口と正雀は旬を外してしまったと。これはだれのせいでもない。オイルショックとかいろんな社会の状況で、そのときそのときに何とかしようと思って一生懸命取り組んでこられたけれども、結果的にはできなくなってしまった。その後、地価の変動とか経済情勢でどうしようもなくなってしまったという事実があると思うんですね。

私が就任したとき、目の前にダイヘンを中心とする状況、これは摂津市にとって、そのときの私は旬をとらえたいと言ったと思うんですね。今、この時期を外して黙って見ておるとするならば、千里丘の西も正雀も南千里丘もすべてどっちつかずになってしまって、それこそまちづくりは方向性を失ってしまう、これは何としてもやりたいというふうな話をしたと思うんですけども、確かに新しく駅ができますと人の流れが変わります。これは今に始まったことじゃなく、モノレールができたときも同じような話がありました。あるところへ行くと、何でモノレールをつけるんやと、駅をあんなどころへ持っていったと、私は言われたことがありました。そこからいろいろな人の流れが変わるんですね。私は言いわけ

も何もしないで、すみませんと言うたことを思い出すんですけども、正雀の、今、シャッター街とおっしゃいましたが、商店街、確かにいろいろと課題がいっぱいで、今までも何とかならないか、商店街の皆さんとともどもに我々も取り組んできておりますが、そういう面からいうと、1,700人の人が移動したということは、非常に商店街の皆さんからとると、ああ、えらいこっちゃなということかも知れませんが、私は、南千里丘のまちづくりをしなかったら、正雀はもっと悪くなっていったかも知れらんとおもいます。どんどん摂津市から人が減って行ってしまって、結果的に新しい駅ができようと思えまいと、全体的にどんどん人が減って行ってしまって、だから、私はある意味では、そのときそのときの状況をとらえて、前向きにまちづくりに取り組んで行って、その勢いで今度、私は前にも言いましたけど、千里丘とか正雀にみんな取り組んでいったら、少し時間はかかりますけれども、この南千里丘のまちづくりは間違いではないと思っておりますので、弘議員はいろんな市民からお話を聞いて、それをここで実情を訴えておられるのはわかりますけれども、弘議員のほうからも市民の皆さんに、この南千里丘のまちづくり、これができてよかったんだと、そして、この勢いで正雀もよくしますよというふうなことをおっしゃっていただくと、私はまた違った意味で商店街の活性化にもなっていくと思えます。

現にあそこをつくったからといって、こちをほったらかしにしていないんです。例えばセッピー商品券等々いろんなことをやって、今の疲弊しかかっている個人商店を何とかよみがえらそうということでもしっかり頑張っておりますので、これからも駅が

できて人が減ってしもて何やねんということ  
を言われぬように、しっかりと取り組  
んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろ  
しくをお願いします。

○上村高義議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、3回目の質問です。

この摂津市駅開業、その後のさまざまな  
影響、これからもまだまだ続いていくか  
というふうに思うんです。コミュニティプラ  
ザ、またこのB街区の南側には43階建て  
のタワーマンションになりますか、こうい  
うものも、聞いたときにはぎょっとする、  
そういうふうな市民の方からの声も聞いて  
います。本当にこうしたさまざまな問題に  
ついては、賛成される方、まだまだ問題が  
あるんじゃないかとおっしゃる方、そうし  
た方たちの声もしっかり聞いて、その後の  
まちづくり、これからの問題にぜひ耳を傾  
けていってもらいたいなというふうに思っ  
ています。

バスの問題については、本当に生活の足  
ということについては、今後ともこのこと  
が必要な課題になってきています。ぜひ有  
意義な懇談会になって、そして、バス路線  
の改善につながるような、そういう努力を  
全力で取り組んでももらいたいなというふう  
に思います。

最後、子どもの問題については、本当に  
この間の相談がたくさん寄せられます。子  
どもさんを持っている親の方の相談をよく  
聞きます。ただ、子どもの声は直接なか  
か届かない、そういうふうに思っています。  
児童厚生員だったり、また電話相談員だ  
ったり、そうした方たちの声なんかも施策  
の中に生かしていける、そんな市政になる  
ようにとお願いします。(発言終了のブザー  
音鳴る) (「議事進行」と山本靖一議員呼  
ぶ)

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 バス路線の問題で、きのう  
から、そしてきょうも部長のほうから答弁  
がありました。今年3月に市長がこの懇談  
会を立ち上げるというふうなことで基本方  
針で述べられました。非常に重いものだと  
いうふうに私たちは受けとめています。

先ほどの答弁の中に、自治会、自治連合  
会が3月から4月にかけて交代があるから  
役員の人選ができないと。予算執行が4月  
から実施をされて3か月たっているのに、  
これは自治連合会のほうから人選が行われ  
ていないのか、あるいはこの懇談会を立ち  
上げるための庁内の懇談会に滞りがあるの  
か、いろんな問題があると思うんですけれ  
ども、予算執行から3か月もそのまま放置  
されているような状態については、これは  
議会としてもそのことについて問題視す  
るということは当然のことだと思うんですけ  
れども、議長のほうにおいて、この間の経  
過についての市民に対する説明が整うよう  
な形で部長の答弁を整理していただきたい  
というふうに思います。

○上村高義議長 それでは、再度、土木下水  
道部長、答弁をお願いします。

○宮川土木下水道部長 今のご質問でござい  
ますけれども、私どものほうとしましては、  
3月に自治連合会のほうにご連絡申し上げ  
ました。その折には、4月29日、この日  
に地区振興委員の委嘱式がありますと。そ  
の委嘱式後、メンバーが明確になるという  
ふうな形の中で、それ以降、そのメンバー  
を自治連としては考えていきたいという内  
容でございました。私どもは内部的にも準  
備会を開催させていただいて、その中で、  
このバス問題にかかわる部局に対して、こ  
ういう懇談会を立ち上げたいというお話を  
させていただきました。その中で、いろい

ると議会あるいは市民の方々のほうからもご要望をいただいておりますから、そこらの要望をどういうふうに整理していくべきかと。今、巡回バス、循環バス、このような中での予算の組み立て、それらを比較した場合に有料・無料というような話もあります。やはりバスの便数を増やすとなれば、それなりの予算確保が必要になるというような話もございました。そのような中でいきますと、今、二千数百万円の費用をかけておりますけれども、とてもその費用では補え切れないのじゃないかと。そうした場合、その財源はどういうふうにするんだというような、いろんな私どもにしては非常に重たい足かせのような話題も出てまいりました。そういうふうな状況の中で、私どももちょっと二の足を踏んだ時間帯がございます。自治会のほうへも改めて早々に立ち上げたいということで、今、申し上げている状況でございます、その状況確認を近々させていただきたいと、一日も早く懇談会の立ち上げをしていきたいと、このように考えておるところでございます。

(「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ)

- 上村高義議長 山本議員。
- 山本靖一議員 役所にはいろんな懇談会とか審議会とかいうのがありますけれども、大体4月の予算執行をもってすぐに立ち上げられるというのが通例だったというふうに思うんですね。市長がこの基本方針で述べられるということは、それまでの準備が整っていると。今おっしゃったような中身ではなしに、そういうことの出発できる準備ができて、例えば、いろんなことのきょうも議論がありましたけれども、体育館の廃止の問題でも全部事前に準備をされているわけですね。そうすると、この3か月間、今おっしゃったようなその話をいろいろや

っているということになっていけば、バスなんて自然渋滞はありますけれども、最初からもう渋滞に巻き込まれて走られへんというような、これはやっぱり市民に対して説明責任を果たしていないというふうに私は思うわけです。そういう意味で、やっぱり何でおくれたのか、自治会側にあるのか、役所側にあるのかと、そういうことも含めてきちっとしていただくということが、市長のおっしゃる、こういう問題が旬というのはさっきおっしゃったけれども、市民の要求が本当にそういう切実な状況になっているわけで、会派からもすべて出ているわけですから、そういう意味で、やっぱりきちっとしたこの3か月間の取り組みが市民に映るような、そういう答弁をちゃんとしていただきたいと。併せて調整していただきたいと思います。(「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

- 上村高義議長 木村議員。
- 木村勝彦議員 山本議員の指摘されておることは大変重要なことだと思うんですけども、今のやりとりを聞いていますと、宮川部長のほうでも一定の答弁をしておりますし、これ以上審議をしますと関連質問的になってきますから、私は議事進行としてはなじまない部分があると思いますので、この程度でとどめるべきではないかと思えます。(「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ)
- 上村高義議長 山本議員。
- 山本靖一議員 議事進行の出し方、中身について、今、木村議員がおっしゃったように、関連質問のようになっていけば、その分は削除していただいて結構ですけども、しかし、今、市長が基本方針で述べられたことが3か月間も動いていないということについて、これはやっぱり大問題だというふうに私は認識しますから、これは市長の

提案についても、議会の軽重についても問われるというふうに思いますので、その点は市長のほうで配慮いただきたいというふうに思います。

○上村高義議長 わかりました。このことは議長のほうからもきっちり申し入れをいたしまして、きっちり取り組むようにしていきたいというふう考えております。

以上で弘議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

日程2、議案第37号など16件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第40号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第41号、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第42号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第43号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第52号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件の以上5件について、6月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○上村高義議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第51号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、6月15日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○上村高義議長 民生常任委員長。

(森西正民生常任委員長 登壇)

○森西正民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第37号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分、議案第38号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第39号、平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)、議案第46号、摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件、議案第47号、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件、議案第48号、摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第49号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件の以上7件について、6月15日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第47号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○上村高義議長 文教常任委員長。

(柴田繁勝文教常任委員長 登壇)

○柴田繁勝文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第37号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所

管分、議案第44号、摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第45号、摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件について、6月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をしました結果、議案第45号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

○上村高義議長 駅前等再開発特別委員長。

(木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託をされました議案第50号、摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、6月17日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものとして決定しましたので、ご報告を申し上げます。

○上村高義議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、日本共産党議員団を代表して、議案第45号及び議案第47号に対する反対討論を行います。

議案第45号は、摂津小学校の給食調理場を新設するため、隣接する市立味舌体育館を平成23年3月末に廃館にするものです。平成22年度の摂津市教育方針は、ス

ポーツ振興について、スポーツは健康維持・増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく資することから、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは大きな意義がある。だれもがそれぞれの体力や年齢、興味、目的等に応じて、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる、豊かで潤いのある生涯スポーツ社会づくりを推進すると述べ、スポーツ環境の充実やスポーツに親しむ機会の提供を図るとしています。

しかし、年間2万人以上の市民が利用していた市民体育館を平成21年度末に廃止し、その2年後の平成23年度末には年間1万人以上が利用している味舌体育館を廃止です。しかも、利用者をはじめ市民に説明もないまま廃館条例を議会に提出し、委員会で説明責任を問われて、慌てて関係団体に説明を行う始末です。

摂津小学校給食調理室の新設の必要性を否定するものではありませんが、相次ぐスポーツ施設の廃止によるスポーツ振興方針との矛盾、そして市民への説明責任の欠如は、今後の市民との協働によるスポーツ振興事業を進める上で大きな障害になりかねないということを指摘しておきます。

同様に、議案第47号に対する反対討論もごぞいます。

近年、市民との協働ということで、新しい政策を展開するにおいては、委員会の設置、懇談会、説明会、パブリックコメント等を実施され、市民の理解を求めるということは大分できるようになってきたようですけれども、今回のふれあいルームの閉鎖のように、施策の廃止について市民の意見を聞くということができておりません。ふれあいルーム閉鎖を決めるプロセスにおいても市民の意見が反映されるべきですし、

市民が利用を望み、要望があるところ、それを実現するための努力を市が怠ってはなりません。閉鎖までには、なお体育館とも時間があります。否決をし、一たん戻して市民要望をかなえる努力をどうするのか、市の財産をどう活用していくのか、検討し直すことを求めます。

以上、反対討論といたします。

○上村高義議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 以上で討論を終わります。

議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第46号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号及び議案第52号を一括採決します。

本14件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、本14件は可決されました。

議案第45号及び議案第47号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者多数です。

よって、本2件は可決されました。

日程3、議会議案第12号など8件を議題とします。

お諮りします。本8件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本8件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、公明党を代表いたしまして、議会議案第12号、30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の件につきまして、反対討論を行わせていただきます。

私ども公明党としましても、少人数学級というものにつきましては推奨をさせていただいております。その中で、少人数学級やチームティーチングの導入など、学校の実情に合わせた学級編成を行うこと、また、力量ある教員の育成、そして学級補助員、また副担任制度の導入・実現等々も踏まえて、この教育につきましては、しっかりと維持・向上を図るべきであると、そういう考えも持っております。

そういう中で、今回の意見書におきましては、30人以下という形で明記をされておりますけれども、さらに義務教育等教員特別手当の引き下げ、このことが今後の人材確保に支障を来すおそれがあるとも明記をされております。

しかしながら、この特別手当につきましては、2006年度の骨太の方針等々で一般行政職の給与を上回る優遇分を削減するということにもなっております。数字的には、2009年度におきましては、本給の3%分を支給されている義務教育等教員特別手当を2.2%へ削減、いわゆる0.

8%の削減ということでもさせていただいており、その後、今年度の予算におきましても、この削減については継続をされているというのが実情でございます。

そういう中で、私ども公明党としましても、この給与の削減がそのまま人材確保に支障を来すことのおそれがあるのかどうかというの、今後も時間をかけて検証するべきではないかなど、そういうふうにも思っております。そういう中で、私ども公明党は、先ほど申し上げさせていただいたとおり、副担任の導入、また学級補助員等も含めて少人数学級についても今後しっかりと検討すべき、また導入すべきだというふうにも思っております。

また、摂津市の教育改革におきましても、このチームティーチングと少人数学級というのは明記をされております。そういう中で、私どもは、こういうしっかりとした地域の実情に合わせた学級編成が行われるように、また、力量ある教員の育成を今後もしっかり行う中で、摂津市の教育水準、また摂津市で学んでよかった、そう言って感じていただけるような教育に向けていくべきだなと、そういうふうにも思っております。

また、この教員の給与につきましては、現場に見合う形での給与水準とすることが適切だなと、そういうふうにも思っております。そういう中で、この摂津市としましても、平成20年3月、これは一部でございますけれども、小学校1年、2年生の35人学級実施にかかわる通年の財政措置を行うようということでも、この平成20年の3月に本議会としても意見書を提出しているということをつけ加えまして、この議会議案第12号についての公明党としての反対討論とさせていただきます。

○上村高義議長 ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 以上で討論を終わります。  
議会議案第12号を採決します。  
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者多数。  
よって、本件は可決されました。  
議会議案第13号を採決します。  
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者多数です。  
よって、本件は可決されました。  
議会議案第14号を採決します。  
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者多数。  
よって、本件は可決されました。  
議会議案第15号、議会議案第16号、議会議案第17号、議会議案第18号及び議会議案第19号を一括採決します。  
本5件について、可決することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、本5件は可決されました。  
以上で、本日の日程は終了し、これで、平成22年第2回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後2時12分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により  
署名する。

摂津市議会議長                    上 村 高 義

摂津市議会議員                   渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員                   三 宅 秀 明

☆ 添 付 資 料

平成22年第2回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6 / 14	月	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 ----- (議会議案届出締切 17:15)	10:00
15	火		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
16	水		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） ----- (一般質問届出締切 12:00)	10:00 10:00
17	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
18	金			
19	⊕			
20	⊙			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
25	金			
26	⊕			
27	⊙			
28	月	本会議（第2日）	一般質問	10:00
29	火	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 ----- 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

# 議 案 付 託 表

平成 22 年第 2 回定例会

## 〈総務常任委員会〉

- 議案 第 40 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 41 号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 42 号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 43 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 52 号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈建設常任委員会〉

- 議案 第 51 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈文教常任委員会〉

- 議案 第 37 号 平成 22 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分
- 議案 第 44 号 摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 45 号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈民生常任委員会〉

- 議案 第 37 号 平成 22 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分
- 議案 第 38 号 平成 22 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案 第 39 号 平成 22 年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案 第 46 号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 47 号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 48 号 摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 49 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案 第 50 号 摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件

# 平成22年第2回定例会 一般質問要旨

## 質問順位

- 1 番 木村勝彦議員    2 番 渡辺慎吾議員    3 番 野口博議員  
4 番 柴田繁勝議員    5 番 藤浦雅彦議員    6 番 大澤千恵子議員  
7 番 山崎雅数議員    8 番 原田平議員    9 番 本保加津枝議員  
10 番 森西正議員    11 番 弘豊議員

## 木村勝彦議員

- 1 正雀下水処理場・クリーンセンターの現状と今後の取り組みについて

## 渡辺慎吾議員

- 1 外国人地方参政権について
- 2 選択的夫婦別姓について
- 3 大阪都構想について
- 4 安威川以南のまちづくりについて
  - (1) 第4次総合計画の位置づけについて
  - (2) コンセプトについて
  - (3) 交通アクセスについて

## 野口博議員

- 1 JR千里丘駅西口駅前整備と安全対策について
- 2 旧三宅小学校跡地の活用問題について
- 3 第4次行財政改革実施計画について

## 柴田繁勝議員

- 1 十三高槻線（正雀本町区域内）の工事進捗状況について
- 2 道路冠水箇所等の安全対策について
- 3 最近の異常降雨時に対する大正川等の安全性について
- 4 文化財保護条例の取り組みと市内の文化財指定に対する基本的な考え方について
- 5 文化振興施策について
- 6 旧味舌及び三宅小学校跡地内に地域に適したメモリアル的な施設を造る考えはないか。

## 藤浦雅彦議員

- 1 街づくりのコンセプト「健康」に合わせて、南千里丘周辺の禁煙区域指定について
- 2 鳥飼方面行きの摂津市役所前のバス停にベンチを設置する事について
- 3 JR千里丘駅前のバス降り場からタクシー乗り場へ横断する件について
- 4 坪井ガードの車輛通行止めについて
- 5 千里丘小学校前及びエネゲート前の歩道の改修について
- 6 千里丘交差点の歩車道分離式信号機導入について
- 7 三宅柳田小学校前の学園町中央線・香露園1号線の重量規制と香露園1号線の歩道設置について
- 8 犬の糞放置防止条例の制定について

## 大澤千恵子議員

- 1 職員の育成について
- 2 市内全域の環境対策について
  - (1) 地球温暖化防止地域計画について
  - (2) 一般廃棄物処理基本計画について
- 3 商業振興の施策について
  - (1) 商業の活性化に関する条例について
  - (2) セッピー商品券第2弾について
- 4 公共交通の課題、バス路線網について

## 山崎雅数議員

- 1 就学援助でクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を求めることについて
- 2 介護サービスの提供の現状と問題点について
- 3 雇用対策、就労支援について
- 4 吹田操車場跡地、十三高槻線の工事で、粉じん、騒音など迷惑対策について

## 原田平議員

- 1 大阪都構想について
- 2 第4次行財政改革実施計画について
  - (1) 第3次行財政改革までの総括について
  - (2) 行財政の理念として掲げる5本の柱について
  - (3) 事務事業の改革について
    - ア、土地開発公社の健全化について
    - イ、消防行政の広域化と出張所のあり方について
- 3 地域活性化補助事業について
- 4 市民活動支援事業について

## 本保加津枝議員

- 1 小児ぜん息の治療にかかる医療費の公費負担対象年齢の拡大について
- 2 商業の活性化に関する条例の振興について
- 3 安威川以北地域の体育館減少への対策について
- 4 子宮頸がん予防措置の実施について
  - (1) 特定年齢へのワクチン一斉接種実施に対する本市の取り組みについて
  - (2) 子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大するための取り組みについて

## 森西正議員

- 1 吹田支援学校鳥飼校校舎増築における本市の学校開放への影響について
- 2 橋下徹知事が推進する市町村への義務教育の教員人事権移譲について
- 3 就学前教育について

## 弘豊議員

- 1 摂津市駅開業に伴う周辺地域への影響について
  - (1) 踏切道の安全対策と遮断時間の変化
  - (2) 交通量や人の流れの変化について
- 2 市民の生活の足となるような、バス路線への改善のために
  - (1) 関係機関の懇談会の設置と持ち方について
  - (2) 千里丘地域の路線バスについて
- 3 子どもの健やかな成長を支える施策の充実について
  - (1) 子どもの居場所づくりについて
  - (2) 子どもの虐待のないまちづくり
  - (3) 子どもの声を聞く取り組み

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告第2号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月14日	報告)
報告第3号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月14日	承認
報告第4号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月14日	承認
報告第5号	摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月14日	承認
報告第6号	平成21年度摂津市一般会計補正予算(第9号)専決処分報告の件	6月14日	承認
報告第7号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月14日	承認
報告第8号	平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)専決処分報告の件	6月14日	承認
報告第9号	平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)専決処分報告の件	6月14日	承認
報告第10号	平成21年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件	(6月14日	報告)
報告第11号	平成21年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	(6月14日	報告)
報告第12号	平成21年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件	(6月14日	報告)
議案第37号	平成22年度摂津市一般会計補正予算(第1号)	6月29日	可決
議案第38号	平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	6月29日	可決
議案第39号	平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	6月29日	可決
議案第40号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第41号	摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第42号	摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第43号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第44号	摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第45号	摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第46号	摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第47号	摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第48号	摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第49号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第50号	摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第51号	摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議案第52号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	6月29日	可決
議会議案第12号	30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の件	6月29日	可決
議会議案第13号	地方財政の充実・強化を求める意見書の件	6月29日	可決
議会議案第14号	「政治とカネ」をめぐる疑惑の徹底解明と政治の浄化を求める意見書の件	6月29日	可決

議会議案 第 15号	「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の時効撤廃を求める意見書の件	6月29日	可決
議会議案 第 16号	発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアダイジェスト教科書の普及促進を求める意見書の件	6月29日	可決
議会議案 第 17号	機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書の件	6月29日	可決
議会議案 第 18号	歩車分離式信号の増設を求める意見書の件	6月29日	可決
議会議案 第 19号	国民の生命と財産を守る防災・生活関連予算の充実を求める意見書の件	6月29日	可決